

第百五十四回国
参議院財政金融委員会會議録第二十号

平成十四年六月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月六日

辞任

大塚 耕平君
大門実紀史君

補欠選任

樺葉賀津也君
筆坂 秀世君

六月七日

辞任

樺葉賀津也君
筆坂 秀世君

補欠選任

大塚 耕平君
大門実紀史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下八洲夫君

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

金田 勝年君

清水 達雄君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

山下 英利君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

経済産業副大臣

環境副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁検査局長

財務省主税局長

中小企業庁次長

五味 廣文君

大武健一郎君

小脇 一朗君

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法人税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁検査局長五味廣文君、財務省主税局長大武健一郎君及び中小企業庁次長小脇一朗君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 法人税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下英利君 おはようございます。自由民主党の山下でございます。

トップバッターといたしまして、議題になっておりますいわゆる連結納税制度、これの創設に関する法案につきまして御質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

冒頭でございますけれども、今回の連結納税制度、これは産業界からはもうかねてから本当に長く待ち望んでいた制度であるというふうに私は理解をいたしておりますけれども、今回この連結納税制度創設に至った背景、理由と申しますか、その辺の御事情をちょっと御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副大臣(尾辻秀久君) 我が国企業の経営環境が大きく変化する中で、連結を主体とする企業会計

への移行、独禁法における持ち株会社の解禁、会社分割や株式交換についての商法改正等により、企業の柔軟な組織再編を可能とするための法制等の整備が進められてまいりました。御案内のとおりであります。

そこで、連結納税制度の創設は、このような企業を取り巻く経営環境の変化を踏まえまして、大きく目的は二つございしますが、一つの目的といたしまして、実質的に一つの法人と見ることができ企業グループを一つの納税単位として課税することにより、実態に即した適正な課税を行うこと。二点目の目的でございますが、企業の組織再編をより柔軟に行うことを可能とし、我が国企業の国際競争力の強化と経済の構造改革に資すること。この二つを大きく目的として導入することといたしましたものでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。今御説明をいただいたとおり、従来と違ってグループとして一つの企業の在り方を進めていくという意味で大変意義の深い私はこれ制度だと思っておりますのでございしますが、今回この制度が新しく出てきた中にありまして、付加税という問題が大きく議論をされているところでございます。この点についてお考えをお聞きをしたいと思っておりますが、今回のこの付加税に対しては、経済界の方では、せっかく連結納税制度を導入するんだけれども、付加税があることから、なかなか導入というところまで行かないというふうな声も聞えてきております。二年後には見直すという形になっておりますけれども、今、付加税を払って新しくこの連結納税制度を導入しようという企業はどういった状況の企業なのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ただいま御質問がありました連結納税制度を導入するのはどういうメリットのある企業なのかという点でございますが、そもそも連結納税制度自体、ただいまの尾辻副大臣が御説明になりましたように、企業再編を柔軟に行うということが実は一番大きなメリットとしてございまして、単年度の納税額の多寡にかかわらず、いち早く連結納税制度を選択しようとする企業もあるかと考えます。

さらには、そもそも連結納税制度導入によりまして、連結グループ内の企業の所得と欠損を通算できますために、連結付加税を払ってもなお納税額が減少する法人は当然あるわけです。例えば、一義的に申せば、極端なケースですが、親子を合算いたしますと赤字になってしまおうというようなところは、実は赤字では付加税は影響ございませんで、これはもう明らかに導入するという方が損得上は有利だということになります。

ただ、もっともこの辺りも、各企業の経営者等お聞きして見ますと、むしろ連結子会社の経営責任を問うために、安易に親会社の赤字で消すのがいいかどうかというような経営上の観点から、むしろ導入をするかしないかという判断しておられるようなところもあるやに聞いておりまして、この辺りは必ずしも損得だけで動いているわけでもないのかなというふうに思います。

ただ、いずれにしても、現時点では、そういう意味で、明らかに得になるところももちろんございますし、今言ったような広範囲な観点から導入するというのを検討している企業もあるやに存じております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

今御説明をいただいたとおり、いろんな理由がございますが、企業としてはなかなか付加税が、アンケートなんか拝見しますと、付加税がなくなれば導入を検討しようという回答が多いということも事実でございます。その辺は大きな理由になっているのではないかなというふうな気がします。ですから、その辺は十分踏まえた上

での連結納税制度導入ということが必要ではないかなというふうな気もいたしておる次第であります。言ってみれば、いわゆる新しい税制を導入する場合に、減税のところがあれば必ずや財源というものを確保しなければいけないということが要因というか、起因してくる話ではないかなと、そう思っているわけなんです。

今回、連結納税制度導入のためには、まず財源の確保策として、法人税の中でのいろいろ増税といいますが、税財源の確保に対して手当てをされているわけでありまして、この付加税という問題については同じ制度の中で財源を確保するというふうなことになるわけであって、この辺、もうちょっと幅広い観点から財源措置をすべきではなかったかなというふうに私自身ちょっと思うわけでありまして、その辺は財務省はどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今も御答弁申し上げましたけれども、連結納税制度は連結グループ内の赤字の会社と黒字の会社の所得を通算して課税する仕組みでありますので、必然的に減収を生じます。かねて御説明申し上げておりますように、平年度ベースでは約八千億の減収になる、このように見込まれます。

この税収減は、企業が連結納税制度を適用することにより生ずるものでありまして、率直に申し上げますけれども、現在の厳しい財政状況を考えますと、企業以外の負担でこの税収減を補てんすることは適当でないと考えておりまして、これらに対する補てん措置は法人税の枠組みの中で行うことが適当と考えております。

すなわち、八千億減収になる、これを何とか補てんしなきゃいけない、これを法人税全体で補てんをしたい、こういうふうな考えております。そして、それを連結納税を導入する企業にも一部を求め、一部は連結納税を導入しない企業にもお願いをする、こういうふうな考えて私どもは今回のお願いをしておるわけでありまして、それ、連結納税を導入する企業にお願い

するのが今御議論になっております付加税その他でありますし、それから今度は、その他の部分は、日ごろ議論がずっと続いております法人税の議論の中で私どもは考えてこの八千億の補てんをした、こういうふうな考えておるところでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

御説明の趣旨はよく分かります。分かりますけれども、今の経済環境、要するに経済の活性化という点を踏まえたところでやはり幅広い御議論をしていただきたいというところは一言申し上げたいなと思っております。

この連結納税制度の中身についてちょっと御質問をさせていただきたいんですけれども、今回、この連結納税制度のグループ化というところからSPC、いわゆる特定目的会社というものが対象からは外れておりますけれども、この理由についてちょっと御説明をいただけますでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

連結納税制度は、やはり一体性を持って経営され、実質的に一つの法人と見ることができる企業グループを一つの納税単位として、実態に即した課税を実現するという趣旨から設けさせていただいております。

この特定目的会社、SPCというのは、特定の資産を企業本体から切り離しまして、そのキャッシュフローとかあるいは資産価値を裏付けとして投資者に証券等を発行することによって流動化を図るという仕組みのために設立されるものでございまして、こうした観点から、御存じのとおり、実は連結財務諸表上も連結子会社として取り扱わないということにされておりますし、実は法律上、一〇〇%の子会社の保有も実は認められていないということでございます。

もう御存じのとおり、今回の措置というのはあくまでも親会社及びその一〇〇%子会社から成る企業グループを対象としていますので、したが

まして、今回、SPCを連結納税制度の対象とすることは適当でないというふうに考えた次第でございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

SPCについてお聞きした理由というの、これからちょっと二、三質問させていただきます。新しい新産業、新しい技術開発といったものをどんどん進めていかなきゃいけないときに、要するにグループのいわゆる投資目的ということでSPCという考え方というものは、これからのいわゆる考え方として議論をするべきじゃないかなというの、私自身も思っているところなんです。

制度上、SPCは連結財務諸表からは外すというふうな状況になっておりますけれども、これをその内容によってどう対応するかという議論、これはまた別な機会に譲らせていただきますと思っております。

続きまして、この連結納税制度の導入について改めてお聞きをしたいんですけれども、事業組織の再編というのに対してこの連結納税制度というのとはどんな意味合いを持つておるかというところを、御当局のお考えを聞かせてください。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりでありまして、我が国企業は、厳しい経営環境に対応した企業努力の一環として、持ち株会社の設立や企業分割による分社化などにより戦略的な組織再編を進めようとしております。それにこたえようと

するものでございまして、連結納税制度の創設は、税制を組織再編に対してより中立的にすることにより、このような企業の経営努力を阻害せずと柔軟な組織再編の実施を可能とするものであると考えております。このように企業が柔軟な組織再編によってその競争力の維持強化を図ることは、日本経済全体の競争力の強化、ひいては経済の構造改革にも寄与するものと考えております。

特に、分社化と申しましたけれども、その分社化の中の一つが例えばベンチャー部門みたいなところで、分社化してしまえば赤字になるよ、そ

れを覚悟の上で分社化して頑張るよというように
ときに、大変この税制、使っていたら私
どもは考えておるわけでございます。

○山下英利君　ありがとうございます。分社化の
ところの考え方の尾辻副大臣のお考え方、私も同
感であります。

ただ、一方では、今回のこの措置に対して、中
に措置はされておりますけれども、例えば企業の
合併あるいは統合、こういったMアンドAの場合
に、赤字の会社を外から買ってきてグループに入
れて、それで全体としての税負担を抑えるとい
うなど、新しい、新子会社に対する対応とい
うのもこの今回の法案の中に盛り込まれてい
るということもありません。

ただ、今後は、やはり企業の事業再編を促す
という意味におきましては、例えばMアンドAの場
合に、新しい会社を作つて、そこへいわゆる営業
権、事業を移したときに、その会社をグループに
入れて育てるという場合は必ずしも、内容がこれ
から育てる会社でございますから、それに対する
税制面での配慮というのも考えていかなければ、
このいわゆる事業再編、企業の活性化というもの
に対して更なる御尽力をいただきたいと思つて
おります。ですから、中から分ける部分と、そ
れから外から入れてくるという部分と、両方を
やはり考えてこれを運用していくことはより柔軟
しかも効果のあるものではないかと、そのよう
に思つておる次第であります。

この連結納税制度を考えますと、先ほどの御説
明の中でありましたけれども、従来は一つの企
業、それぞれの企業が単体という枠組みの中
から、大きなグループという形で一つの企業体
を考えると、要するにこれは言つてみればアメリ
カ型の考え方だといふに私は思つております。し
たが、税が発生するというのは、グループ外
の取引が発生した時点で税が掛かる、あくまでも
グループの中では損益通算という形で税負担を
一つにまとめて考えるという、いわゆるアメリカ

と考へてよろしいんでしょうか。
○政府参考人(大武健一郎君)　お答えさせてい
たきます。

連結納税制度につきましては、先生言われま
すとおり、実はアメリカ型と、むしろフランスと
ドイツ、イギリス型というものと、大きく
二つに割れるんだらうと思つております。日本が
目指したのは、アメリカ型のように、グループを
一体として、一つの納税単位として課税するこ
とで、実態に即した適正な課税を行うということ
を目的とすると。そういう意味では、正にアメリ
カで導入されているような本格的な連結納税制
度の導入をするということをしたわけではござ
います。ただ、それぞれの国におきましては、歴史が
ございまして、特にアメリカなどは、この制度を
つくつた趣旨は、むしろ節税、分社化すること
によつて言わば節税行為がまかり通つていた時
代に、むしろその節税策を抑えるという観点から
この制度はそもそも生まれたものでございまして、
特に、当時はアメリカは、中小法人とかさうい
うところによつて言わば税率を変えろという話
があつたものですから、分社化がどんどん進ん
じゃう、それで税金を逃れるという行為があつた、
これを防ぐところから生まれてきたという経緯
があつて、その辺りによつては少しづつ仕組
みは違ひますが、いずれにせよ、今回の連結
納税制度は、アメリカのような、そういうグル
ープを一体としてとらえる、そういう考え方
の下に作られていたというところでございま
す。

○山下英利君　ありがとうございます。
連結納税の制度、大企業ばかりでなくて、中
小企業においてももちろん考え方としては同じ
方になるわけですから、今御説明いただきました
アメリカ型の損益通算という中では、あるいは
度は事業展開、多角化なんかのときに、やはり
小企業としても事業推進を支援してあげられ
る部分、そして税収もというか財源も確保でき
る、そういう観点からのこの連結納税制度の運
用というのが必要だと思つております。その中
には、例えば

会計基準の問題が大きく絡んでまいります。例
え減価償却の在り方であるとか、そういった複
雑なところも出てきます。今日はそういった細
論は差し控えていただきますけれども、その
中における大きな枠組みの中のグループ化
という私は考え方からこの連結納税制度とい
うものを導入していただけることは大きな前
進だと思つております。

そこで、もう一点ちよつと追加でお聞きを
申し上げたいんですが、今回のこの連結納税
制度の対象を一〇〇％の子会社に限る、実質
的には親、子、孫、通算しても資本が一〇〇
％になっているという形を限定された理由に
ついてちよつとお聞かせください。

○政府参考人(大武健一郎君)　尾辻副大臣
も申されましたとおり、連結納税制度の意義
が、やはり実質的に一つの法人と見ることが
できる企業グループ、それを一つの課税単位
にするということを目指しておるわけです。

そういう意味で、一〇〇％未満の子会社を
制度の対象にいたしますと、例えば子会社の
少数株主が子会社の欠損金の繰越控除のメリ
ットを享受できなくなる、いわゆる一〇〇％
以外、九〇％ではあれ何であれ、残りの少
数株主のそうしたメリットが享受できないとい
う問題が発生してくるということもございま
すし、さらに、仮にこうした少数株主の利益
を考慮しまして制度を設計するとなれば、今
回お出ししたようにかなり複雑な法人税制に
なつてしまつておるわけですが、更にそれを
複雑化せざるを得ない。そういう意味では、
やはり現時点では一〇〇％の子会社を対象に
することが適当なのではないかと、こういう判
断に立つたところでございまして。

○山下英利君　ありがとうございます。
新しく創設する、導入するという段階で相
当細かい作業も必要となつてまいります。で
すから、一〇〇％に限定をされたところ
は十分理解もさせていただきますけれども、
先ほどの少数株

主の問題等、複雑な点がありますけれども、
これからの連結納税制度というものを考
えたときに、この一〇〇％に限るとい
うところは更に議論を深めていかなければ
いけない部分であると私は思つて
います。アメリカでも実際には一〇〇％
というところで限定はいたしてお
りません。これはなぜ限定してい
ないのかというところからまず解
きほぐしていかなければいけ
ないかなと、そういうふう
に思つておる次第であります。

それで次に、これは連結納税制度だけに限
つた話ではないんですけれども、税の空洞化
という今問題が盛んに言われてお
りますが、この点についてちよつと
質問をさせていただきます。

現在、七割の法人企業が実際に税金を納
めていないという状況になつて
きているわけですから、税制改正
の議論の中でその辺のところも
大いに議論をされなければいけ
ない部分であると、私はそのよう
に思つておるんですけれども、
これに対する税務当局としての
これからの対策、考え方、これ
をお聞かせいただきたいという
ふうに思つております。

○副大臣(尾辻秀久君)　まず、連結納税
制度についていろいろ問題点を御指摘
いただいております。いつも大臣も御
答弁申し上げておりますけれども、
まず導入させていただいて、そ
してまたしっかりと議論をして
いただき、今後の検討もして
まいりたい、このように思つて
おります。そこで、この税の空
洞化についての御質問でござ
います。

この赤字法人課税につきましては、これまで政府税調において、一つには、赤字法人といえども公共サービスを受けているのであるから何らかの応益的負担を求めるべきではないか、こういった御意見もありますし、また、課税ベースの適正化によって相応の改善が図られるのではないかと、こういったような御指摘もございいます。

いずれにいたしましても、法人税における赤字法人課税の問題につきましては、このような指摘を踏まえつつ、赤字法人となっている実態を見極めるとともに、法人税の課税方式や課税ベースの見直しなど、幅広い観点から検討を行っていくことが必要であると考えております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

そんな中でいわゆる法人、個人、それぞれがきちんと税を負担し、そしてこれが今度、予算という舞台できちっと資金も、予算も実行するというふうなことが今一番議論されて問題となっている部分でございます。そんな中で私なりに考えますと、やっぱり法人が税を納めていない状況、これはいろいろありますけれども、経済の状況というのものももちろんあると思います。その経済の状況、景気が悪いという中であって、やっぱり産業も空洞化が進んでいるというふうな実態も、これは大きな理由であるというふうには私に考えている次第であります。

それで、今日はちょっと経済産業省の方から御答弁を賜りたいと、そういうふうな思っておるんですけれども、今回、連結納税制度、これを導入することによって実際に、先ほど答弁の間でいろいろお話ししましたけれども、経済産業省としては、企業の活力、活性化、これは増していくかどうか、今後、この制度自体が企業の活力を増すものであるかどうか、この辺のところは率直に経済産業省の方としてはどのようにお考えでいらつしやいますか。

○大臣政務官(松あきら君) 山下先生にお答えをさせていただきます。

今日、我が国企業は、経済のボーダーレス化、

また技術革新の急速な進展、世界的な規制緩和の動き等によりまして、国際競争が激化するなど大きな経済環境の変化に直面をしております。もう先生の御指摘のとおりでございます。先ほど尾辻副大臣からも御答弁ありましたけれども、こうした状況の中で、企業は、新規事業の展開を始め、自らの企業戦略というものを的確に実施する体制を整えるべく、分社化あるいはグループ企業の再編に取り組んでいるところでございます。これを成功裏に進めることができるか否か、これは正に我が国企業の国際競争力の強化、ひいては我が国経済の活性化のかぎとなっていると言っても過言ではないというふうに思っています。

しかしながら、先ほどから出ております、先生もおっしゃっております我が国の現行税制においては、分社化等を行うと税負担が増加する場合がある、企業組織の再編の阻害要因となっている面があったわけでございます。そうした中で、連結納税制度の導入によりまして、企業組織の再編の阻害要因が解消されまして、自らの企業戦略を実施する上で最適な組織を選択することが可能となりまして、我が国企業の国際競争力の強化、我が国経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。

それから、先ほど私には聞かれませんでしたけれども、付加税につきましては、財務大臣から、法案の成立後に速やかに実態調査を行い、これを踏まえた検討を行う旨お答えにもなつていらつしやいますし、我が経済産業省といたしましては、財務省において的確に対応されることを強くお願いをしたいと考えておるところでございます。

○山下英利君 ありがとうございます。

付加税の問題につきましても、先ほどちょっと私もコメントをさせていただきましたけれども、とにかくやはり新しい税制度、これを導入して、そしてこれを本当に民間の活性化に生かしていくということは大変なことだと思っておりますので、その辺を踏まえて経済産業省の方としても頑張っ

ていただきたいと、そういうふうに思っている次第なんです。

もう一点、ちょっと経済産業省の方からコメントをちょうだいしたいんですけども、先ほどちょっとおっしゃったように、税負担が大きくなると企業が海外進出していく、それで、これでもって産業の空洞化が起こってくるという場合があるわけですね。じゃ、経済産業省として、税はそうだと。じゃ、税制面ではやはり厳しくなるといふような状況を踏まえて、経済産業省としてこの産業の空洞化、これをやはり避けよう、抑えていこうといったような対策、これ、ありますか。

○大臣政務官(松あきら君) 実は私は先月、山下先生の御地元である滋賀県に視察に伺わせていただきました。ちなみに私の本籍も滋賀県でございますけれども、滋賀県というのは、実は第二次産業、これが全国第一位、もちろん従事する方も全国第一位なんです。そしてまた、製造業の産業の空洞化対策は大変重要であると県民の方が強く思っている方が大勢いるということに私は意を強くしたところでございまして、例えば立命館大学のびわこ・くさつキャンパスあるいは長浜バイオ大学など新設されるんですけれども、産学官の連携が大変盛んでございまして、もう産業の活性化に積極的に取り組まれている、これに強く感銘を受けたところでございます。

先生正に御指摘のとおり、産業空洞化の解決は重要な問題でありまして、私も経済産業省といたしましては、昨年から大臣の私的懇談会といたしまして産業競争力戦略会議を開催しまして、その結果として五月十日に、先生も御存じのように、中間取りまとめを発表をさせていただきました。また、五月十三日には経済財政諮問会議におきまして、平沼経済産業大臣より、経済活性化に向けて、技術革新により最先端産業を創造し、我が国を高付加価値拠点化すること等を内容とした六つの戦略を提言したところでございます。中でも最大のポイントは、産学官の資源を集中させて我が国を世界最先端の研究開発拠点をし

まして、技術革新を次々と起こすことによりまして、二十一世紀をリードする最先端産業を生み出すことが重要と考えております。そのためのかぎとなりますのは、コア技術から実用化、市場化まで一貫した技術戦略であります。これから市場の拡大が見込まれる環境・エネルギー、IT、バイオ、ナノテク・材料の四分野を中心にしたしまして、思い切った政策資源の集中投入を図り、世界最先端の研究開発拠点を創出することが必要でございます。そのために、具体的には、試験研究税制の抜本強化、投資促進税制の創設などが重要であると考えております。

二点目のポイントは、競争力のある企業を伸ばしていくことが重要であると考えております。企業レベルの選択と集中から国民経済レベルの選択と集中を行い、国内外の優秀な人材、資本を強みのある分野に集中させることが重要であると考えております。

また、六月三日には、この提言の基本的な考え方、また具体的施策を盛り込む形で、経済財政諮問会議におきまして経済活性化戦略の案が提示されたところでございます。この経済活性化戦略につきましては、現在、最終取りまとめに向けて調整が行われるところでございますけれども、平成十五年度に向けた今後の政策展開における基本方針の柱の一つとして位置付けられているものと承知をいたしております。

以上でございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

経済産業省の方は質問は以上でございます。最近の報道を見ますと、今、税制改正いろいろ議論されている中で、やはり財源の確保というところがちょっと表に出過ぎていっているような報道もされていましてあります。これについては私は、やはり車の両輪でありまして、きちっと財源を確保していかなければそれは国のキャッシュフローも回らないわけでありまして、そういった点からすれば、税収の確保と経済の活性化というのは、これはどっちが欠けてもいけない話なんです。です

から、どっちかに偏っているとかそういったような報道がされているようなことに対して、私は、何が本当のかなど、率直に、そんなことあり得るはずがないというふうに思っているわけなんです。

例えば、先行減税なんていう話も報道で聞きます。先行減税をするということは、その分、財源というのはいくら持ってくるんだという話があつてしかるべきことでありまして、そのことだけがほんと大きく打ち出されるということ自体も、ちよつと私、すとおなかになれないような状況にあるんですけれども。

今後の税制改正を進めるに当たって、今盛んに議論されております中で、いわゆる政府の税制調査会、政府税調とそれから経済財政諮問会議、それぞれの役割、在り方というものがいま一つよく見えないというふうな声も私も聞いているところでもあります。この辺について大臣のちよつとお考え、もしお聞かせいただければ大変有り難いと思います。

○委員長(山下八洲夫君) 松政務官、御退席いただいて結構でございます。

○副大臣(尾辻秀久君) 経済財政諮問会議と政府税調との関係についてのお尋ねでございます。

経済財政諮問会議におきましては、基本的な経済財政政策の観点から、税制につきましてもあるべき税制の姿について大局的な議論を進めていただいております。先日、七日でございますけれども、総理指示を受けて、今月下旬には、税制改革の基本方針を含めた骨太の方針第二弾、まだ仮の名前でありましても、こうしたものが取りまとめられる予定でございます。

一方、政府税制調査会におきましては、各税目の項目等について税目ごとに検討いたしております。それらの項目等についてあるべき姿を具体的に検討していただいております。こちらの方も今月十四日にはあるべき税制の構築に向けた基本方針の取りまとめを行い、その後、総理の指示に沿って、来年度改正に向けて改正事項の具体

化を検討する予定となっております。幾つかの検討項目が設けられておる、こういうことでございます。

今申し上げましたように、政府税制調査会と経済財政諮問会議におきましては、それぞれの役割分担を踏まえて税制改革に関する議論を進めていただいております。

やや型どおりお答えいたしましたけれども、以上お答え申し上げます。

○山下英利君 ありがとうございます。

それで、今の御質問に続いてもう一点ちよつと教えていただきたいんですけれども。

それでは、今後税制改正を進めていくに当たって、先ほど私が申し上げましたいわゆる税財源の確保、税収の確保とそれから経済の活性化というこの二つの課題をどういうふうに両立させていくのか、お考えあつたらお聞かせいただきたいと思ひます。いわゆる、さつきちよつと私申し上げましたように、先行減税における財源の確保というふうなことも含んでおりますけれども、御所見お聞かせください。

○副大臣(尾辻秀久君) 大変難しい御質問でございます。まして、むしろお知恵をお教えたいただきたいと思ひます。お答え申し上げます。

二十一世紀においては、個人や企業の経済活動における自由な選択を最大限尊重し、経済活動に中立的でゆがみのない税制を構築することが重要であり、これが経済の活力を高めることにつながると考えております。しばしば経済財政諮問会議等でもおっしゃっておられることであります。また、公共サービスを支えるに足る安定的な歳入構造を構築することにより、国民の将来不安が払拭され、経済の活性化に資する面もあると考えられます。

政府税制調査会では、このような考え方を踏まえながら議論が進められておりました。私もずつと毎回と言つていいぐらい政府税調出ておりますけれども、正にこういう御議論でございます。先ほど申し上げましたように、十四日に基本方針

が取りまとめられる予定となっております。こうした諮問が出てまいりますので、私どもは最大限の努力をまいりたいと思ひております。

○山下英利君 ありがとうございます。

その中でいろいろ御議論をいただきましたと思ひついでいるんですけれども、今回、いわゆるさつき私が申し上げました税の空洞化ということと関係する部分もあるかと思ひますけれども、税の議論の中に、いわゆる国税とそれから地方税といったような区分け、これはあるんですけれども、例えば今回の連結納税とこれから議論が出てくるであろう外形標準課税、これをどういうふうに位置付けていくのか。あるいは、この連結納税制度の中でやはり私も議論し考えなきゃいけない問題として、移転価格税制という問題もあらうかと思ひます。

これ、御当局の方にちよつと教えていただきました。いんですが、この移転価格税制に対する考え方というのは、当局はどういうお考えをお持ちですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

昨今はやはり企業の国際化が進んでおりまして、しかし国ごとにやはり税制というのは違ふものですから、そういう意味では、所得を海外に移転させることによって一種の節税というのか、脱税といひますか、そういう行為が大変増えてまいつております。そういう意味では、それらを各国共通に、認識でございますが、OECDの場等におきましてその移転価格税制の適正化というのを、あるいはルール化と申すんでしょうか、そういうものを求めていっているという状況にございいます。

そういう意味では、日本もやはり移転価格税制の強化というのか、ある意味では適正化と言つた方がよろしいのかと思ひますけれども、進めていきたいと、そういうふうにいる次第でございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

この連結納税制度を日本も取り入れる、いわゆるグローバルスタンダードといひますか、海外とも同じ基準で物を考えていくという中で、この移転価格税制というのについてやはり日本としてきつちりと軸足を踏まえてやっていかないと、ますます税の部分でも産業の部分でも空洞化していくということは私は危惧している点でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、三日月、御質問をいたしますのは、金融庁にちよつとお伺ひをいたしますけれども、いよいよ来年の四月からペイオフ、これはいわゆる流動性も含めたペイオフが始まるわけなんです。ございまして、これに対応するいわゆる金融機関の名寄せというものの作業、これがずつと進んでいると思ひますけれども、この辺、名寄せの進捗状況、金融庁どうとらえていらっしゃるんですか、ちよつと教えてください。

○副大臣(村田吉隆君) 今年の四月一日から定期性の預金についてのペイオフの凍結の解除がなされましたけれども、それに先駆けまして私どもとしては、金融機関との各種の意見交換会、あるいは財務局を通じて金融機関に名寄せの体制の整備というものを要請してきたわけでございいます。一方、預金保険機構とも連絡を取りながら、金融検査の際にそうした金融機関の名寄せの体制についても厳正に検査をしてきたと、こういうこととでございます。そういう意味で、三月末をもちまして体制整備が完了したと、こういうふうには私も把握しております。

引き続き、今後も検査等を通じて、こうした金融機関におきまして名寄せの体制、状況については確認をしていきたいと、こういうふうには考えているわけであります。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

この名寄せはあくまでもペイオフというのに対応する名寄せということでありますから、一千万円限度、一社あるいは一人という形の名寄せだと私は理解しております。

これは連結納税制度と直接関係するものではな

いというふうに理解をしておりますが、それよろしいですね。

○副大臣(村田吉隆君) 直接、今、委員がおっしゃったように連結納税制度とはかわりはないと思いますが、私どもの名寄せは、一法人、法人ごとに確認するというところでございます。

○山下英利君 ありがとうございます。

そういったペイオフ対応の名寄せの状況等、都度きちっとフォローしていただいて、遺漏のない取扱いを是非金融庁に御指導いただきたいと、そういうふうに思っております。

それで、それについて、名寄せの問題もありますけれども、金融機関のシステムの問題、これはこの間の私の質問のときも申し上げさせていただきましたけれども、大変重要であり、かつもうこれは避けて通れない大変大きな事柄であります。その中で、例えば先般発生しましたみずほ銀行のシステム障害であるとか、それから、この間、先般成立をいたしました法案にも関係いたしましたけれども、社債、国債のいわゆるペーパーレス化が進むというところで、金融機関に対するシステムチェックの重要性、これはますます高くなっているわけなんです。実際、金融機関検査における金融庁のいわゆるシステムチェックの体制、これについてちょっとお聞かせをいただきたいなと思っております。具体的に、例えば今人員の面であるとか技術の面であるとか、そしてまた抱えている問題、そういったことも併せてお話しただければ幸いです。

○政府参考人(五味廣文君) お答えいたします。

金融監督庁が平成十年に創立をされました以降で、システムチェックということではかなり集中的に行われました検査というのが二つございます。一つは、いわゆる二〇〇〇年問題に対応するための準備ができていたかどうか、これを平成十年の暮れから平成十一年に掛けて行いました。それからもう一つは、今話題になりました名寄せでございます。この四月を迎えるに当たって名寄せの準備状況ができていたかどうか、こうした点を

チェックをいたしました。

この際の体制といたしましては、二〇〇〇年問題をチェックいたします際に民間からITの専門家を非常勤として中途採用いたしました。その後常勤化いたしました。こうしたITの専門家を中心といたしまして、更にシステム監査の能力のあります、これも中途採用した公認会計士、そしてこれらの人がオン・ザ・ジョブ・トレーニングを行って、素養のある検査官を言えば専門家として育成をしてそういう人達を投入する、こういったような形でやっております。

その間、平成十一年の七月に金融検査マニュアルができて、いわゆるリスクベースの検査ということが実行されるようになります。その中のリスクカテゴリーの一つにシステムリスクというものが位置付けられております。したがって、平成十一年の七月以降行っております、いわゆる一統の検査、つまりすべてのリスクカテゴリーを対象とする総合検査でございますが、この検査におきましては必ずシステムリスクのチェックが行われるということになっております。

体制といたしましては、民間から中途採用いたしましたITの専門家、これは現在四名おりますけれども、この四名を核にいたしまして、この四名が育成をいたしました準専門家ともいえる若干名の検査官、こうした人間が核になりまして、あとはシステムリスクのチェックリストに沿った研修を行うことで一般の検査官もこのシステムリスクのチェックを行うと、こんな体制でございます。

分担といたしましては、研修を受けた検査官がチェックをいたします通常の金融機関とは別に、例えば主要行でございますとか、あるいは大手地銀、さらにはインターネット取引が中心となっているような証券会社なり銀行、そして、今検査に行っておりますけれども証券取引所、大阪、東京の証券取引所のように、システムの保全というのが業務の根幹を成すようなこういったところ、こういったようなところにつきましては、この四名の

中途採用のシステム専門家を核にいたしました人間を張り付けて万全を期すというような体制で行っております。

現場の問題とおっしゃいましたが、ちよつと立ち入ったことで一言だけ申し上げさせていただきますと、現場の感じといたしましては、これだけ金融機関のシステム化が進んできておりますので、やはり専門家の数がもう少し欲しいということと、努力はいたしておりますが、なかなか市場が厳しいものですから、募集をいたしてもこちらの要求水準をクリアするような方はそう応募してみえないし、また、実際にクリアできる方が見付かりません、今度は待遇の面でなかなか折り合いが付かなくて採用ができないというようなことがございまして、ちよつとつらい思いをしておりますが、もう少し増やしたいというのが現場の感じでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

今、ちよつと御説明をいたしまして、やはりまだ人員の面、相当厳しいのかなという感じを持たせていたいただきました。やはりシステムという現場に入っていくと、そしてその現場を本当に自分でやりながらチェックをするという技術レベルというのはそう並大抵に養成できるものではありませんし、これもしかし抜本的に体制を考えていただかなければ、もう何か事があつたときに、そのときに対応ができないということでは、これは日本の金融システムが本音がたがたになつてしまふ、そういう危機感を私は持っている次第です。

そこで、ちよつと追加でお伺いをしたいんですが、今、養成あるいは中途採用といったようなお話もございましたが、いわゆる外注、アウトソーシングというところはどうかでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) お答えさせていただきます。

外注とおっしゃいましたので、平たく普通のアウトソーシングであるというふうに理解をさせて

いただいております。金融検査、例えば銀行の検査でありますれば、銀行法の二十五条で罰則を伴う間接強制による受忍義務というものを金融機関に課しております。そしてまた、検査の結果に基づきまして行政処分が下されるところというようなことも、早期は正措置命令を始めといたしまして、検査結果と有機的に関連する形で銀行法はこれを予定していると。他の法令でも多かれ少なかれ同じでございます。

したがって、こうした国家権力の行使そのものになりますので、その一部分を外注委託というふうな形で外へ出すというのは、その結果を今度は行政処分なり行政指導の根拠として使おうというときに法的な問題が生ずるといふふうに考えておまして、細部にわたつてはいろいろな議論はあり得るかと思いますが、現在の私の理解では、外注できたら本当に楽なんですけれども、それはやっぱりできないというのが私の理解でございます。

○山下英利君 ありがとうございます。

外注という話、なかなか難しいという御説明をいただいたんですけれども、私、なぜこのようにことをお聞きしたかという、先般、みずほでやつぱりシステム障害起こつた。それで、公金を扱っている。それについては地方自治体も独自に検査をするというようにことも表明をしております。その辺のところをうまく連携して、いわゆるアウトソーシングといつても、官民の関係というにに限らず、官民の中でのそういった連携をやつて、とにかく金融システムを堅持するという目的のために体制を整備する、これは考えていただいている点じゃないかなと、私はそういうふうについている次第であります。

これについては御答弁は結構でございますので、もし何かお考えございましたら大臣の方からお聞かせいただいて、私は質問を最後とさせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま五味検査局長の方から申し上げたとおり、専門家というもの

を、当然、一体検査の場合にシステム検査が予定されておりますので、それに充てる要員としてそれなりに整備をしているということでございませう。

しかし、今回の具体の事案においても私も考えまして、これはポリウム点の点もありまして、また複数の目が光った方がいんじゃないかというようなことありまして、日本銀行との提携というところで、日本銀行検査局と提携関係を持つて協力して検査に当たるといふことにいたしまして、その意味では先生が御指摘のラインと一致したような、そういう対処をしたということが言えようかと思ひます。

外注については、これは今、五味局長が言われたようなことが基本ではあると思うんですけども、私は、将来において全く考えられないことなのかというところは、現状の説明としてはそのとおりなんです、こうしたことについてないのかというところは、もう一度ちょっと考え直してみる余地はあるんじゃないかということを感じた問題として思っております。

要員は、検査だけではなくいろいろな局面に必要になってくるし、それからまた、本当に私なんか不適格者なんですけれども、恐らくこれからのシステムが根幹になるような、そうした経済活動というものを考えたとき、経済官庁のトップですね、つまり、下というか、階層的な組織になっていきますからあえて下と申しますが、下の者だけではなくてやっぱりかなり上の者もこうしたことの問題にかなりのレベルで、少なくとも本質的な部分については知っているというふうなことが要請されてくるんじゃないかというふうに思っております、これ非常に難しい問題を中にはらんでいと思うんですけれども、早くにそうした必要にして十分な体制を縦横十文字に取ることが必要になってくる。

その場合に、一体、効率的に対処する場合にどういう体制がいいんだということはかなり根本から考えてみる必要があるんじゃないかと、こういうふうには思っています。

うふうに私は思っています。

○山下英利君 どうもありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

今日は、午前、午後、百三十分間という時間をいただきましたので、少し、連結納税ももちろんでございますが、かなり税制改正の問題で現在経済財政諮問会議あるいは政府税調の方で議論されていきますので、それらも含めまして質問をさせていただきますかと思ひます。

さて、塩川財務大臣ほか、今、国内で最大の話題はいつもサッカーの話題になるんですね。財務大臣、先日の日曜日のロシア戦、ごらんになりましたか。私は実は、ワールドサッカー関連というんです、それに入っていましたので、実は横浜まで行ってまいりました。すばらしい試合を見て感動させられたという思いなんです、大体、本当にサッカーを観戦していて、サッカーの試合はこんなに面白いのに、なぜ国会の論議はこんなにつまらないのかなと、こうつくづく思うんです。

実は、アيسホッケーの選手だった田名部さん、田名部匡省さんという方がおられるんですが、田名部さんが、ちょうど私、サッカーの帰りに一緒で、あの方もアيسホッケーの専門家だったもので、それから、非常になるほど意味深長なことを聞いたんですけれども、それは、要するに攻守の切替えといいますか、守っているときに実は次の攻めを考え、攻めているときにまた守りも考えているんだというんですね。

こうしたやり取りを聞いていて、実は我々、大体いつもは一方的に攻めるだけなんです。逆に皆さん方から、峰崎あんな生意気なことを言っているから少し逆襲してやれという形での、こういう実は反論権という、そういう論議はなかなか成り立っていないんですね、今のところ。

私は、やっぱり国会活性化していく上に当たっては、こういう法律だったら逐条審議したらいい

と思うんですよ。もう要するに、一条、一条審議しながら内容の精査をしていったらいいと思うんですが、ある意味では、税制のありようを議論するときは、これはもう本当に法人税についてどう思うかという質問項目だけ出して、おいて、そうして塩川財務大臣と私の間でやり取りをしていくというふうな、そういうやり取りというのがあつて初めてディベートというのが成り立つんじゃないかなと、こう思つたんです。

財務大臣、長い間政治家をやっておられて、これは質問に入つておられませんけれども、そういう改革についてはどんなふうにお考えですか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私も実は、一回、二回、三回のときは、もう自民党で委員会が質問ばかり担当させられたんです。地方行政委員会に最初から属しておりました。一番質問難しかったのは地方交付税の質問やったんです。これをやるうと思ひましたら、もう本当に一週間、二週間勉強して質問したことがございました。ですから、先生方の質問は大変だということを私はよく知つておるんです。

そこで、お互いが問答し合うのが本当は一番いいんじゃないかなと思うんですけれども、しかし、私の方から時々、ちょっと、それじゃどうしたらいいんですかと聞いたか、これは失礼な話で、そういう質問、答弁は許されないとということになってきますので私も困つておるんですけれども。

本当は、私はそういうお互いが意見の開陳をしたらいいいんじゃないかと思つておりました、私は実は一回だけ経験がございます。それは、鈴木淑夫先生が衆議院の財金で、ちょうど三十分ほどですが、もう問答、質問でやり取りしたことがございます。私自身も非常に勉強になりました。そういうようなことがあればいいがなと思つて、願つておるところであります。

○峰崎直樹君 実は昨日、質問を取りに来られる政府の役人の方に随分失礼なことを言つたんですね。要するに、細かいところ、つまり答弁書を作

るためにもう根拠を葉振り聞かれるわけですよ。それは恐らく、大臣の皆さん方を、あるいは政務官や副大臣、今日もお見えになっていきますけれども、もうとにかく恥をかかせないようにするとか、いろいろ最大限の配慮をされているんだらうと思うんですよ。

ですから、ディベートをするに当たっては、そういう与党側だけにある特権みたいなものをなさなさいいけないと思ひます。逆に言えば、イコールフッティングしなさいいけない。それこそ、機会の平等とよくおっしゃるんですけれども、そこら辺を国会改革でやらなきゃいかぬと思ひます、これは是非これからやっていきたいと思ひますが、ちょっとクレームを付けたいんですよ。

というのは、環境省に、それぞれ、今日、奥谷政務官がおいでになるといふことなんです、まだ来ていない、来られていないと思ひます。聞くとところによると、十一時十分から十二時までの間しか出られませんとおっしゃつた。その理由は何ですかと聞いたら、実は向こうで環境委員会をやっているから大臣も副大臣も政務官もみんな出なさいかぬと。

しかし、我々国会の改革というのは、要するに政府参考人を呼ばないで政治家同士で議論していいんじゃないですかと、こういうことでやつたので、当然、各委員会で呼ばれるということはあり得る話ですよ。それが、もうあちらこちらに呼ばれてどうしてもその三人が手分けしても都合が付かないんじゃないかと思ひます、同じところに三人いたんじや、これ全然意味ないんですよ。

そういう意味で、来られたら私言おうと思ひますが、環境省への質問は、実は道路特定財源問題の環境税への組替え問題ですから、午後からの質問でしかちょっと組み立てようがないんです。そうすると、これ質問してもいらつしやらないということになつちゃうんです。

こういうことはやはり非常に問題なんじゃないかと思ひます、委員長、是非そこら辺の、もう一

度改めて、政府側の答弁者の調整問題についてはひとつ整理をしていただきたいと思うんですが。
○委員長(山下八洲夫君) 理事会で協議いたします。

○峰崎直樹君 それでは、連結納税問題から入っていきなさいと思うんですが、財務大臣、あるいはこれは尾辻副大臣が一貫して衆議院の方も今もお答えになっていらっしゃるんですけど、連結納税の目的について、尾辻副大臣、多分答弁されることは、もう大体どういう答弁されるかということとは分かるんですが、改めて端的にお聞きしたいと思うんですが、もうこちらから、もう答えられたという前提で再質問しましょう。

尾辻副大臣は先ほどの答弁に関して二点おっしゃられたわけですね。要するに、企業の国際競争力の引上げ、そしてその際に、一つは、実質的な一つの企業とみなし得る法人への課税を実態に即したものにしたい、二点目に、企業の組織再編をより柔軟に行うことを可能にし、我が国企業の国際競争力の強化と経済の構造改革に資することだ、こうおっしゃっています。

そこで聞きます。国際競争力の強化と経済の構造改革というのは、なぜこういう形で行うことが国際競争力の強化につながるのか、その点ちょっとお答え願いたいと思うんですが。

○副大臣(尾辻秀久君) 先ほど山下先生の御質問にちよっとお答えいたしましたけれども、例えば、今、日本の企業が、特にベンチャー企業が国際競争力が弱い、そういうようなことも言われます。そこで、大きな企業がそういうベンチャー部門にひとつ乗り出そう、こういうときに、子会社を作ったそのベンチャー部門をやるとう。

今までですと、それを、子会社を作った、当然、新しいところに乗り出すわけでありまして、当然赤字が見込まれる。そうすると、赤字が見込まれるからそれは二の足を踏むというようなこともありまして、今度のグループ全体で考えて納税していただくという制度になりますと、その子会社の出す赤字分は親会社の収益の中で相殺で

きますから、そういうことも可能になる。こうしたことが国際競争力の強化につながる、すなわち経済の構造改革につながる、私どもはそういうふうと考えておるところであります。

○峰崎直樹君 今お話を聞いていて、要するに子会社を作ったベンチャーはやりたいと。

今まで企業の中で、大企業の中で、大企業を中心と考えたときに、企業の中にも部門を分けてきたんですよ。事業部制だとかいろんな形であつたわけですね。MアンドAももちろんあると思うんですが、このいわゆる事業部制を一つの会社にして外に出す、いろいろ出していくという、一〇〇%子会社か、その一〇〇%ないかは別にして、いわゆる外に出していくというこのメリットというのはい体何が一番その際に重要なんでしょうかと。

つまり、企業がそういうふうになったん赤字になつても、赤字分を実は連結納税ということと一体で、税の赤字になつてもうかつているところと相殺できるから、その分、実は企業が損をしなというのか、中であつたのと同じことだ。しかし、私が聞きたいのは、なぜ外に出すのか、なぜ中に置いたままでは駄目だったのかというときに、一つの企業を外に出すわけですね、出したら何がかわってくるんだと、そこをちょっともし分かつたら教えてください。

○副大臣(尾辻秀久君) 私も会社経営したことございませぬし、そういう意味では素人でございますのでよく分からないんですが、分社化というのが必要だ、そういうことはよく言われております。したがって、分社化可能、これは大きなメリットであろう、こういうふうと考えております。

○峰崎直樹君 分かりました。私の質問がひよつとしたら御回答みたいになつていかもしれぬ。これは私、実は連結納税制度というのは私にとつてみれば非常に思い出しの深い、つまり、思い出しの深いというのは、一九九五年の年だったと思うんですが、五五年かあるいは五六年、ちよつと

定かではありませんが、実は、純粋持ち株式会社の禁止というのが起きたわけです。これは第九条、独禁法第九条というところ、隠された九条ということで純粋持ち株式会社が解禁をされていなかった。解禁をした方がいんじゃないかということを実は私、予算委員会提起したことがありまして。

当時、日本社会党に所属してまして、社会党に所属している人間がなぜ純粋持ち株式会社の解禁を指摘したのかというそんな指摘があつたときに、実はこの持ち株式会社を作ることによって、これは塩川財務大臣がよくおっしゃっているんですが、優秀な人材を育成するんだと、つまり、事業部制ということと事業部の部長とかなんとかなつたのでは実は会社を経営するといふノウハウが育たない、マーケットがどういふふう動いているか、あるいは人事や労務はどうなるのか、そういう意味での企業経営者、つまりアントレプレナーというんですか、本場の経営者を作っていくためには、実際に株式会社という一つの単位を責任持つて実は運営していくという、そのシステムでなければ実は企業は発展しないんじゃないのか、こういう実は問題指摘をしたことがあるんですね。

その意味で私は、この純粋持ち株式会社が解禁をされて連結納税という単位に持つていかない限り、日本の、ある意味では今私がお話したようなことは完結しないんじゃないかなと思つていたので、このいわゆる完成が待たれたわけなんです。そういう意味で私は、塩川財務大臣が前にちよつと私が質問したときに、やっぱり人材だ、経営者だ、本場の経営者がいないんだということろを指摘されたのは、私はそれとおりだろうと思つていまして。

その意味で、この連結納税という仕組みは、そういう意味でこの企業経営がなぜ国際競争力を持つのか、なぜ経済が活性化するかというときには、私は、そういうチャレンジ精神旺盛な企業家はいかにたくさん作っていくのかということに掛

かつているのではないかなというふうに思っているんです。

そこで、今日は経済産業省から副大臣お見えになつていただいているので、この純粋持ち株式会社は産業界で今どれぐらい広がっているのか、その点についてちよつとお聞きしたいと思うんですが。

○副大臣(大島慶久君) 峰崎先生にお答えを申し上げます。

純粋持ち株式会社でございますけれども、これは先生御案内のとおり、分権化による迅速な意思決定、あるいは選択と集中、こういったことを円滑化することに非常にまずメリットがある。こういったことで、今、我が国の経済は国際競争力をもういや応なしに強いられますし、いろんな意味で大変な場面に直面をしている企業がいろいろございまして、そういった意味では、我が国の企業にとつてこういった制度というのはもう極めて有効な選択肢の一つであらうと我々は考えております。

そして、これも御案内のとおり、平成九年、独禁法が改正されて以来、この純粋持ち株式会社が認められるようになったわけでございますけれども、製造業あるいはサービス業、そして金融業を始めとする極めて広い分野で今利用されつつある、こういうふうな申し上げていいかと思つてます。

けれども、我が国の現行税制においては、主要先進国の多くが既に導入をしております。今、先生が度々質問の中にも発せられております連結納税制度が導入されております。そういった意味で、純粋持ち株式会社に移行する際に、純粋持ち株式会社の下で分社化あるいはグループ企業の再編等を行う際に税負担が増加する場合があります。ございまして、純粋持ち株式会社の活用によって阻害要因となつていいる面があることも事実でございます。

こうした観点から、連結納税制度の導入は経済界の最も要望の高い一つであるというふうな我々は承知をいたしております。そして、連結納税制

度が導入されることによりまして一層有効に純粋持ち株会社を活用することが可能となりまして、我が国産業の国際協力の強化あるいは我が国経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。

以上でございます。

○峰崎直樹君 要するに、これ、質問の趣旨というのは、純粋持ち株会社が必要だということはあると言ったんですよ、私。それで、問題は、純粋持ち株会社がどのくらい広がっているのか。例えば、上場企業の中で何%を占めていますと、その中で調査をして、実はこういう要望が強いんですよ、そういうことを実はわざわざ文章も書いて、私、説明求めているわけであって、事前にそのことは書いたんですよ。必要性がどこにあるかなんというのを聞いていないじゃないですか。

だから、そういう意味で私は、先ほど言ったように、ディベートじゃないんですよ。要するに、書いてもらったことを答弁しているだけなんじゃないですか、今。何のそれだと議論にもならないんですよ。普通ならこれで止まりますよ、そういうことを議論していたら。

改めて、ではお願いします。

○副大臣(大島慶久君) 数量的には把握を今持ち合わせておりませんけれども、例えばみずほホールディング、これは二〇〇〇年の九月に設立をされております、日本ユニバークホールディング、これも二〇〇一年の三月、そしてJFEホールディング、これは仮称でございますけれども、二〇〇二年の十月予定をいたしております。それから、日本航空システム、これはJALと全日空の合併のようでございますけれども、実態は二〇〇二年十月に予定をいたしておりますいわゆる持ち株会社であろうと。主なところはこういうところでございます。

○峰崎直樹君 要するに、今のお話聞いていると、個々の事例を挙げておられるんですが、私は金融持ち株会社はちよつとこれ別格だと思っているから、その金融じゃなくて、実問題、純粋持

ち株会社が広がっているのか広がっていないのか、純粋持ち株会社を採用したところはある要望が強いのか、経済産業省はそれを調査しているんですか、していないんですか、それをちよつと、イエスノーでいいですから答えてください。

○副大臣(大島慶久君) 答弁の前に、ちよつと今私は全日空と日航と言いましたけれども、これはJASの間違ひでございますので、訂正させていただきます。

今の先生の再度の質問でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、いろんな分野で今広がりとあると、もうこれが実態でございますので、再度、今、先生の御質問のように、もう少しきめ細かにその実態調査をやっていく必要があるなと感じております。

○峰崎直樹君 私、鳴り物入りでこれやり始めた制度なんですよ。独禁法第九条、独禁法第九条ともうずっと長い間言ってきた、それで入ったから、その後どうなったかというフォローをしないというの、これ怠慢だというふうに思えないですか。そして、そういう企業に対するアンケート調査とか、当然それは経済産業省としてやるべきだと思いませんか。是非それはやっていた方がいいと思いませんか。今日は副大臣、是非責任ある形で我々にそういう方向を提示していただきたいと思ひます。もうその点はこれ以上申し上げません。

そこで、次に財務大臣にお伺いしたいと思うんですが、連結付加税の見直しをされるということをおっしゃっているんですね。法案審議しているときに、もう見直しをせよといかぬねと、こうおっしゃっているの、我々、是非次回はこの付加税を取つたらどうですかという修正案を出したいと思うんですね。是非、与党の皆さんも、衆議院の質問を見ても、みんなこれはやっぱりやめるべきだという声が強いですよね。その意味で、連結付加税を見直しをされるということですが、いつその後の判断をされるのかなということ

についてお答え願ひたいと思ひますが。

○副大臣(尾辻秀久君) これは、連結付加税は当面二年間の措置といたしておりますから、そこで議論し検討する、こういうことでございます。

○峰崎直樹君 もう衆議院の議論ですつと聞いていて、もう財務大臣、尾辻さんも答えていられますが、要するに、この法案が通つて、九月が締切りなんですよ。そうすると、九月の時点で見る、ああ、どうもこれは導入の状況が悪いと。そうすると、九月の末に締め切つた段階で、これを適用するとかしないとか、付加税を取る取らないという判断をするべきじゃないですかというふうな、こちらから質問しよう。どうですか、九月の締切り時点で、そして早急に判断をする、こういうことでどうですか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 実は、そうせつちかちにおっしゃいますけれども、これは、実は連結納税制度というのが、大企業の上場経営しているような企業はもう一生懸命研究しておりますから、これは付加税がないということになれば積極的に採用していくと思ひますよ。けれども、一般中小企業などで連結納税のまだ利得というのは本當つかんでいないと思ひます。

私は、今一番連結納税で、これが付加税がなく有利だと思ひて認定してきたら、積極的に取り組んでいくというのは上場を目指しておる中堅企業ですね。それから、二部上場の会社というのも、ナスダックだったかマザーズとか、ああいうようなところがありますね。ああいうところは一斉に私は連結納税を採つていくだろうと思ひます。それはなぜかといつたら、連結納税の一つの楽しみはやっぱり株の公開なんですよ。ここが一番の望みで、いって、それじゃその子会社であつて、中間的な子会社ではなかなか、おっしゃる通りに人材も集まつてこないし、第一、現在の分社法によると、分割しなくても、貸付金一つしように思うたら、実は大変な手続をしなきゃならぬ。連結納税をやることによって、その貸付け、親会社から子会社に対する貸付けとか保証とかい

うのは比較的イージーにやつていけますので、そういう点で実際は企業で生かしていけると言うことができるんですよ。

ですから、総じて連結納税の利点というものと、この欠陥という責任というものと、そこをもう少し私はしっかりと産業界、特に商工会議所のレベル等で本當勉強してもらいたいと思ひておるんです。大企業はもう一生懸命勉強していますから。これは、私らが会つたら、よく話をしております。

そうしますと、その制度をやつたからといって、直ちにどの程度の会社がどのようにこれを利用していかうかということとはちよつと分からないと思ひますが、私が思ひますのは、この制度ができましたら、連結納税制度についての利点、欠点という、損得というふうなもの、これはもう経産省と共同して早急に大キャンペーンをやつていきたい。このこともまた一つは産業界の活性化に役立っていくと思ひますので、そんな運動を展開していきたい。

その中で、この付加税の問題であるとかあるいは租税特別措置法、これをどういう具合に解除してしまうかということ、問題になつてくると思ひます。租税特別措置法ですね、これを解除するだけによつても四千億円からの財源が出てくるんですよ。これは思ひ切り明るい展望が出てくると思ひますし、いたしますので、そんなことを総合的に一回早急にやつてみたいと思ひております。ただ単にこの付加税を取つて様子を見ていくということじゃなくて、これをどう産業界と結び付けて考えるかということをやりたいと思ひております。

○峰崎直樹君 今お聞きして、中小企業の皆さん方はなかなかこれほど十分勉強されていないかもしれないとおっしゃっていましたけれども、租税特別措置についても何か見直しをするようなことをお話しですが、ということは、退職給与引当金とか特別修繕引当金の、ある意味では、中小

企業は十年掛けてやるんですよといった、それも見直すということなんですか。今そう私には耳に聞こえて、あつこれはすごいなと思って今お話を聞いていたんです。

○国務大臣(塩川正十郎君) 租税特別措置法でまだたくさん、もう要するに政策目的の終わったものがございいますから、その解除が財源になってまいりますので。

○峰崎直樹君 そういう租税特別措置というのは、これがある意味では廃止をしていくというのは課税ベースを広げるといふんですから、当然それは、課税ベースを広げたら税率を下げていくという形で、それで付加税をなくするということなんですか。それとも本体の、最近ちょっと出てきているのは本体の税率も下げてくれないかと、こういう議論が出ていますよね。これは外形標準の絡みから出てくるんでしょうから、少しちよつとややくしこくなりますからまたそつちはそつちで話をした方がいいのかもしれないですね。そういう課税ベースを広げて税率を下げていくと、こういう考え方には変わりはないんでしょね、そのところ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 課税ベースを広げることによって直ちに法人税を下げることは、私たちは今そこには頭はございせん。

しかし、課税ベースを広げることによってこれは増収につながってくることは事実でございますから、それは企業の実質的な減税になるように、実効税率から見たら減税になるような方向、例えば試験研究費の償却を税額控除を見るときあるいは特別償却をするとか、あるいはいろいろな負担金の調整をするとかいうようなこと等によって法人の負担を軽減するというのが言える。

要するに、私が言っていますのは、租税特別措置法が、もう政策目的が終わったのかかわらず、これがあるがために企業会計を有利に計算しているというだけのことでは、これはもう私は時代にそぐわない、そこでこれを思い切つて見直ししていきたい、こういう意味であります。

○峰崎直樹君 何か聞いていますと、租税特別措置を、既存の租税特別措置を見直してまた別の租税特別措置に切り替えているだけだということふうにしか聞こえないんですよ、今のお話を聞いています。それなら何のために、租税特別措置をできる限り縮減するとか課税ベースを広げて税率を下げるのか、そういうオーソドックスな議論というものと、塩川財務大臣、ちよつと矛盾するんじゃないかと思えてならないんですけれども。

○国務大臣(塩川正十郎君) だから、私が言っている、だから政策目的の終わっているところ、あるいは政策目的としてはもう効果が十分発揮されておるようなところ、それを廃止して新しい政策目的のところへ減税措置を講じていく。この減税措置は租税特別措置法とあるいは解釈されるかも分かりませんけれども、しかし、一方から見たら実質的な実効税率、法人税の引下げにもなってくる、引下げというのか、軽減措置になつてくる。こればいいことで、生々流転、これこそ経済の生きる道じゃないですか。

○峰崎直樹君 それじゃ、あれですか、毎年、私も外から見て、また自由民主党、与党を中心にして税調で年末に租税特別措置の見直しをやつていらつしやるんですよね、二年に一回とか、税制改正のたびごとに。そうすると、そこは要するにまだまだ切り込みが不十分だと。もう役割を終えたのに存続している租税特別措置がたくさんあるということ塩川大臣はお認めになつたということですね。まだ残つているということですね、残つてお聞きしたい。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は随分検討すべきものはあると思つております。

○峰崎直樹君 そこで、経済産業省の副大臣にお聞きしたいんですが、中小企業を抱えている、先日もある中小企業関係の人たちが私のところに来てまいりました。今度のこの連結納税制度の中で困つたことが起きていると。何かという退職給与引当金。特別修繕のことはおつしやいませ

んでしたけれども、これについては当初は控除の率を二〇％ぐらいで止めるところまでで合意していたのに、中小企業だから十年だということであるけれども、全廃というふうに出たと。これはちよつと約束が違うんじゃないかという声が出たんです。

中小企業を所管しておられる経済産業省として、このいわゆる連結納税に伴う、つまり中小企業の場合は塩川財務大臣がよう勉強してくれと、あんたらもうまい方法あるでせと、ちよつとちよつとやっているんだけれども、中小企業の皆さんからすれば、我々が連結納税をするような子会社を作つたり、そういうような仕組みというのはほとんどは考えていないところが多いんですよ。そうすると、中小企業にとってはこれは増税になりまふせ、これ、どうしてくれらるんですか、こういう声が出ていますんですが、副大臣、どうでしょうか。

○副大臣(大島慶久君) お答えを申し上げます。連結納税の制度の創設に当たりましては、制度の導入によりまして税収減に対して財政措置を講ずることが必要である、こういう観点から退職給与引当金の廃止等の課税ベースの見直しを行うこととしたしておるわけでございます。この改正は、税率を引き下げ、そして課税ベースを拡大するといふ法人税制の改正の基本的な方向性には合致しているものと考えております。

そして、今、先生もおつしやいましたように、退職給与引当金制度の廃止に当たりましては、企業に与える影響を配慮しつつ、段階的に四年間で取り崩し、さらに、中小法人に関しましては十年間で取り崩すこととなつていふことを考慮すると、やむを得ない措置であるといふふうに我々は考えております。

○峰崎直樹君 いや、やむを得ない措置、経済産業省はそう判断したということなんですか。要するに、大企業を中心として連結納税を採用できるところ、これはある意味では比較的恵まれた、企業の中で恵まれた恵まれていないというのは変か

もしれませんが、かなり零細な中小企業からすると、退職給与引当金を積み増すところはまだ多いのかもしれないけれども、積み増すところは多いのかもしれないけれども、積めるところは、これはもう困つたことだと、こういう声が非常に強いということ私はやはり考えておくべきじゃないかなと。

今、課税ベースを広げて税率を下げるとおつしたんですが、これ、今度の退職給与引当金の場合には、課税ベースを広げているけれども、税率下げますか、これ。下がりますか、副大臣。

○副大臣(大島慶久君) 今、塩川大臣も御答弁にありますが、中小企業の中でもこの連結納税を活用するところもあるわけでございますので、十年で廃止するところもあるわけでございますので、得ないと再度答弁させていただきます。

○峰崎直樹君 余り芳しい、はかばかしい答弁をいただけないのであれなんです、要するに、課税ベースを広げますよというのとは私どももいと思つてます。そして税率を下げていくというんですが、今度の場合には、課税ベースは広がつていくけれども、実は連結納税の導入をしないところにとつてみればその分税率は何も変わらないわけですから、中小企業には軽減税率があるとはいひながらも、何も変わつていないと。そうすると、連結納税を導入することによって、実はかえつて我々にとっては負担増になりますよと、それが中小企業の皆さん方からのやっぱり声だといふふうに思ひます。

これは、それもやむを得ないんだといふふうには所管の省庁としておつしやるということでございますので、それはもう、その判断について我々は批判的な意見を持つけれども、しかし、それ以上、けしからぬといつて元へ戻るわけでもないでしよせんけれども、もう少しやはりそこら辺は丁寧に見るべきなんじゃないかということをお願いしておきたいと思ひます。

さて、本当は法人の配当益金不算入問題なんか

もあるんですが、さて、本会議の今度は、先日私、代表質問させていただきまして、その答弁について、あの場で再質問をしようかなと、あるいは再質問をする権利を留保してやろうかなと思っただんですが、我が党一党だけだったものですからちょっとやりづらいなど、こう思つて、今日は質問を、二時間近くありますので、前回の本会議質問についてまず質問していきたいと思ふんですが、最初に、国債の格付問題についてお聞きしたいと思つています。

私の質問、国債の格付でムーディーズが二段階下げたと、それでどういうふうと考えておられるかということについて、ちょっと読み上げてみますと、こういうふうには大臣答弁されているんです。

この格付会社が指定しております要件などをわざわざ見て、我々のいろいろな今後の施策の中にも生かせるものはこれを採用していくべきだと、謙虚な気持ちでこれを見ている、こうおっしゃっているんですが、じゃ、素直に謙虚な気持ちで、どういふものは生かせる、どういふものは我々としては生かすことはできない、こういう判断なんでしょうか、具体的にちょっとお答えいただきたい。

○国務大臣(塩川正十郎君) 一番簡単な問題は、国債の発行を無制限に発行しておるじゃないかと。要するに、GDPに対して政府という公的負債ということが異常に高いではないかと、これを解消せよということ、これはもう当然やつていかなきゃならぬ。

私はあれを読みまして、それはもうあの格付に対しては物すごい私は異論ありますよ、ありますよ。だから私は抗議を申し込んだんですよ。申し込んだんですけれども、あの意見書の中に書いてある中の一つはそういうことを書いてある。これはやっぱり我々も十分この意見は尊重せにやいかぬなど。

だから、要するに国債の発行高といましようか、公的負担ですね、負債ですね、公的債務の削減

減というものをやっぱり努力していかなくやならぬ。これはもう当然思つておるので、これは採用していくということをおつておるんです。ほかのことを言つておるので実情に合わないことも大分ありますね。

○峰崎直樹君 正にそこだろうと思ふんですが、正に、やつぱりGDPの一四〇%も達するような財政赤字をずっと累積しておると。それから、単年度でいけばプライマリー赤字はGDPの四〇%ぐらい行つていふんでしよう、五%近く。これは、景気が回復しようが回復しまいが、それは存在しているわけです。

そこで、先にちょっと経済財政、今日は竹中大臣お見えになつていふので、財政のプライマリーの黒字をまず回復するというのが、二〇一〇年ごろには回復すると言つておるんです。前回、私、代表質問だったかこの委員会質問をしたときには、今の内閣府のマクロモデルで計算をすれば、歳出カットとそれから税の、歳出の組替えとか、あるいは恐らく規制緩和とかいふようなものを条件に入られていふんだと思ふんですが、要するにそういうやり方で二〇一〇年にはプライマリー赤字は黒字になるんだと、こうおっしゃつたんですよ。それは本当に間違いないんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 間違ひなくそのように経済を運営したいというふうにおつていふわけですが、今、試算のお話お尋ねだと思ひますので、その試算の仕組みだけ申し上げておきますと、今いわゆるプライマリー赤字はGDP比四・三%に達してあります。それは約十年間でということ、この委員会でも何度か申し上げたかと思ひますが、平均すると毎年毎年GDP比〇・四%ぐらいの収支改善を行つていくということが必要になつてくる。

これをどのように行つていくかということでありまして、基本的な枠組みとしては、政府の規模をこれ以上大きくしないで、歳出を急激に、できるだけもちろん歳出は削るわけでありまして、現状から大幅に削るということにな

ると、これはこれで経済に対して大変ショックが大きいわけでありまして、政府の規模を、これははつといたたら歳出はどんどん増大していきます。それを増大しないように抑える。これはこれで大変苦しい、厳しいことでもありますけれども、そうする中で経済を、構造改革の成果を取り込んで経済が自律的に回復して、〇・四%ぐらい、GDP比で見てですね、プライマリーバランスを改善していくことが可能になるであろうと、こういう削減、仕組みを二〇〇六年までの試算として行つていふわけです。これは、二〇〇六年までがこの改革と展望の期間であるわけです。

さらに、その参考の延長試算としまして、同じような収支改善が、〇・四%程度の収支改善が行われるということになると、十年ぐらいでその改善が、プライマリーバランスの回復が可能になると、そのような試算を行ひまして、それに基づいて改革と展望のシナリオができていふということでございます。

○峰崎直樹君 一度その細かい前提条件といひますが、それを、もちろん一年一度機械的に達成するとか、十年近いタイム、中期的に判断されていふと言ふんですが、私どもは、例えば内閣府の研究官をやつておられる東京大学井堀先生とかいふような方々の展望、マクロモデルを使ったモデルをずっと試算した結果なんかを見ても、税負担なくして、これは歳出削減だけでプライマリー黒字を回復することはできないとおつていふんです。

東京大学の先生でありながら内閣府の研究官といふのを、恐らくやれると思ふんですが、そうありながら、いや、今のお話を聞いていても、まあとにかく歳出を〇・四%ずつ、二兆円ですね、二兆円ずつ二兆円ずつ歳出カットしていくんだ。本当にそれが実際問題という形でできるんだらうか。機械的に言えば、十年ですから、二十兆では単年度〇・四%で結構だといふのは、それは計算上は成り立ちますけれども、その間におけ

る、出生率が低下をしてくる、それから高齢者の人たちが増えてくる、さあ基礎年金の税方式二分の一だ、これは全部約束してあります。そういうことが果たして本当にやられた上での前提条件なんだらうかなというふうにおつて、私にしてみると、ちょっと井堀先生の推計を支持すべきなのか。

たしか、東京財団の、竹中さん、理事長やつておられましたことありますね。そのとき送つてくるペーパーを見ても、税負担なくしてプライマリー黒字になるなんというの、私が見た限りでは、残念ながらあそこに参加されている一級の経済学者はだれもいなかったんじゃないかと思ふんですが、何か担当大臣になられたら急に、いや、なくてもできるんだと、こういうふうにおつておられるとすれば、ちょっとそこら辺の根拠をお聞きしてみたいと思つていふんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと技術的な誤解があるといけませんので申し上げておきますと、二兆円歳出カットすればそういうふうになるというふうな試算は行つていふわけではありません。要するに、歳出ははつておいたら、今の制度のままではどんどん増えていきます。それはそれで、増えないように今の大体政府と同じような水準に抑えるということ。繰り返しますが、これはこれで大変な努力を要するものです。

一方で、経済を自律的な成長軌道に乗せて、経済が何年かの集中調整期間が終わつた後には潜在成長力に近い成長力で行けるような形で運営する。それによつて、それまでにはデフレを克服するといふ重要な課題もありませんが、名目成長率も上げるによつて、名目GDPも上げるによつてしかるべき税率を固めていく、税率の増を期待するということなんです。

是非御確認いただきたいのは、我々が議論してゐる改革と展望の期間といふのは二〇〇六年までです。二〇〇六年以降は〇・四%程度の収支の改善をどのような形で行うかということに關して

は、これは幾つかのやり方があるということを保っているわけです。○四％の収支改善には、歳出を削減するのあれば、御指摘のように、それは井堀先生を始め何人の方が言っておられるように、税収を何らかの形で引き上げるという方法もあるのかもしれませんが。そのぐらゐの先になる経済の状況がどうなっているかということもありませんから、しばらく経済を立て直す、経済を成長軌道に復帰させるということをした時点でやはり判断すべきであるという、どのような策を投じるか、これは歳入と歳入とどちらかをいじるしかないわけでありまして、その判断をしようということをやっているわけです。

実は、六月七日の経済財政諮問会議で、今後の税制改革について総理から指示をいただいておりますけれども、この改革と展望の期間内に必要な税制上の措置を判断するというような指示を、こういったシナリオの中で総理からも御指示をいただいているところであります。

基本的には、やはりこれは政府が歳出をどんどん削減して、その中で経済を自律的に回復させて、それでもってプライマリーバランスを回復させていくというのがあくまでも基本線だということに思っています。しかし、経済は生き物でありますから、経済の状況を見ながら、そういった期間内に必要な判断をしたいというのが総理のお考えだということでもあります。

○峰崎直樹君 とすると、二〇〇六年までの間に要するに税制上何らかの形でこれは必要な措置を取ると書いてあるけれども、増税とは書いていません。書いていませんが、いずれにせよその期間までの間にいろいろ判断をしますと。

ということはい、それまでの間と言っていますから、それよりも前倒しで、いや、これはどうも税負担しなきゃいかぬとか、そういうことはあり得るということなんですか。それとも、やはりぎりぎり六年まで待つと。それはもうその当時の経済情勢いかんによるんだというふうにしかもうお答えにならないのでしょうか。

つまり、ムーデイズとか格付機関が一番やっぱり見ているのは、租税を調整する権限がある、と、国には。租税を調整する権限がありながら、どんだんどん日本の租税の負担率というのは減ってきているよ、しかも減税だとかいろんな声が起きてきて、日本というのは本当に国家が必要ない税収を賄えないところまで、もうとんでもないところへ来ているんじゃないかと。そこをどうやっていつになったら自信を持って国民に対して説得をし、これだけ必要なんだということを言えるのかという、そこを見ているんじゃないでしょうか。

何だか二〇〇六年までとにかく歳出削減とかいふようなことを言っているけれども、どうも先進国の中でこんなひどい国民所得に対する税収比、社会保障負担も入れても構いませんけれども、余りにもひどいじゃないかと。要するに、そこをどこに何にどの政府がどうか政治がきちんとたえていないところが、実はムーデイズがランクを引き下げたという大きな要因になっているんじゃないかと思うんです。財務大臣、そこら辺、どういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私は、ムーデイズに対してこういうことを言ったらどうだということとを省内で議論しましたときに言ったのは、すなわちそこが問題でございまして、経済というものは静止状態で見なきゃいけない。

私はそもそも、えらい冗談になりますけれども、マルクス経済、社会主義経済、何で崩壊したかという、技術革新というものを、それから構造改革が変わっていくということを、これを計算しなかったことが最大の欠陥なんですよ。ですから、今、資本主義社会は何で栄えたか。技術革新をどんだんやっていった、構造改革をどんだんやっていった、これが資本主義が繁栄してきた根本なんです。

それと同じように、我々は、プライマリーバランスを取っていくまでに、二〇一〇年まで構造改革をやっていくと言っているんです。構造改革というのはそこが大きい意味なんです。この構

造改革をやらないうで静止状態で経済を論じてきたら、おっしゃるようなそういう矛盾があるかも分からぬ、分からぬと、こうなってしまうのは当たり前だと思ふんです。

ですから、我々は、とにかく二〇〇六年までは経済政策の中で活性化を図ると同時に財政の節度をきちつとやっていこうと、こういうことをやっていこうと。しかし、それと並行して、どんだんと規制を緩和して構造改革をやっていくこと。その構造改革の跳ね上がり期待して、経済の発展を見て、それで一〇年ごろをめどにこれを解消していこうということをしておるんです。

そこで、学者の言っております中に、増収に頼るといふことを言っております、税の。さつきおっしゃってましたね。この中身は何でしょう。税率を上げて増収せよということなのか、それではなくして経済の発展に伴うところの増収を期待せよということなのか、あるいは税制の中身を変えて増収を図れということなのか、そこらはちよつと分からぬですね。だから、そういう抽象的な言葉で判断してみたら、おっしゃるような、分からぬなということになってしまふんじゃないかと思ふますね。

○峰崎直樹君 いやいや、井堀先生は、たしかこれは、消費税を引き上げなきゃいかぬということ、税率どのぐらゐの場合とかという、全部それは条件付けてあるんです。

ですから、問題は、私は今ずっとお聞きしてきて、そうすると、結論的に言うと、二〇〇六年までは国民からは税負担はもう、つまり税の引上げは基本的には行いません。所得税の引上げ問題とか消費税の問題とか法人税の問題とか、基幹税としてはいろいろございますね。これについては、今の話聞いている限りでは、二〇〇六年まではとにかく歳出カットととにかく規制緩和とだとかそういうところで努力して頑張っていくから、それでその上で、二〇〇六年以降二〇一〇年までの間にどうしたらいいかということ、二〇〇七年から一〇年までの四年間はその後で考えてみま

す、こういう理解でよろしいんですね。
○国務大臣(塩川正太郎君) 二〇〇六年まで、私がついていけるのは財政節度をきちつとすること、ということをやっておるの、ございまして、ですから、大幅に腰抜かすような増税をやろうと、そんなことを考えていません。

けれども、先ほど言っていますように、一方では削り一方では増やすということのバランスを取って、財政の中立化を守りながらそのときそのときの税制を活力あるものに活用していくということは、これは当然のことだと思ふます。けれども、一貫して言えることは、二〇〇五年、六年までは、財政秩序を確立するために、まず取りあえず、簡単なことを言う一般歳出、支出を思い切り行政効率に沿って削減していくということでありまして、それによって、その一方で経済の活力を生むと。そのためには、規制緩和であるとかあるいは不良債権の整理であるとか、そういう条件を、経済の周辺を活性化していくことによって整うということですから、経済を静止状態で見られたら、私はそれ見通しは立たない。

是非、有機的な運営を図ることによって見通しを立てていただくと、こういうふうにお願ひしたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 財務大臣のおっしゃったとおりなんでありまして、私なりの言葉で申し上げさせていただきますと、総理就任直後の昨年の所信表明の中で、このプライマリーバランスとありますが、財政の再建は二段階で行うんだということを明記しておられるわけですね。第一段階というのは、経済活性化をさせながら、しかしその財政の赤字が拡大しないように非常に大きな方向転換を行う。第二段階において、プライマリーバランスを明示的に目標設定して必要な措置を取っていく。その第一段階と第二段階の切替えの話なんだと私は思ふます。

重要な点は、「改革と展望」において、先ほど言ったように平均値で見ても、GDP比〇・四％ずつぐらゐ収支を改善していくんだと

いう我々の決意と意思はもう明確に示して、それが様々なマクロバランス上実行可能であるというシミュレーション、枠組みを提示しているわけです。

六月七日の先ほどの総理の指示のことを申し上げましたけれども、総理は明示的に三つのことを私たちにこう言っています。第一は、国と地方の歳出削減努力を加速するということ。第二は、必要な行政サービス、歳出水準を見極めるということ。国民がどの程度の歳出を、公的なサービスを地方に求めているのかということを見極めるということ。そして第三に、経済の活性化と財政の状況を踏まえるということ。その間にも、先ほど正に財務大臣が言われたように静止状態で見れないわけで、経済と財政の状況は刻々と変わっていくわけですから、そうした三点を踏まえて期間内に必要な税制上の措置を判断する。期間内にということでありますから、そこで第一段階から第二段階への切替を慎重かつ大胆に行いたい、そういうシナリオを持っているということです。

○峰崎直樹君 何かずつと聞いていても私にはなかなか納得できないというんですか、経済が生き物だとか有機的だというのはそれは当たり前の話なんです。決して我々は社会主義を目指しているわけじゃありません。我が党もですね。そういう意味で、一番心配しているのは、本当に単年度二十兆円です。四・三％、二十兆円を超える構造的なプライマリー黒字が存在している、これを、要するに十年たつたらゼロになりますというときに、これを減らすのはどうしたらいいだろうと。

なぜ私がこれを聞くかというと、私も民主党の中でプライマリーバランスを黒字化にしようというところで随分やってきたんです。随分やってみて、増収策いろいろ考えました。財務大臣、今、総務大臣とやっておられるでしょう。例の郵便貯金のいわゆる預金保険料が掛かっていない分を、あれ取つたらどうだろうと。隠し財産として、私、ずつとこれとつかでいつか言つてやろうと

思っていたんですが、もうとつと昔にオープンになっていきますからあれですけれども。

いずれにせよ、そういう増収策、いろいろなことを考えても、何はやってもプライマリー赤字を黒字にするというのは、この五年、十年という単位で本当にできるんだらうかと。増税なしですよ、税負担なしですよ。どう考えてもできないというところで、今のところ私もはお蔵入りになっているんです。なぜお蔵入りになっているかと。選挙を意識したら、要するにこの分を税負担増ということには言えないからなんです。

私もずつと聞いていて、ムーディーズや世界の国々の人たちは、日本の政治の水準は、要するに税負担増というのは選挙を前にしてなかなか言えない、言えないからぐずぐずぐずぐずこうやって書いてあるんだらうと、先送り、先送り。これが実は日本の経済の一番悪い体質を税の面でも、国の基幹となっている税のところでも、実はある意味では一番政治家が責任持たなきゃいかぬところを先送りしているんじゃないのかと。

これを笑はいろいろ、いやマクロモデルでいけばいいとか、いやいや経済は生き物だから何とか努力してみたらなるかもしれないとか、そういうふうにおっしゃっているんだけれども、どうもそこはやはり国民の皆さんに、いきなり税負担を上げると言っているんじゃないですよ、少なくとも問題は、我々は歳出削減だとか国会改革だとかいろいろなことをやるけれども、やっぱりこれはこまで行つたら無理ですわと、この議論というものをどこかでだれかがやつていかなきゃいけないんじゃないでしょうかね。

そのことが、さつきから私聞いているのは、絶対さういふことを聞いているんですけれども、全然そこにもまともに答えていただけのような気がするんですが、塩川大臣、是非。

○国務大臣 塩川正二郎君 これは政治家の問題なんです。政治、行政の問題よりも政治家の問題でして、だって今、日本はどの政治家も全部ポピュリズムになつてしまつて、これが政治を非常

に悪くしてきているということは自覚がないんだらうと私は思うんです。これをまず改めない限り、それはプライマリーバランスを云々してみただけで空理空論になつちゃうと。

そこで、この突然のポピュリズムを改正するということはなかなか難しい。であるとするならば、何をもちてこれに対抗するかといったら、構造改善なんですよ、構造改革なんですよ。これをやることによって考え方も変わってくるということ。ですから、私たちが言っています構造改革というのは、ただ企業の仕組みとかあるいは経済の仕組みの問題だけではなくて、ここでやっぱり五十数年やってきたポピュリズムの考え方というものをも正確に政治思想として、もっと多様な政治思想の中で日本の政治の将来を考えてもらわなきゃいかぬ、私はそう思っている。その一端として我々は構造改革を訴えておるんだと、こう解釈していただきたい。

この中で、おっしゃる通りに確かに、税でそんな消費税一〇％のやつを二〇％にしよう、そんなことを今考えておるか。絶対考えておらないんです。けれども、消費税を上げる前に、増税をする前に、現在の行政サービス、ナショナルミマムといましようか、あるいはシビルミマムといましようか、これが本当にこれでもいいのかという検討をやつたり政治家自身もしてもらわないういけないんじゃないでしょうか。

そういうことから、やっぱり構造改革。ですから、私たちは予算の削減というものも、ある場合には、これまた誤解が起つたらえらいまたつるし上げられるけれども、ある場合には制度改正も伴うものも起こつてくる。そうでないと、財政秩序は保てないということもあり得ると私は思っておりますので、そのようなことも、是非、峰崎先生、先頭切つて考えておってください。

○峰崎直樹君 大臣、ポピュリズムだとか随分、かつての宮澤財務大臣時代にも随分ここで議論をしたんです。そのときにも、去年だったか、おとしだつたでしょうか、私が今のような質問をし

たときに、宮澤財務大臣はいつも、いや、峰崎さん、国と地方の関係、社会保障財源と国の税の関係、これは骨太の方針を、骨太のもので、今、内閣府、当時は内閣府じゃなかったですがね、総理府だったか、これが今モデルを作つてやっていますから必ず出しますと。あれからも二年たつんです。要するに、国と地方の関係がようやくこの間経済財政諮問会議で、今日、滝政府官もお見えになつていますが、片山虎之助さんから試案が出てようやく議論が始まりました。これは後で議論したいと思っていますが。

社会保障財源との関係でいえば、依然として、年金の将来像というもののが本当に安定したサステナブルなものになっていくのかどうか、国民はみんな不安に思っていますよね。だから、そういう意味でいうと、つまり将来の負担はどうあるべきなのか、今の財政はどうあるべきかということの議論というのは、もう何年も前から与党の皆さんはそうやって言っていたんです。それがいつまでたつても出てこないから、我々、どうやって聞かざるを得ないし。

それで、実は課税最低限の引下げというのは、二〇〇二年の五月に鳩山代表が、日本の税制の中で今問題なのは、課税最低限が余りに高過ぎやしないかい、もっとここは税負担を多くの国民の皆さんに負担してもらつたらどうか。当時の加藤幹事長は、すごいことを言う、これはポピュリズムとは言えない、政権担当能力を示そうとする政党の姿勢を表しているとおっしゃった。最大限の評価だったんです。

今それをばくつと取られて、いつの間にか政府税調の中で課税最低限の引下げ問題が議論になっています。我々の課税最低限の考え方は、これは単純増税を意味するものじゃありませんけれども、そういう議論というのでも我々はしてきたつもりなんです。そういう面では。今おっしゃったように、おたくでも考えてくださいよと言うが、そんなことはない、我々もずつとそこら辺のこと

はむしろ早め早めに与党よりも先に出してきてい
るといふふうに私は思うんですよ。

ついでだからちよつと塩川大臣、前に、自由民
主党というのはそういうことについての、税に対
する基本的な考え方みたいなものを持っているん
ですかと言ったら、私のところに、あります、あ
りますと言つて持ってきた。持ってきたの何
だと、政府税制調査会の二十一世紀の答申の冊子
を持ってきました。あれは政府がやっているん
です。国民の皆さんに公約してやっていた中
で、税制はどういふふうに変えますというふうな
ことについて、あれからちよつと調べてもらつた
けれども、ほとんど私から見れば構造改革に
匹敵するものというものは私は見えてきてい
ないと思つています。もしあつたら教えてほ
しいんですけれども、また再度。

今おっしゃられたように、構造改革をやつてい
けば、税の世界でも構造改革をやつていけばこ
れは必ず良くなりまふと言つても、その構造
改革の中身が我々にも本当の意味で税に關しても
よく見えないんです。そういう点で、早くその
全体像といいますか、そういうものが欲しいな
といふふうに思つてなりません。

これは、もう十二時近くなつていますから、も
う答えはもう午後の再開ぐらいのときにでもい
ただければいいと思うんですが。

ついでに、もう国債問題の格付問題を最後にし
ますが、ボツワナよりも下に下がっちゃつた。
ボツワナというのは日本から経済援助をやつてい
る。それじゃ、経済援助までしている国よりも下
に見られるというのは、これは経済援助をする必
要ないんじゃないのかと、こういう声が我々の耳
に入ってくるんです。そうすると、それはそう
だ、普通の町のおじさんにボツワナの国よりも
我が国債は格付低いんだと言つたら、ボツワナ
の皆さんには大変申し訳ないですけれども、ボツ
ワナという国は財政は非常にしっかりしているん
だそうだけれども、しかし経済援助をしている
。それなら、そこまで立派な国だったら日本も

別に、ムーディーズさんがそういうふうな格付す
るんだつたら、じゃ、その経済援助を、私も日
本はそこまで落ちていゝんならどうもやはりや
るわけにいきませんなど、こういうふうな発言し
たらどうだといふふうに、私が言っているんじや
ないですよ、そういう声は聞いたことがあるん
ですよ。財務大臣、何か御意見ございますし
ょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) だからこそ私は文句
を言つたんです。ですから、格付会社に非常に不
平不満を表明したんです。ということとは、何を基
準にその格付をしているのか、私らにとつてはそ
の標準が分からない。ですから、その基準を明確
に示してくれといふことが一つ。

それから、格付をする以上は比較があつての格
付だろうから、何と比較しているのかといふこと
を明確にしてくれと言つてきた。その結果出てき
ましたのは数字の上だけの話でございまして、要
するに国の力とか、あるいは国の潜在的成長力と
いふまじょうか、産業力といふまじょうか、そ
ういふようなものは計算していない。要するに、単
純にGDP対公的債務といふものの在り方、こ
を主眼に置いて議論を展開しておる。そういうこ
とを言つてきたんで、それで改めてもう一度、経
済の力といふものはそんなものじゃないというこ
とで第二弾の質問を出しております。それに対し
てぐにやぐにやと何か言つてきましたけれども、
まだ十分納得できないといふところなんです。

○峰崎直樹君 午後からまた、午後から。
○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度
にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融
委員会を再開いたします。

法人税法等の一部を改正する法律案を議題と
し、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○峰崎直樹君 じゃ、午前に続きまして、昼から
もう余り時間が残らなくなつたと思つていゝん
ですが、ちよつとスピードを上げてやりたいと思
います。

そこで、総理大臣のリーダーシップという問題
について実は本会議で質問させていただきまし
た。ちよつと竹中大臣にお聞きしたいんですけれ
ども、私の質問に対して竹中大臣は、政府税調と
経済財政諮問会議が重複して議論したことが、こ
れも一つのリーダーシップの表れだ、それから六
月の取りまとめの指示、これですかね、七日付け
で第十六回の経済財政諮問会議に内閣総理大臣指
示というのが出されてますが、これを出された
ことが要するにリーダーシップの表れだと、こ
うおっしゃつていゝるようなんですが、私は何か違
うんじゃないかといふ気がするんです。

余り中身は私は評価しないんですが、レーガ
ン税制といふのがあつた。そうすると、レーガ
ン税制というのはあの当時のアメリカ経済をどう
立て直したかといふのがあつたと思つて直
すけれども、それに比較して小泉総理のリーダ
ーシップといふのは、私は経済財政諮問会議の例
えは議事録を読んでみても、何か泣き言ばかり
おっしゃつていゝるような気がするんです、こ
の中身。

時間がなないので余りたくさん言わない
ですけれども、例えば、社会保障、年金なんかど
うしたらいいんだろかと言つたら、担当大臣
に來てもらつて答え出したらどうだと言つたとき
に小泉議長が、道路財源なんかい例だ、決めた
ら見直しに全部反対だとか、それからボトムア
ップはどうなんだと言つたら、小泉議長が、それ
は無理で、ボトムアップだと全部現状維持だとか、
要するに、自分の改革が全部ネグられていかに駄
目になつていゝるかといふことを、ずっと読んで
くと、小泉さんの発言つてそういうところばかり
出てきて、強烈に要するに日本の経済をどう立て
直していくかといふことの中身の、ぐいぐい引

張つていくといふか、そういうものに非常に乏し
いといふふうには読んだんですね。最近の小泉さん
の国会答弁とか何か非常によく似ていると思つ
て、相当お疲れになつていゝるのかなといふふう
にも思います。

そういう意味で、先ほどもちよつとお話しした
ようなリーダーシップの中身について、ちよつと
やはり非常に不十分ではないかといふふうには思
うんですが、改めて竹中大臣、経済財政諮問会議
の担当大臣としてはどのようにお考えになつてい
ますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 総理のリーダーシ
ップについてのお尋ねでございますが、私自身は総
理を補佐する立場でありますから、これはそばにお
仕えしてまいりまして大変強いリーダーシップを
発揮しておられると、これはもう是非この機会に申
上げたいといふふうに思います。

税制の改革のお話がありましたが、確かにレ
ーガンもサッチャーも就任したその年にすぐ税制改
革をやつていゝる。どうしてこんなことが可能な
のか。これは、レーガンの場合、三千人のポリテ
ィカルアポインティーを連れていく、四年間の準備
期間でそのプランがもう大統領に就任する前から
できている。そういうその大統領制度、選挙を
含めた仕組みとやっぱ日本は違ふ。

先ほどから総理の諮問会議での御発言があり
ましたが、それは、総理がおっしゃつていゝるの
はこれはもう泣き言では決してなくて、正に総論
は皆さん支持するけれども、各論になると必ず反
対が出てくるという、やはりその現実を示してお
られる。総理は、とにかく六月に取りまとめられ
る。それまでは各論反対も大いに含めて自由闊達
に議論しろ、その上で自分が指示を出す、これは
もう早い時期からそう言つておられたわけで、六
月の取りまとめに向けて正に六月の七日に指示を
その意味では出されたわけなんです。

この指示は是非とも後でまたいろいろ御議論を
いただきたいと思つていますが、これまでなかなか
の付かなかつた国と地方の關係について、期限を

区切つてプランを作る、工程表を作るという、これは非常に思い切つた指示をいただいた、非常に重い指示をいただいたというふうに思っております。

総論は賛成でも、各論になると様々な反対が出てくる。アメリカの大統領制度等々とは違ふ政策風土の中で、やはり総論のリーダーシップというのは私は発揮されている、そのように補佐する立場の者としては強く認識をしております。

○峰崎直樹君 アメリカと少し、日本は議院内閣制でポリティカルアポインティーも非常に少ないですから、違ふのかもしれないが。

そこで、ちょっとつかぬことをお尋ねするんですが、内閣総理大臣指示の中にも、第二番目に、税制改革について、「経済社会の活力」を最重視する。」「経済の活力ではなくて「経済社会」と。別に中に黒ばつが付いているわけじゃないんです。

私は、実は経済財政諮問会議と政府税制調査会の役割分担を考えたときに、経済財政諮問会議のメンバーで、大臣はもちろん、あるいは日銀総裁とかそういう方はちょっと別にして、民間から入つておられる方々は学者のお二人を除いていずれも経済界ですね。奥田さんと、それから牛尾さんですか。いずれも経済界です。ある意味では、この方々が議論されると、税制を経済という観点から見られるという、それもある意味では経済財政諮問会議だから当然なのかもしれない。それに比較して政府税制調査会というのは、単にそれはもう経済界だけでなくあらゆる階層から出られる。

そういう意味で、私は、ここに「経済社会」と書いてあるんですけれども、経済財政諮問会議の議論というのはともすると、社会全体の安定機能というのをどうも阻害をするというか、阻害とまではちょっと、非常に表現はよくないんですが、余りそのことよりも経済の活力をどう高めていくかということにどうも集中していく危険性があるんじゃないんだろうかというふうに思えてならない。

いんです。

そこで、そういう意味でこの役割分担ということ考えたときに、ただ、政府税制調査会もいろんな方々の意見が出てくるもんですから、先ほども申し上げましたように、総論賛成だけれども、各論になると角が取れていつて中身が非常にあいまいになつてやう。

私は、先ほどちょっとカナダのカーター報告とかいろいろ、政府税制調査会というところの議論というのは、むしろ石会長、今日ちょっとお呼びしたんですけれども、石会長、残念ながら政府税調があつて来られなかつたんですけれども、石レポートみたいなものを出してもらつて、そこは学者として、専門家として今の税はこうあるべきだということを提案をしていただく。

ですから、いろんな利害関係の団体の方々が入ると、私はまあ提案にならないんじゃないかな。経済財政諮問会議の方は、やはり税全体というよりも、どちらかというと経済の活力に関する税制上の問題というふうに分野を絞つて、そういう形でちょっと整理をしないと、どうもお互いと同じようなことを議論されているような気がするし、いやしかし、どうもやはり我々が求めているものともちょっと違ふような気がするんですけれども、この辺りは経済財政担当大臣として、また財務大臣として、そういうこれらの税調の在り方、あるいは諮問会議の中で税の議論の在り方というのはどうあるべきなのか、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 財務大臣からも御意見があらうかと思ひますが、今委員は、メンバーの話、それとそれぞれの組織の役割の話、両方重ねてお尋ねがあつたというふうに思ひます。

経済財政諮問会議は基本的には、経済政策の基本的な方向について、基本的な方針について議論をする場でありまして、この税に關して言うならば、正に活力を重視すべし、例えば広く薄く、そういった税制を目指すべき、国際的な整合性を目指すべき、そういった大きな方向性について議論

論をしております。それを受けて、制度的な具体的な制度設計そのものは政府税調において更に議論を進めるといふ、これは、自由に議論を行なうが、おのずとそういう役割分担ができてくるはずだといふふうにこの場でも以前申し上げましたけれども、現実にそのようになつてつあるということだと思ひます。

その際、メンバーをどのように選ぶべきか、どういふメンバー構成であるべきかに関しましては、これは様々な御意見があらうかといふふうに思ひます。政府税調の場合は、今御指摘のように、いわば国民各層からの代表が来ておられる。これは、それぞれの社会の実態を、その御意見を反映させるといふ上で非常に大きなメリットがある。その反面、ともすればそれぞれの利害を反映させる各論反対的な意見が出かねないようなリスクもあらうかと思ひます。

これは審議会一般について言えることだと思ひますが、そうした中で、新しくできました経済財政諮問会議は、やはり経済と財政の専門家としての特性を十分に発揮していただこうといふことで民間から、これも数も少ないですが、四名です。なりまして、研究調査の観点からの御専門と実際の経済実務の中での御専門家といふことで二名二名という、そういう構成になつてゐる。

お尋ねのメンバー構成、それとそれぞれの役割分担といふことに関しましては、以上のような認識で今のところ運営されているというふうに認識をしております。

○国務大臣(塩川正一郎君) 先ほど竹中大臣がお答えしましたのは同様でございますが、私は、政府税制調査会が人数が多過ぎるので意見の取りまとめが非常に困難にしておられると思つております。そこで、でき得れば、今、峰崎さんおつしやるように、ある程度石会長の下で意見をまとめたものを、それを踏つていくといふ、そういうやり方の場合によつては取つていかざるを得ないやうに私は思つておりますが、そこらは税制

調査会を運営するリーダーシップに任じていかざるを得ないと思つております。

そのほかにおきましては、経済財政諮問会議と政府税制調査会との間の役割分担は、先ほど竹中大臣が言つたとおりであります。

○峰崎直樹君 もう時間がないので、ちょっと一点竹中大臣にお聞きするんですが、新聞によりまして、山中貞則自民党税調の幹部とこの一か月ぐらゐの間に会ひになつたことはありますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 自民党の政調、税調の方々と意見交換をさせていただいております。

○峰崎直樹君 税調の幹部の皆さん方からの要請だつたんですか、それとも竹中大臣の方からの会ひたいといふことだつたんですか、どちら。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは、アレレンジそのものはこちらから一方的にしようといふことでもなく、ある意味であうんの呼吸で一度意見交換をしようといふことになるんだと思ひますが、どちらかというと、一度こういつた機会をいふことでこちらの方から申し上げて、是非来いと、そういうことになつたといふふうな記憶をしております。

○峰崎直樹君 これは一対一でお会ひになつたんですか、山中さんとは。

○国務大臣(竹中平蔵君) 党の税調の主要メンバーの方々の集まりの中に御説明をさせていただきました。

○峰崎直樹君 ちょっと報道によると、山中貞則税調幹部は、具体的な項目を書き込むなら閣議決定をさせないといふふうにおつしやつたといふふうな報道されているんですけれども、そういう発言はあつたんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) そのような発言は特にごさいません。

○峰崎直樹君 念のためにちょっとお聞きしたわけでありまして、今、政府税調なりあるいは経済財政諮問会議等で行われている税制の議論について入つていきたいと思つておりますので、本来なら税の理念論争をやりうと思つたんですが、この

間も随分本会議で時間を食いましたので、これはまた別途機会を譲るとして、最初に減税と景気の関係についてお聞きしたいと思います。

財務大臣、実は衆議院における質疑の中で、「減税で明るい空気をにつくっていききたい、積極的な刺激を誘導していききたい」というふうな衆議院の財金委員会が発言されているわけですが、それども、もう一方で、減税については、単年度の減税じゃなくて、中長期的に見たら、その減税した分は増税でちゃんと担保してもらわなきゃ困るよと、中期的には増減税一体だと、こういう話だったですね。そういうやり方で増税と減税を一緒にして、これで明るい空気が本当に出るんじゃないかな。その点、財務大臣、いかがにお考えでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) 増減税一体というのは、これ財政の基本的な考え方だと思うんですが、ただ、その時期については、これは完全に裏腹で一体という意味ではなからうと、私はそう解釈しまして、私はかねてよく言っていますように、損して得取れということもありますので、だから減税をすることによって活力を得て増収につながるっていくということもあるから、そういう手法も考えていくべきだということを申し上げたわけですね。

○峰崎直樹君 そうすると、減税をすることによって増収になることがあると。何かあのレーガン税制のときのラフター・カーブみたいな話なんですか。それとも、政策税制のところに入っていくと、それが活力を増すということなんですか。

つまり、景気を刺激するために、景気を良くするために税制というものをを使うのか使わないのかということですね。それは必要だということとおやになるということなんですか。そのところからどうもこの間の景気と税制の関係については非常によく分らないので、財務大臣としては、今年度仮に、国債三十兆円枠というのがあるけれども、しかし景気を良くするために構造改革に資す

るための減税なら、これはやってもいいじゃないかと、将来そのことによって景気が活発になればそれでいいじゃないかと、こういうこととおやになるということの考え方は変わらないんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そのとおりであります。景気が良くなるということ前提にしてやるということ、減税をするということは当然考えていきたいと思っております。

○峰崎直樹君 過去何度も一九九〇年代に減税をして、これは景気のために、良くするために減税をやったんだと。そうすると、実際問題、もう今、減税をして、これ法人じゃないですよ、個人所得税の場合は特に顕著なんですけれども、果たして減税をしたら、それが本当に景気に良くなるんだらうかなと。

個人の場合に、私はどうも今、国民一人一人は、所得税を中心とした減税では余り、じゃ減税されたからそれを消費に回そうというふうになかなかならないんじゃないか。

もう一つ、法人は、企業のキャッシュフローというのは今ずっと余っている、プラスになっているんです。そうすると、投資先がないような状況になっているのに、実は更に法人税の減税すればいいという形で、景気を刺激するために、かそここのところは非常にびっくりしますが、減税政策が今直ちに景気に良くなっていくように思えないんですけれども、その点は、塩川大臣はどういう分野ならそれはできるといふふうにお考えなのか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それ、すなわち政策減税をやるということとございまして、今、我々の考えております、政府として考えておりますのは、例えば試験研究費に対する投資を十分に確保するために、そういう点についてのインセンティブを与えていくということ、それから投資減税として、新しい先端技術、例えばナノテクノロジーとかあるいはIT関係とかあるいは環境関係、いわゆるリサイクルでございまして、

そういう関係に投資をしていくものに対しては、例えば償却率を高めるとかいうことによって優遇措置をし、それで投資の意欲を先行させていくという、そういう手腕を言っておるということですか。

○峰崎直樹君 そうすると、その財源はどこから捻出するんですか。減税するわけですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) 一般歳出を削ることです。

○峰崎直樹君 そうすると、歳出を削って、それからそれについて政策減税に回すということですね。

私もちょっと聞くと、歳出を削減するというのは、将来的に財政の構造を維持するためには、要するに国債の発行額を減らしていくというようにな、そういう考え方も実は有力な考え方としてあると思うんですよ。財務大臣としては、それはもう政策減税として、それは歳出を削減してそっちの方に削るということで変わりはしないわけですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) 政策減税の方に使うこともあれば、歳出削減を通じて国債の発行を減らすということ、これは大義名分でございますから、それにも適用するということは当然であります。

○峰崎直樹君 どちらなんですか。政策減税もやってそっちの方の財源もやります、それから国債の発行額も減らします、両方やるということなんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そこは自由自在、変幻自在で使っていきたいと思っております。

○峰崎直樹君 何か変幻自在の答弁されるとこつちもなかなか苦しいんですけども、何て答えるというかな、そんな余裕あるような状況じゃないではないかなというふうに思えてならないんですが、分かりました。

では、政策減税ということで、基幹税を減税をするということについては考えていないということですね。所得税とか法人税とかあるいは消費税

とか、そういうことについては考えておられないんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 基幹税の減税は現在のところ考えておりません。

○峰崎直樹君 実は、アメリカに二月にちよつとお邪魔したとき、日本は消費税を一回ゼロにして、それから時限を切つて一〇、二〇、三〇、四〇、五〇と将来的に何年か掛けて一〇〇ぐらいに持っていくたらどうだと、こういう、大変高名なエコノミストの方々もおっしゃられたわけですね。

これについてはもう何度も答弁なさっているのかもしれないんですが、これはそういう考え方を取ることは無いということなんですか。これは竹中大臣の方にも、そういうのは非常にもう、どういうエコノミストがそういうことをおっしゃっているかというのは御存じでしょうか、お答えをいただければと思うんですけども。両方。

○国務大臣(塩川正十郎君) そういう意見をマスコミを通じて私読んだことがございますが、やっぱり学者らしいと、浮世を離れた話やなと思うて、見て読んでおります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今御紹介いただいたのはハーバードのマーチン・フェルドシュタインの意見だといふふうに思いますが、フェルドシュタイン教授は私が留学したときお世話になった先生でもありまして、実は大臣に就任してすぐフェルドシュタインから正にそういうことを書いた手紙を私にいただきました。その後詳しく議論する機会には教授とは持っておりませんが。

基本的には、一回下げて後で上げるときの、そういう場合の消費のいわゆる期間の代替性、消費の代替性をどのぐらい考えるかということなのだと思いますが、基本的に今までの、これは消費税の引上げの前の駆け込み消費等々の例から考えても、トータルで見ると、それそのものがそんなに大きな効果、一時的な効果はともかくとして、あるとやはり思えない。むしろ、将来的に税率が高くなるということを明示的に意識して、消費者が十分に賢ければその分合理的な行動

を取るわけでありまして、経済的にもこれはやはりなかなか効果の読みづらい政策であると思います。

そして、何よりやはり政治的な実現可能性、フイジビリティを考えると、財務大臣おっしゃいましたように、これはなかなか現実には取れる政策ではないというふうに思っております。

○峰崎直樹君 分かります。私も多分これは政治的にはなかなか難しいあれだと思っておりますが、ちょっともう一回さっきのところに返るんですけれども、塩川財務大臣、今おっしゃられたように、ゼロからまた将来に上げていくということを示したら景気にとっては余り役に立たないとおっしゃいました。塩川財務大臣は、政策減税であれ、将来的には増税を担保しなきゃいかぬとおっしゃいました。そうですね。将来の増税で担保するんだと、政策減税をやっても。それはどういう税目で政策減税をやっても、その政策減税の効果のどういふところを担保させるんでしょか。単に、景気良くなったから自然増収があるよと、これじゃちょっと担保したというふうには私はならないと思うんですね。どの辺りを政策減税で担保させようとしているんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 政策減税だけで担保するものじゃございませんが、景気が良くなってきたので所得が増え、実質的に生活向上すれば、これはいわゆる税の空洞化を埋めていくということも可能であろうと思います。ですから、税率を何も上げたり下げたりせぬでも、その課税対象を広げる、狭める、あるいは猶予期間を延ばしたり短縮したりと、いろんな手段がございますから、税の面白いところはそこでございます。そういう多様性を組み合わせることによって政策的な効果を期待することが十分であると思っております。

○峰崎直樹君 そういう融通無碍な話されたら駄目なんです。

今から何年前に、私、消費税の引上げのときに与党でいましたから、そのとき、何年後にやりましょうというところでそれをやったわけです。あの

ときも同時にやらなかったことのツケみたいなものが後で来たわけですが、この種のものは、後で、今お話しになったように、早めたり遅めたり、いろいろな税の持っている何とかがおっしゃっていますけれども、何の税目でどういうところで担保していきますよということとをきちんと書いておかないと、先に減税した分を後で取り戻しますよという、その担保を取り戻すと言っても、今の説明では全然これ、答えになっていないです。そういう意味で、非常に減税で景気を良くしようという、おっしゃっていること、気持ちは分かるんですけども、ちょっとやはり今は説得力欠けているんじゃないかと思えます。

そこで、もう一つ景気の関係で。これは自民党なんですよ、与党なんですよ、贈与税の世界です。住宅購入資金としては今五百五十万まで限られているわけですが、今度三千万まで贈与税を無税にしたらどうだと、こういう意見が出ています。これでも、これはどんなふう財務大臣はお考えでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) 三千万円と言ったり一千万円と言ったり、いろいろ皆言っておられますけれども、まだ正式に、これを議論として正式な場で議論したことはございません。いろいろアイデアがどんどん出てきておるといふ段階でございます。いづれこの問題について政府税制調査会等から私の方に意見の開陳を求められるであろうと思っておりますが、その際までには何か世論調査をした上で決めていきたいと思っております。

○峰崎直樹君 そこで、相続税、最高税率を引き上げ、生前贈与の円滑化を図れというふうな政府税制の石会長に総理大臣から指示があった、これは財務大臣御存じですよ。

この相続税の最高税率というのは、確かに七〇%は高いというふうには思っていますが、これで生前贈与で、将来に払うべきものがある意味では先食いしちゃって、基礎控除分のを先にやっちゃったのだと、こういう話だろうと思うん

ですが。

実は、ちょっと私、消費税が導入されたとき、これまでの課税単位が、所得課税については個人の単位だ、一人一人の個人単位だ。ところが、相続税とかそういう資産課税については世帯単位だった。つまり、資産を分散させて、その分散をすることによって実税率の高まりを逃れる方法という、節税対策だった。それを防ぐために、シャウプの税制以来、ここは世帯単位で実税率を上げていた。これが、消費税が導入されたときにこれが個人単位になっちゃったらしいんですね、個人単位になっちゃったから。そうすると、あるいは相続税が、ごめんなさい、個人単位に相続税をしたために、贈与税を緩めてしまおう、言ってみれば所得の分散といいますが、そういう形で課税の漏れといいますが、課税の逃れといいますが、そういうものが生じてくるんじゃないのかという指摘があるんですよ。

そうすると、そこをまた世帯単位に戻しておかないと、実はある意味では、シャウプさんが日本の税制のときに、そこは個人課税じゃなくて世帯単位にしないかといふ言ったところが、実は相当漏れていっちゃうんじゃないだろうか。もっと言えば、高額な資産をお持ちの方々が実はその資産を分散していくという、そういう形へと展開をしていく危険性があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えになっていきますでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、そんなに深刻なことでも実はまだ自分で頭の中では考えておりませんけれども、親はやっぱり子供に平等に資産を分配したいと、遺産を分配したいと、そう思っておられると思っております。けれども、最近の世相を見ました場合、必ずしもその親の気持ちに子供がこたえようとしておりません。したがって、親としては自分の将来を守るために自分の資産をうまく活用したいという気持ちを持って、おることも事実だろうと思つて、昔の親と子の関係と

いうか、感情的な問題というものは大分違ってきておると思います。

そうならば、一つの考え方として、親が将来の自分の安全をいうか、安寧を保つために選択をして子供に財産を譲りたいという、この意思が働いてくるのは当然だろうと。しかも、それができただけ自分が達者な間にやっていたという気持ちで働くのは当然であらうということが一つ。それからもう一つは、最近の状況を見ましても、先生も御存じのように、個人の資産というのが、世帯単位だとは言っても、依然として男子、老人に偏っていることは事実でございます。しかも、相当な若い人々に手を引いてもらわぬと歩けぬような人が多額の財産を持っておる。

そこへ、一方、相続人に相当する人はもう相当高齢化になってきて、事業をしようにも、親の財産を使つてやっておるがために、業界についての信用も違ってくるし、金融の活動もしにくい。そうであるとするならば、親はできるだけ若い間に事業の継承を、子供に譲つてもいいじゃないかということ、これは当然考えられることだと思います。

したがって、そこに、相続財産とあるいは相続税と贈与税の関係を、これをマッチして、タッグマッチさせて何か有効な方法ないだろうか。それによつて、逆に世代間の資産の移動を通じて経済に新しい活性化を作るといふことも考えられるのではないかと、いふことを我々発起いたしました。贈与税と相続税との関係を考え直してみようというのを今考えておるところであります。

○峰崎直樹君 どうもちょっとかみ合っていないような気がするんですが、要するに、消費税の導入のときに、いわゆる世帯でもって相続関係はやってたものを個人に切り替えた。それはどうもシャウプさんが懸念していたことに對して、ある意味では、それを現実今こういう形で贈与税と相続税の関係を円滑化するということになると、時には、親から孫へと非常に資産の、これ

は経済を活性化させるんじゃないかと、むしろため込んでいって、そしてそのため込んだものを子や孫にある意味では資産の移転をさせる、そういうインセンティブになっちゃって、かえって消費を、つまり有効活用というよりも、これ相続税なんかでもそうなんです、ある意味では私は、余りにこを軽くしていつてしまうと、それじゃしつかりたてていこうというふうな、貯蓄に対するインセンティブになっていく危険性というものを非常に注意をしておく必要があるのかなと思っています。

ですから、ここは、もうこれ以上、今ちょっとお聞きしていて、塩川大臣、相当昔から税制やおられるから、あのときの転換の理由を御存じなのかというふうな思ってたんですが、また、これはまたいつか質問させていただきたいというふうな思っております。

そこで今度は、いろいろたくさんあるものですが、法人税のところでは外形標準の話がちょっと出てまいりましたので、外形標準の問題について、実は、これもたしか総理に対する、これ六月八日の石会長に対する指示の中に、外形標準課税導入による法人課税の実効税率の下げと書いてあるんです。

そこで、これだけだったら分からないんです。法人税全体を外形標準にしろと言っているのか、通常言われているのは、都道府県の基幹税になっている法人事業税の外形化のことなのか。この辺りは、まず財務大臣、どういうふうなこれ総理から御諮問されたんでしょうかね、中身は、

○国務大臣(塩川正一郎君) 今、案として、素案でございすけれども出ております外形標準課税の仕組みというのは、これは税の簡素化に反するようなことだと私は思います。もっと単純な形で外形標準課税を導入する方法はあるんじゃないかなと思っております。

ということは何でかといいましたら、現在、利益を上げて税金を払っておるところほど地方税がきつくて、横着しておって税金を払っていないや

つほど地方税を払わぬでもいいと、事業税を払わぬでもいいと。これは非常に矛盾していますね。そうならば、地方が必要とするところの、事業税から得られるであろう法人税、この総額が変わらないで負担の区分を変えたらいいじゃないかというのが今出てきておる外形標準の考えで、半分は要するに粗利益といましようか従来の事業税に基づく方式で徴収し、あと半分は、これがごちゃごちゃごちゃごちゃ要件を入れて取ろうということなんです、これは私は複雑だなと思っておるんですけども、その半分と半分を分けて、その半分の方が要するに事業税を払っておる人にとつては減税になるという、そういう仕組みでございます。

○峰崎直樹君 総務省から滝沢官にきていた聞いておりますが、滝さん、今、大臣がお答えになったんですけども、私が最初にお聞きしたのは、実はこれは法人税全体の外形化を目指すということじゃなくて、どうやら総理が諮問されたのは都道府県の法人事業税の外形標準化だ、というところだったですね、塩川さん。まあいいや、ちよつとお聞きになっていらつしやいませんが。そういう意味で、法人事業税の外形標準化について、もう長年の夢なんでしょうけれども、この点について総務省の方の御見解、今、複雑過ぎてちよつと問題だねということをおっしゃっているんですが、その辺り、どんなふうにお考えになるか。

○大臣政務官(滝実君) ただいま財務大臣から、これまでの総務省として提示をさせていただいてる外形課税の考え方についての御披露がございました。

この問題は、委員もかわり合っていたいたわけでございますけれども、平成六年の十一月に、地方消費税を導入する際の参議院の地方行政委員会におきまして附帯決議をいただいたしまして、赤字企業について課税の適正化を含めて事業税の外形標準化を検討すること、こういうような御指示があったわけでございます。

以来、平成八年以来、政府税調で外形標準課税の基本的な考え方、そして最近におきましては、総務省では過去二回にわたりました、平成十二年、十三年におきましてこの案を出ししました。

最初の案は、この外形標準、付加価値をもつて外形標準とすると、こういうことであつたわけでございますけれども、これについては厳しいといことがございまして、昨年におきましては、ただいまも財務大臣からおつしやっていたいておりますように、半分は従来の事業税の課税標準、要するに所得をもつて半分は課税標準とすると、そしてあとの半分のうち、三分の二は資産という資本を基にして課税をします。それから、残り三分の一の部分ですね、これについては、いや、失礼いたしました。三分の二は要するに付加価値でやると、それから三分の一は資産、資本をもつてやると、こういうようなことを昨年総務省として提示をさせていただいております。

したがって、これをベースにして、私どもとしては政府税調において更に御検討いただけるものというふうな考えているわけでございます。

○峰崎直樹君 財務大臣と総務大臣は期せずしてあれだったんですが、昔は、私ちよつと聞いていて、あの税のことを少しちよつとやつたときに、総務省は、旧自治省はこれについては推進する

と。しかし大蔵省、旧大蔵省時代は、いや、これは税の性格からしてどうもおかしいんじゃないかと。付加価値を軸にしたときの発想でいくと、これは消費税と変わらないですよと、将来。そうすると、地方消費税はあるわ、いわゆる外形標準という形で付加価値を外形にしちゃうと、ほとんど実態的に変わらないものになるじゃないですかというところで随分角突き合はしておられたんですけれども、今お話を聞いてみると、そんなに変わつてこられたのかなというふうな、ちよつといぶかしい思いをしているんですが、

そこで、経済産業省からは、こちら辺について

はどんなふうな御見解をお持ちなんですか。

○副大臣(大島慶久君) 平成十四年の一月二十五日の閣議決定にございますように、この法人事業税の外形標準課税化につきましては、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深めていきたい、というふうになっております。

その際でございますけれども、外形標準課税導入によりまして、法人の所得に係る実効税率が表面的に下がるかどうかということだけではなくて、法人の法人税負担全体が実質的に増加するかどうか。また、雇用や競争力に与える影響を考えると、経済や企業活動の実態、特に中小企業に対する影響を十分考慮する必要があると思っております。

○峰崎直樹君 ところで、これ導入の時期なんですけれども、我々民主党としては、景気がこんな状況のときに導入して、やっぱり景気が良くなつたときに導入した方がいいんじゃないのかと、こういうふうな言っているんですが、これは総務省にお聞きした方がいいんでしょうか。来年度からでも、とにかく景気にかかわりなく入れると、こういうことでしょうか。

○大臣政務官(滝実君) 私どもの案は、平成十五年から景気が良くなると、こういうような経済見通しがこれあり、その段階では十五年から半分程度導入する、平成十七年から本格導入と、こういうような二段構えで実は検討してまいりました。

○峰崎直樹君 これ、我々説明するときに、中小企業の皆さん方、今景気良くないから所得税払っていない、法人事業税払っていないと。そのときに言うんですよ。景気が良くなつてきたら私たち導入したらいと思ひます。なぜかといつたら、景気が良くなるというところは所得が増えてくるでしょう。赤字だったのが所得が出る。所得が出てきたら実は外形の方が有利なんですと、こういう説明すれば実に分かちやういんです、そういう意味で、景気の判断をして私は入れる入れないをやつぱり慎重に考えるべきだと思うんですが、そ

の点いかがでございますでしょうか。

○大臣政務官(滝実君) 私どももとにかく、今の段階でそういうルールをお決めいただいて、景気が良くなるというところを見計らって二段階で導入していくという考え方でございます。

○峰崎直樹君 今度、財務大臣にお聞きするんですけれども、私も民主党の中でちょっと議論したときに、今、租特が停止されているやつがありますよね。要するに、今年赤字になった、去年は黒字だった。そうすると、税の繰戻し還付というのが租特であるんです。それが実は今停止されています。平成四年に停止されたらしいんですね、私、当選する前だったんですけれども。

ずっと調べてみると、あの平成四年からずっと赤字法人が増えていくんです。どうなんでしょうかね、これ。むしろ税の繰戻し還付制度というものを一年に限って、前の年のやつ、黒字企業が赤字になったら前のやつを繰り戻してもいいよと、こういう仕組みを入れた方が、企業はそうかと、景気が悪くなったときには実は景気のいいときに払っていた税金が一年戻ってくる、これだと税を払おうかという若干なりともインセンティブが働くというふうに思いませんか。その意味で、このいわゆる租特が停止された状態のままにあるんですけれども、もう一回これを戻してみようという考えはございませんか。

○副大臣(尾辻秀久君) 制度につきましてはお話のとおりでございますけれども、平成十四年度改正におきましても、現下の極めて厳しい財政状況の中でございますので、引き続き停止期限の延長を行ったところでございます。

現段階で繰戻し還付の停止を元に戻すことは、私どもは適当でない、このように考えております。

○峰崎直樹君 そんなこと言ったって、もう七割も八割もほとんど必要するに赤字企業が増えてきているわけでしょう。赤字企業がこんなに増えながら、よく企業が存続できるなと思って感心をしているんですが。

しかし、いずれにせよ、そういう企業にとってみると、やっぱり節税というか、むしろ所得をきちんと出していただいた方が、景気が変動することに對するバッファとして、そういう形で繰戻し還付というもののシステムを入れた方が、私は、何かきちんと払おうかと、こういうインセンティブが働くんじゃないかなと思ってるんです。是非私たちはそれを考えるべきじゃないかというふうに思っているところでございます。

そこで、余りもう時間も多くありません。消費税のことについてちょっと。今回の中身の中で、消費税の免税点制度などの見直しと、こういうところが触れられているわけですが、消費税の引上げ問題というのは非常に国民にとって難しい問題というか、厄介な問題だろうと思うんですけれども。

実は、五月二十一日の衆議院の財政金融委員会で塩川財務大臣は消費税に絡んでこういう発言をされておられるんですよ。ちょっと読み上げてみたいと思いますけれども、これは石井啓一さんなんですけれども、どういふふうに言っているかといいますと、「税の方は高所得者の方に偏り過ぎておるといふことは、いわゆる消費税が低いものから、どうしても高所得者の方に偏ってくる」といふことは否めない事実だと思っております。そこを広く薄くしてもよろうことによつて、税の負担全体が」と、こうずっと言っているんですけれども。

要するに、消費税の税率が低いからいわゆる果進税率の高い高所得者にウエートが掛かっておると、こういう理解をされておられるんですが、そうすると、消費税を高くすると高所得者の税率は下がって、こういう理解なんですか。そこら辺、直間比率の是正問題とかよく言われるんですが、塩川財務大臣のこの消費税と高所得者との関係についてはどういふふう理解をしたらいいんでしょうかね。

○国務大臣(塩川正十郎君) その答弁の前に議論

がありまして、これからどんどん社会保障が進み当然増える負担が増えてくるということが前提であつて、しかも現状のままの消費税で移行するといふのだったら、私は、高所得者の方に税の負担も掛かってくるだろうと、こういうことを申し上げておつたと思つております。

したがって、これからの消費税の問題は、消費税をこのままで据え置いて、そして社会福祉がこれからどんどんと実額が増えてまいりますから、その実額が増えてくるものを、これを財政で補うということになると、一つは、非常に他の行政経費に削減を強要することになってくる、そのバランスが取れるかどうかということが一つ心配でございます。それからもう一つ、行政に依存するということになれば、それじゃ保険料なり年金の掛金という料金を引き上げていくのかというところになってくる。

いずれにしても、当然増は相当な額で増えることは当然でございますから、それをどういふ形で負担を分担していくのかということが問題でございます。まして、それは将来の問題として、是非、国会で大問題になるものから、今からしっかりと考へておいていただいたら結構やと。

○峰崎直樹君 そこで、今、高所得者とかあるいはいろいろ税についてのいろんな議論をするときに、大前提として私たちが知っておかなきゃいかぬデータ、要するに、所得階層別に見て税負担は本当のところどのぐらいの税負担なんだろうかと、このデータがなかなかないんです。

つまり、所得階層に応じた勤労所得税というのは分かるんです。そうじゃなくて、勤労者であれ何であれ、勤労所得であれ資産性所得であれ、帰属所得は別ですが、その所得といふものの性格を全部合算してどのぐらいの所得があるんですかと。例えば百万から二百万、一千万、一千五百万、二千万、三千万、五千万、一億、それぞれが実際に所得があつて、それに対する税率といふのは一体どうなっているんだろうかと。このいわゆる所得階層別の負担構造といふものが我々全然頭

の中にないたために、今おつしやつた、塩川大臣がおつしやつた、高所得者に偏るんじゃないかとおつしやつた。だけれども、高所得者の本当の意味での実効税率はどのぐらい行っているんだろか。そのデータあります。あります。いわゆる所得税は勤労所得だけじゃありませんよ、資産性所得であれ雑所得であれ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私、直接作つたこともございませんで、ちょっと事務当局にあるかどうか聞いてみました。

じゃ、大武主税局長が答弁します。(登録してない)と呼ぶ者あり

○峰崎直樹君 ごめんなさい。多分、大武さんがおつしやつておられるのは、このいわゆる所得階層別の実効税率という表がありますよね、収入の。

問題は、所得捕捉率なんです。そして、資産性所得あるいは雑所得、様々な所得が本当の意味でつかまれて、その上で、いわゆる税率がどのように実効税率上なっているんだと。このいわゆる表があるかないか。

実はこれは、ちょっと私、今朝、勉強会があつたものですから、勉強会で、アメリカから来られたスライモンという先生が日本の国税庁に問い合わせに行つたそうです。調査に行かれたそうです。行つて、いわゆる所得階層別の本当の実効税率といふものがどんなにやつても出てこなかったといふことなので、私は、そここのデータのしつかりと出さないで、これから、いや、負担が重くなるとか、いや、税率構造はこう変えるべきだとか、そういう議論をする上に当たつても、そういう改革の意味ではどんな結果が国民の皆さん方にもたらされるのかと。このデータがなかったら、恐らく判断がしようなくなるんじゃないかと。非常にアバウトに、いや、直間比率をやると金持ちに優遇だとか、そうでないとかと言つけれども、本当にそれがどのように実効税率が変わっていくのかといふような、そのデータを私はやはり税務当局としてはきちんと把握をすべきじゃないかと思うんですが、この点いかが

でございましょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今、捕捉率のお話ございましたけれども、正に捕捉率をとらえるということとは極めて難しいことでありまして、アメリカにおいても果たしてきっちりできているかどうかということは私も承知をいたしております。

そうしたことを含めまして、今突然のお話でございまして、後ほどお答えさせていただきます。

○峰崎直樹君 不公平税制はどうかということだけしか聞いていませんでしたので、是非、今朝の勉強会で指摘を受けて、本当に我々も考えてみたら、税率構造なんかデータがありませんので、どういう構造になっているのかというか、つかみ方がないなというふうに思っています。それはクロヨンについても、つまり所得捕捉の正確性というものも、やはりこれは納税者番号制度が要るんじゃないか、そこら辺は是非しっかりとした答弁をいただきたいし、またそれ、是非そういう議論の上に提起をしてもらいたいと思うわけであります。

さて、難しい問題の方にちょっと移っていきないうと思うんですが、実は道路特定財源問題を始めとして、これは総理大臣のいわゆる内閣総理大臣の指示の中に、実は歳出改革の中に特定財源のところが出てくるんです。そこで、今日は道路特定財源問題について、本当は今年とだけ改革があつたかとお聞きしようと思つたんですが、国土交通省からもまた総務省からもおいでになつていただいていますね。

来年三月三十一日で道路整備五か年計画が切れます。ガソリン税等の暫定税率も見直すチャンスです。一番肝心なのはそこなんですね。多分、自動車重量税のところでは改革があつたというのを恐らく今年はおつちやられたと思うんですが、あれだけ去年鳴り物入りで小泉総理大臣が出されて、一体、この暫定税率が来年三月三十一日に切れるということは、このいわゆる一年間の間に結論を出さなきゃいけないわけですね。ところが、

これ見ると何て書いてあるかというと、「可能なものは平成十五年度から具体化する。」「これらの諸税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などに十分配慮し、決定する。」と、こうなっているわけです。

そこで、この問題こそある意味では一番、自由民主党の中で道路問題というのは一番大きい問題だと言われている。道路族だとかよくいろいろ言われているわけですが、これが改革をしない限り本丸に迫つたことにならないと思うんです。ところが、それは可能なものからと、こう非常にオブラートに包んで、本当に道路特定財源の中のガソリン税、揮発油税のところをきちんと改革をするというそのメスは、今年は恐らく余りぱつとしたもの出ないのかなというふうにこれで見ると見えるんですけども、財務大臣、このところはどうか進んでいくんでしょうかね。

○国務大臣(塩川正一郎君) 着実に改革を進めています。だって、この前の参議院で、本会議で道路改革の、何という名前ですか、道路関係のありましたね、本会議で設置法、改革委員会の設置法、認めてもらったじゃないですか、ついこの前です。それを組織して道路の改革をやろうということも具体的に手付いてきているじゃないですか。だから、峰崎先生が言うのは、何かここ、総理が言うたから明くる日からようかんかみそりてぱつと切つたようにそこから変わるんやと、そんなわけにはなかなか世の中いかな。だから、そこへ行くまでの道程というものはやっぱり時間掛かるものですから、着実に進んでいます。

それともう一つ、道路財源の問題につきましても、これは道路から外してしまつて、一般財源として福祉に使うんだ、教育に使うんだ、そんなことは全然一言も言っていない。もっと、道路に關することであつて、道路以外のことで道路に直接関係あるもの、あるいは間接にあるもの、もっと幅広く、いわゆる道路環境の整備に使えるように幅広く使いたいということを言っておるのだから、従来からのように、特定財源の慣習とし

て道路五か年計画のとおりぱつぱつとそのまま使っている、そういうことはやめましょうと、こういうことを言っているんです。

○峰崎直樹君 塩川大臣、もう一つ実は塩川大臣、約束していることがあるんですよ。何かという、公共事業のいわゆるGDPに占める比率は、二、三%に。何年か先だったでしようか。

そうすると、この五年間また、この道路特定財源、七兆円近い大変な金額にメスを入れなかつたら、実はその目標なんか実現できませんよ。それと同時に、GDPに占める政府固定資本、いわゆる公共事業の比率というのが高過ぎるわけですね。それに引換え、教育費とか医療費とか、そういうものが低過ぎるわけ。これは、ある意味では財源を徐々にシフトしていくということは、これは当然出てくる話なんです。そのときに、この道路特定財源問題の根つこのところ、一番大きいのはガソリン税です。この問題にメスを入れなかつたら、あなたのとおつちやつた、いわゆる将来のGDP比の中の二%程度までに公共事業の比率を下げるということは実現できませんよ。その整合性をどう考えているんですか。

○国務大臣(塩川正一郎君) だけれども、また半面からいまして、必ず質問があるのは、道路のために使つてガソリン税を払つたユーザーは、そのためにそれを全く違うところに使うのやつたら契約違反じゃないかという声が出てきますから、ですから、このガソリン税あるいは軽油引取税を払つてもう方々は、やっぱり交通関係、道路に關係するもので、広場であれ道路であれ、あるいはモータープールであれ連続立体高架であれ、そういう道路の交通に有利に使つてもらえるようにしていただけるならば結構だという納得はしていただける。ですから、この財源を一般財源として福祉やとか教育だけに限つてしまふということじゃないということを言っておるの、そうなんです。

市計画とかあるいは駅前整備計画とかという事業等に使つておつたそういう歳出予算、そういう予算はもつとほかへ使えるんじゃないかということ、予算の使用に多様性を持たせてもらうことによってこれは有効に使つて、これこそ有効に使うことになるわけですね。

○峰崎直樹君 そんな、いや、去年はそういうこと、いわゆる重量税を変えたぐらいですわ、法律を改正しなくて済んだから。しかし今、道路特定財源を含めた特定財源の一般財源化という問題、これは総理は提起されたんじゃないんですか。我々はそれを含めて、これは本当にやり切れるかなど。

しかも、来年三月三十一日に暫定税率切れまです。そのときに、暫定税率というけれども、税率を見ていただいたら分かるように、ヨーロッパの税率、これは別に暫定税率じゃありませんよ、揮発油税、道路に使っているかどうかは別に、一般財源として使っているものの税率は、日本のいわゆる暫定税率を入れたこの金額とほとんど変わりがありません。むしろヨーロッパの方が高いぐらいです。アメリカだけちょっと特例ですわ。そういうときに、国民の皆さんに対して、これは一般財源化をしていきたいと言ふことは、これは重々できると思うんです。それに、実はここに書いてあるように、環境税への組替え問題というのが出てきているわけですね。今日、日本経団連の会長さんも環境税に前向きになつています。

環境省からお見えになつていますね。是非そこら辺、もういわゆる環境税の問題は二十一世紀の大きな課題ですから、是非、一般財源化をする。同時に、環境税への組替えという問題について前向きの少し考え方を提起していただければと思うんですが、環境省からお願ひします。

○副大臣(山下栄一君) 環境省としましてはこの環境税の問題、極めて大事な問題であると認識しております。

京都議定書を批准していただいて、また国内担保法としての地球温暖化対策推進法を改正してい

いただきました。その前提となる推進大綱の中に、経済的手法として税、課徴金、これは大事な問題であるので総合的に検討すると、こう書いてあります。これは政府として決めました。

環境省としては、今、この環境税の具体的な制度面の検討について中環審、中央環境審議会の温暖化対策税制の専門委員会、対策の専門委員会を作りまして、そこで去年の十月から検討しております。この問題をどうするか、より効率的に京都議定書目標達成を実現する可能性があるとこの認識の下に今審議をしております。近々中間取りまとめを行うと、こういうふうになっております。

○峰崎直樹君 たしか一月に総理大臣は、政府税調だったか、指示されたんですね、環境税の導入やあるいはこの特定財源の見直しの問題を含めて。正に今環境省がやっていると、より効率的に、やはり改革をすべきだという提起を私はしていると思いますので、そこは財務省、さつき暫定税率に一回戻してとかという、それももちろん、法律の建前上、そういう暫定税率というのは作っていますから、それを一回本則に戻してそこから先どうするかという議論の立て方ももちろんあり得ると思います。あり得るんですが、しかし私は、やはりCO₂税のことを考えたときに、今よりも暫定税率を半分に税率を下げて、どんどんまたこれガソリンを使ってくださいという活性になっちゃうと、CO₂税の目的からすれば逆行しちゃうと思うんですね。

そういう問題を含めて、その在り方についてどのようにお考えになつていか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(尾辻秀久君) 議論の本筋には必ずしも関係があるとも思ひませんが、事実関係ですのでもう申し上げますけれども、今お話しございました、今年一月に総理より政府税調に対して環境税に関する諮問がなされた、こういう事実がございますので、申し上げておきます。

そして、その環境税のこと、それから今、道路

特定財源のことなどいろいろ御議論いただいておりますけれども、いずれにいたしましても、今正に経済財政諮問会議や政府税調で議論をさせていただいておりますので、この議論を待ちまして、そして私も、いずれにいたしましても平成十五年予算案から反映させていきたいと考えております。

○峰崎直樹君 ちょっともう時間ないんで先に急ぎたいと思ひますが、ちょっと地方と国との関係で、内閣総理大臣の指示のところで、竹中大臣、これは税源移譲問題というのがこの中に出てこないですね。かつて、たしかこれは総務大臣が出されていまして、税源移譲という考え方が出ていたと思うんですが、この総理の指示を読むと、まず国庫補助事業の縮減は年内をめどと、それから今後一年以内に国庫補助負担金、交付税、税源移譲と、こうなっているわけですが、これも、そういう意味でいうと、税源移譲問題というのは交付税改革と一体のものになっていくんですか、それともこの国庫補助負担事業の補助金の問題の削減とセットになっているんでしょうか。その辺りはどういうふうにとらえているんでしょうか。そういう意味で、この一年以内というところが、一つは、なぜ一年以内なのか。今年、この年末なら年末に改革がでないんだらうかなと。私はどうも先走り過ぎているのかもしれないんですが、これが一点です。

それから、総務省にもちょっとお聞きしておきたいんですが、それは、総務大臣が、このやり取りをする中で、交付税の役割なんですから、財源保障機能とそれから財源のいわゆる格差調整機能、この二つは分けられない、こうおっしゃっているんです。これ、本当に分けられないのかどうか、この点お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず私に対して、一年ということでありまして、少しおっしゃった税源移譲との絡みでありますけれども、こ

の、今お手元に委員もお持ちかと思ひますけれども、要するに今回の指示の重要なポイントは、補助金、交付税、税源移譲を一体で考えるということとです。

これ正に一体で考えない意味がないわけで、それを一体で考えるということは、これは非常に大きな連立方程式を解くような問題で、非常に考えなければいけない問題がたくさん出てくる。その総合調整をうまくやりながら、これは一年でやれというのは、遅いという御指摘かもしれませんが、我々にとっては一年でこういう大きな工程をまとめるのは大作業であるというふうに認識をしております。

その意味では、税源移譲の問題はこれは一体だということ、それと、一年という期間、一体で工程表まで描くと極めて調整する項目が多いということを考えてみると、かなりきつい作業であるというふうに申し上げたいと思ひます。

○大臣政務官(滝実君) 総務大臣が、この財源保障機能と財政調整機能は分けて考えられない、こういうような趣旨の発言をいたしておるわけですが、基本的には、理論的に申しますとそれは分けて考えることはできると思ひます。それけれども、実際問題として、今の地方財政全般を考えた場合にこれを分けて扱うというのはなかなか難しい、そういうようなことも踏まえて総務大臣は、この二つの機能を全く別個に扱うというのには実際問題として考えられない、こういうふうに申し上げていると思ひます。

○峰崎直樹君 ところで、総務省にお聞きするんですが、国と地方のいわゆる借金ですね、交付税特会の、これはどういふふうにご処理をされているのか、考えなんでしょうか。

○大臣政務官(滝実君) 現在ございます交付税特会における借金のうち、地方負担分が三十兆あると思ひますけれども、この三十兆については、平成三十七年でしたか、それまでに年次計画でもって償還していくと、こういうような長期的な見通しの下に考えているわけでございます。

○峰崎直樹君 果たしてその財源どこから持ってくるのか、非常に気になる場所なんです。最後になりますが、実は、環境問題も国際的な議論なんです、実は、最近EUでもトービン・タックスというのが随分議論になってお聞きしております。そこで、あれは為替取引、金融取引に何回も、ヘッジファンドとかそういうものの取引に対して税を掛けていくということ、非常にこれは重要な役割を果たすのではないかと、非常にに言われておりますが、これについて財務大臣や金融担当大臣は、トービン・タックス、もしかするとG7あるいは将来サミットの課題などにもならないとも限らないと思ひます。その点についての御見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○副大臣(尾辻秀久君) 投機的な為替取引の抑制等の観点から為替取引に税を課せようとする、今おっしゃいましたいわゆるトービン・タックスにつきましても、欧州連合等では話題とされておりますけれども、現実に導入された例はない、このように承知をいたしております。

したがって、昨年七月のG7、財務大臣から各国首脳への報告書においても実行上の様々な問題点が指摘されておまして、その導入につきましては慎重な検討が必要であると考えております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) トービン・タックスの概要については、尾辻副大臣のお答えになられたとおりでございます。私も、資本の自由化をやった後、ともすると、それが行き過ぎたんじゃないかというように思ひ、これに対して何らかの手だてが講じられないかというようなことは、正にそうしたことが起こる都度考えさせられるわけですが、このトービン・タックスも、結局そうしたことの、中で、フィジビリティという、現実的な制度の可能性といったようなことについてまだ必ずしもいい知恵が同時に不出でいるというふうな

状況にはないように私ども理解をいたしております。

それやこれや考えますと、非常にこうした、特に短期の投機的な資金の取引というものをどうとらえるか、つまり、短期資金の動きとそれからこの実体経済との関係というのをどううまく調和させていくかということの中の議論の一つというふうにも私ども受け止めておりまして、これにつきましては今後とも耳を傾けてはいきたいと、このように考えております。

○峰崎直樹君 終わります。

○浜田卓二郎君 私は、連結納税制度とそれから国債格付、それに関連して我が国の税構造について質問をしたいということで質問通告をさせていただきました。午前中の山下委員の質疑と現在までの峰崎委員の質疑では私の質疑をしようと予定していた項目が全部出尽くしておりますが、少し角度を変えながら聞いてみたいと思います。連結納税制度については一点だけ、午前中の議論を聞きながら感じておりますことを伺いたいと思います。

【委員長退席、理事岡より子君着席】

私は、連結納税制度を導入するということは、歴史的にも、また従来からの経済界の要請を考えてみても適切なことであるというふうに思っております。その点は賛成でございます。ただ、二％の連結付加税というのがどうしても説明しづらいこぶみみたいなものになっていると思うわけでありまして、山下委員もその点はいろいろ指摘をしておられました。

私、よく分からないのは、峰崎委員の質問にも出ておったわけですが、これをどういうタイミングでなくすのか。なくすというのが、元々こぶみみたいなものですか、二％乗っける必然的な理由はないわけですかどこでなくすわけでしょうか。このなくす理由というのが、どういうふうにお考えなのかということですね。

一つは、景気が悪いから、税収が少ないから、景気が良くなったら二％は外しますという話なの

か、付加税を乗っけておいても皆さん連結納税をどんどん導入なさるんならば、そのままいかに余分にいただいておりますというお考えなのか、その辺り、どこで見直すかという、そしてどういう理由で見直すかと、そこをもう一度伺ってみたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 先ほどから同じ答えを繰り返しております。誠に申し訳ないんですが、まず、二年間という期限を切っておりますので、期限を切っておりますか二年後に見直すということでございますので、そこでいずれにしても見直す、こういうことであります。

ただ、そのときにどうなるんだと。もしなくすんならなくすで、なくす理由は何か、こういうこととでございますが、これもまた、この部分は率直にずっとお答えしておりますように、とにかく連結納税制度を導入することによって、平年度ベースで約八千億の税収減がある。今日の財政事情の中でそれは何とか補てんしなきゃいけない。そして、その補てんするための一つとして付加税を考えておりますから、そのときの景気の動向、税収の動向、そういったようなことが一つの目安になろうと思っております。

同時に、導入して、これは導入された各企業の皆さんのいろんな御意見出てくると思っております。で、そうしたものを当然参考にするといえますか、議論の中に入れてみると、こういうことだと思えます。

アンケートでもいろんな数字が出ております。例えば、連結納税制度を導入するのかと聞かれると、しない。理由は何かという、付加税だと。こう答えておられるところは非常に多いんですが、じゃ、それを反対側に、付加税なくなったら導入しますかという、必ずしも、じゃそうしますというアンケート結果にもなっております。で、そうしたようなことを今後導入した後見てみる必要があるかと、こういうふうに思っております。

○浜田卓二郎君 ちょっと私は議論がおかしいと

思っています。連結納税制度を導入したい企業というのは、そうした方がグループとしての企業経営、それに適切だと思われたいわけであって、それに二％がくっ付いているから嫌だという理由はあるけれども、その二％を歓迎して入れるという人はいないわけですから、元々、連結納税制度を導入してあげるんなら余分なものはくっ付けない方がよろしいと。

だから、それをくっ付けざるを得ない理由は、純粋に税収が落ち込むからだ、補てんだと。それを素直にお認めになって、だから二年に別にこだわらずに、早く法人税が回復をできるとか、あるいは私は、今日の議論は、そういう景気に左右されないしっかりした税構造というものをやっぱりこの際考えていかないと手詰まりだよと。手詰まりなんですよ。手詰まりだから妙なこぶみみたいなものを乗っけるを得ない。そしてしかも、それが余り適切な方法じゃないと思っているから二年というような期限を切らざるを得ないわけですから、これはできるだけ速やかに景気の動向を見ながら解消したいということで、私はそういう方向で行っていただきたいというふうに思っています。

財務大臣の以前の御答弁は、その気持ちを表しているからできるだけ早くということをおっしゃっているんで、むしろその方がきちんとした私は考え方であると思っておりますが、大臣、よろしゅうございますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) あえて初めから付加税の撤廃を前提にした議論で私は言っているんじゃないでございます。それよりも、実施してみれば、これは確かに私は付加税がこぶみ的な役割になっておるといことは認識しております。けれども、それ以外にも連結納税のいろいろな制度上の問題点が提示されてくるだろうと。そういうものと併せて考えていけばいいと思っております。で、取りあえずこれを実施して制度として発足して、できるだけ早い時期に私はこの連結納税制度を各産業界で検討してもらいたい、そして実際に

そこに議論を起こしてもらいたい、その上で決定していきたいと、そう思っております。

○浜田卓二郎君 繰り返すになりますから申し上げるだけになります。二％はなきやないでいいに決まっているんですよ。つまり、そこを聞く必要はない。連結納税制度が企業経営、グループとしての企業戦略にとって必要だと思ったら導入される、私はそういう素直な制度でいいというふうに思っておりますが、この問題はこれだけにいたします。

それで、峰崎委員と全くダブルですけれども、一つは国債の評価の問題で、スタンダード・アンド・プアーズ社が格付を引き下げた後にここで一度問答がありました。そのときに、政府として注文を付けるんだという御答弁があったというふうに思いますが、どういう注文を付けられて、それに対してどういう対応があったのか、なかったのか、その辺の経緯をお願いいたします。

○副大臣(尾辻秀久君) 大きく申し上げますと、格下げをいたしました根拠として言っておりますことが、私どもからいいますと、日本の経済力、ファンダメンタルズをしっかりと見たものでない。それからまた、そうしたことに對する、格付に対する定性的な説明が十分なされていないといったようなことを指摘して回答を求めたわけでございます。それに対して、一言で言いますと、十分な回答が得られなかった。

先日も申し上げたかと思いますが、例えば、デフォルトの可能性などについてリスケジュールがあるんじゃないか、償還の、というようなことを言っておりますけれども、私どもは毛頭そんなことは考えておりませんし、極めてあいまいな指摘といえますか、私どもにもっとストレートに言わせてもらいますと、いい加減な指摘がある。したがって、今これに反論しなきゃならぬ、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○浜田卓二郎君 その質問書というか、反論書というのはいかに出されたんですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 各格付会社に対して出したものであります。

○浜田卓二郎君 それはもちろんムーディーズ社にも出されたわけですね。その結果が今回の二段階引下げということですね。それについてはどういうふうにお考えですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 一言で言うと、腹立たしいといいますが、私どもの言っていることを理解してくれなかったと、この思いに尽きます。

○浜田卓二郎君 私が今日は言いたいことは、その腹立たしいという言葉が聞きたかつたんです。単に腹立たしいだけじゃ駄目なんです。

実は、今日の日経新聞で、ゴールドマン・サックス社が、格付がおいしいと、やっぱりスリーAでいいんだということを何かペーパーを出しているそうです。

それも、多分書いてあることは、実は私はこういう質問をしましたけれども、その財務省の発出した質問書なるものを読ませていただきました。誠にこともつとまなことが書いてあるわけですね。

要するに、貯蓄意欲は高いし、そしてしかも対外的な債権も多額にあるし、支払能力は十分あるんだと、何もここでデフォルトを心配される必要はないということが書いてある。それはそのとおりなんです。

じゃ、そのとおりなのになぜ格付が下がるか。実はここが私は根本問題だと思っているんですけれども、いかがですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 難しい御質問でありますけれども、最近思うんですが、たかが格付、されど格付みたいなことを私は強く感じております。たかがの部分はいろいろありまして、やっぱり全部彼らの指摘を我々が真つ向否定できるものでもない、反省すべきものもあるところはあるのかと含んでおりますから、そうしたところがあるのかと。あるのかというところは率直に認めざるを得ない、今後我々が生かさなきやならないものがある、一つはそういうことがある

うと思います。

一つは、大塚先生がこの前御指摘になりましたけれども、かなり政治的な側面を持つ。これは、アメリカがあの双子の赤字を抱えて苦しんでいたころもアメリカの国債はトリプルAから変化しなかった。それに比べて、今何で日本の国債が同じ視点に立つたならば下がるんだというようなことも言えますから、やっぱりそういうところから見ると、政治的な側面もあるのかなと思ったりしながら見ておるところでございます。

○浜田卓二郎君 先ほどの峰崎委員に対するお答えの中で塩川大臣がたしか、経済の力とか国民の力は十分あるんだと、それをどう考えているんだという趣旨のお話をされました。財務省の発出した質問書も正にそう書いてあるわけですね。これだけの力がある、それをなぜ評価を下げるんだということなんです。私は、国民の力とか経済の力のほかにも一つ、国家の力というのをあえて言わなきゃいけないだろうと思ってるんです。

つまり、税金をもらえなくなった、あるいは税金をもらう意思を非常に弱めてしまった国家という、その国家の評価が国債の格付に、一社のみならず二社までも同じようなランク付けをしていくというふうには私は受け止めておりますけれども、その点に対して塩川大臣の御感想を聞かせてください。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私はそこまで深刻に考えてはおりませんけれども、しかしいざにしましても、格付会社というのは、要するに社債とかそれから特定機関の発行条件等に基づいて算定しておる、言わば計数的に物を見る、そういう習性のある会社でございますから、国力のいかなものか、あるいは国の政策的な配慮はどこにあるかということの考え方が足りないと思っております。そこを見た場合に非常に残念だということであって、それをあえて言った次第です。

○浜田卓二郎君 その考え方、見方なんですけれども、ゴールドマン・サックスが見てくれるの

は、国民の勤勉さ、貯蓄性向、あるいはまた技術力、そういった経済の力、国民の底力。その面から見れば、当然その国民が構成する国の国債であるから評価ができる、そういう見方、これは一つ私は成り立つと思うんですね。でも、そういう見方が成り立つだけに、余計、そういう国民の力を生かし切れていない国家という、そういう視点が私は今深刻に、行政や政治に携わる、我々国会も政府も含めてですけれども、受け止めなければいけない問題ではないか、私はそう思うんですね。

そこで、ちょっと角度を変えて御質問申し上げます。これは、私も前に予算委員会でも取り上げて同じことを申し上げたわけですが、昭和五十年年度が初年度で、初めてこの案が作られたわけですね。昭和四十八年度に大きな歳入欠陥がありまして、それを前提として、昭和五十年年度を起点にして今後の財政の在り方というのを計算してみようということでありまして、これが大平大蔵大臣の下で提出をされて、そして、そのときは一般消費税といいましたけれども、今日の消費税導入の議論のきっかけになった。また、我々は、私は当時担当者でありましたけれども、そういうことを意図してあえて誤解を招くことを恐れずに試算を出したという記憶がございます。

この財政収支試算というのは、非常に単純化された計算なんですけれども、非常に正確なんです。後でずっとたどってみると、もう国債累積があの当時すぐ百兆円になるよという言い方をしておりましたけれども、そのとおり百兆円になりました。そして、その後もこの財政収支が試算で出してくる収支差額を埋め切れないうまま今日まで国債の累積をたらし続けてきているわけですね。

(理事より子君退席、委員長着席)
そこで、私が演説してもしょうがありませんから事務当局に伺いますが、この国会に提出された資料で、今後の、今三十兆で国債発行を止めよう

ということでは言われているわけですが、これがこの試算で十五年度、十六年度、十七年度、それぞれ国債発行額は幾らになっていきますか。

○副大臣(尾辻秀久君) 事務方参っておりますので私から申し上げます。

今お話しいただきました影響試算でございますけれども、単純に歳出とそれから税収との差額を国債発行だと、こういうふうにしたとすると数字が出てまいりますけれども、これはそのときのいろんな事情ありますので、単純にこれをイコール国債発行額というふうにも言えませんが、これはまずお断りを申し上げてお答えをいたします。試算は、実質経済成長率を〇・五%に見た場合と、それから一・五%に見た場合の二つの試算をいたしております。その差額を申し上げますと、年度は順次申し上げます。十五年度から申し上げますと、〇・五%を前提にいたしました場合は、十五年度が三十五・六兆円、十六年度が三十九・八兆円、十七年度が四十二兆円、こういう数字であります。次に、経済成長率を一・五%と見た場合の数字であります。十五年度が三十五・二兆円、十六年度が三十八・二兆円、十七年度が三十九・二兆円、こういう数字でございます。

○浜田卓二郎君 現状のままでいけば、来年度が三十五・六、それから三年後が四十二兆円ですか。問題は、成長率が、言わば景気が回復して実質成長率が十六年度以降二・五%という成長率を設定した後も、実はこの収支差額は今御答弁のように増え続けているんですね。実質成長率二・五%で成長しているんですね。経済が。つまり、景気が予想以上に、今日予想できる以上に回復をして後にも、この収支差額は更に順調に増え続けているんですね。そして、平成十七年度、四年後というのか、三年後ですか、三十九兆円になるということですね。

峰崎委員の質疑等の関連で言えば、私はもう、なぜこういう結果になるか。これを歳出削減だけでやろうというのは、これはもう到底無理だという明らかな数字ですね。だから、財政当局とし

でも、もうこの明らかな数字を外に出しながらやつていかざるを得ないわけでありますから、じゃ、それに対してどうするかという議論が私は真剣に始まらなきゃいけないし、そのところが非常に悩ましいわけですよ。

じゃ、もっと具体的に、私は結論から言うと、日本の税構造というのがもう縮まり過ぎちゃっている。この縮まり過ぎちゃっているやつを幾ら延長したって答えは出てこない。だから、それを歳出削減で身を細るようになっていくという、これは限界があるわけですから、その限界を早く認めた上でもっと前向きな税の議論を、小泉内閣の得意な言葉で言えば、それこそ骨太にやってもらいたい。

だから、先ほどの付加税二%の話なんかだつて、いじましい話ですよ。本来こうあるべきだと言いながら、なかなかできないから二%乗つける。そしたら、その税によるいろいろな誘導策とか何とか言いながら、効果減殺じゃないですか。それと、今、政府税調あるいは諮問会議とかいろいろところで議論が始まっているようだけれども、パイが小さければどんな議論したって財源がないじゃないですか。だから、やっぱり日本はもう国家としてぎりぎり追い詰められるところまで来ちゃっているんだと。その責任はどこにあるかと。塩川大臣はすぐ怒られるかもしれないけれども、やっぱり私は、私もかつて大蔵省でしたから余計そう思うんですけども、国库当局ですよ。

例えば、後で消費税の議論をしますけれども、医療改革の議論をしてきましたよね。これから法案がかかりますよね。あの中で、この前も申し上げました、国庫負担率を三〇%から五〇%に上げるわけでしょう。上げるときにその財源の議論がないじゃないですか。やつたにしても、結論としては出てこないじゃないですか。私は、あれは消費税でいくべきだと思えますよ。だから、そういう、つまり国家として国民にきちんとした税をいただいていく意欲というものを示していか

いと、国家の力はどんどん減退していくんですよ。本当にそう思いますよ。その瀬戸際にあります。

ニューズウィークの先週号の、先々週号だったかな、面白い記事が載っていましたよ。日本のスイス化という論文なんですね。スイスという国がどういう国が私よく分りませんけれども、要するに日本はもう引退しようとしていると、そういう見方があるという論文なんですね。引退して何をやるか。ゴルフをやるんだそうですね。ところが、最後の締めくくりは、まだ引退するには十分な金がないというんです。十分に金がないのに引退しようとしている国家であつたら、それはどんなに国民一人一人が豊かで勤労意欲が高くて、それは悲劇ですよ。私は、そういう意味でも、何か日本というのは、今、戦後六十年たつわけですから、国家としての分かれ道に來ているような気がしますね。

国民が豊かだから国家が減びないという保証はないんですよ。私、歴史は余り詳しくないんですけども、ベネチアなんという国は、多分あれは経済力とか通商力からすればまだまだ生き長らえた国家だったと思うんですよ。ものが決められなくなっちゃったんですね。それは衆愚政治のいい例として出されるわけだけれども。

そこで、もう一つ実態だけ伺ってみたいと思いますけれども、法人税については、今朝ほどの議論、峰崎さんの議論だったのかな、七〇%の企業が、法人が法人税を納めていないんですよ。所得税についての実態をちょっと説明してください。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

所得税につきましても、消費税の導入等というようなこともございますが、累次の税制改正によりまして課税最低限の引下げ、さらに税率構造の引下げというようにございまして、累進緩和をされました結果、大幅な負担軽減が図られていいます。その負担水準は、ある意味では主要先進

国の中でも最も低いものになっておりまして、国民所得比でも、所得税だけを取りますと四・三%というようにございまして、他の国はすべて二けたでございます。アメリカが例えば一・七%というような国民所得比。というのから比べると極めて低い水準でございまして、その意味では、財源調達に不足は所得再分配、いずれの機能も空洞化してきていまして、こういう状況にあるかと存じます。

○政府参考人(大武健一郎君) 適用税率で今お話がありましたので申し上げますと、例えばイギリスですと、二二%という税率のところに約八〇%、八割の方がいらつしやるわけでございます。それから、アメリカの場合ですと、実は一五%に七割、それから二六%の方は二八%のところにいらつしやるということでございまして、全体合わせて、一五%が約七割で、二八%のところに二六%から二五%ぐらいいらつしやるというようなことでございます。

○浜田卓二郎君 大武局長、もっと具体的に答えてほしいんですけども、この課税最低限というのは今幾らで、その結果、何%の方が所得税を納めているか納めていないか、数字をちょっと教えてください。

○浜田卓二郎君 ですから、課税最低限が非常に高いというだけじゃなくて、一〇%という税率のところで実際に納税者の八割が納税をしていると。

○国務大臣(塩川正十郎君) 課税最低限は標準家庭ということでやっておりますが、それは夫婦と子供二人、それで三百八十四万円まで課税最低限が下がっております。そして、そういういたしますと、給与所得者でございまして、給与所得者の四分の一が、四人に一人ですね、が課税最低限の適用を受けておるという状態になっております。

○浜田卓二郎君 課税最低限の問題がそういう問題であります。さらに、税率の刻みの問題があります。私どものもう大分年配になってきた者の記憶では、日本の所得税というのは非常に税率が厳しくて、世界で最も高い、厳しい所得税だという記憶をまだ引きずっている方がいるんですね。ところが、実際はそうじゃない。

○政府参考人(大武健一郎君) 今日、一応境界税率のブラケット別で見ますと、約八割の方が一〇%で済んでしまふという事態になっております。

○政府参考人(大武健一郎君) これは先生御存じのとおり、欧州の指令というところでは、一応最高二五、最低一五という幅の中で選択できるというところになっておりまして、例えばヨーロッパの国々ですと、フランスだと一六・六、ドイツですと一六、よく言う北欧の国々、スウェーデンとかデンマークは二五%というようにございまして、イギリスは一七・五%、それからイタリアが二〇%ということになっています。

○浜田卓二郎君 大武局長に続いて伺いますが、日本は直接税中心の国と。まだそうですね。アメリカとかイギリスとか、そういう国の所得税の実情はどうなっていますか。

今、五%という税率、日本と同じ税率は、今一応OECDの国々の中では実は日本だけでござい

その結果、この刻みの税率で最低税率を、一〇%です。最低税率の適用を受けている人の割合はどのくらいなんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 課税最低限は標準家庭ということでやっておりますが、それは夫婦と子供二人、それで三百八十四万円まで課税最低限が下がっております。そして、そういういたしますと、給与所得者でございまして、給与所得者の四分の一が、四人に一人ですね、が課税最低限の適用を受けておるという状態になっております。

まして、OECD外の国で台湾が一応五%、それからシンガポールが三%というのがございますが、いわゆるOECDの国々の中では日本だけ。あと、アメリカだけは御存じのとおりまだに付加価値税というのを導入しておりませんで、州税で小売売上税という税でやっているということでございます。

○浜田卓二郎君 税は安ければ安いほうがいいという面があるわけですが、この消費税でも今おっしゃったような現状であるわけで、私に説明をしてください。若いお役人さんは、ワールドカップに参加している国の中で五%の税率であるのは日本とチュニジアだけですというお話でしたね。あとは全部一〇%以上ですよ。しかも中国は、世界の消費税といいますが、付加価値税の平均税率でいこうということで一七%にしたそうですよね。

ですから、もちろんそれぞれ全部の税体系を見ていかなければいけないわけですが、まず今朝から明らかにしていることは、法人税を納めていない企業が七割、それから所得税を納めていない勤労者が四分の一、しかも納めている方の八割が一〇%の税率を適用されている。消費税は世界で、まあ世界で一番と言っているのかどうかですが、一番低いと。これじゃ議論が始まらない。実はそこまで日本という、あえて今日は大げさに国家という言葉を使うんですけれども、日本という国家は追いつめられてきている。それがいいという議論もあるんですね。別に国家が減びたって国民が栄えていいやいと、ボーダーレスだからいいという議論もあるんですよ。

大体、今中国を論ずる人も、別にあれを一つの国家として論ずる必要はないと、長江デルタとか珠江デルタとか一つ一つの経済圏で論じていけばそれでいいと。私は、その議論もだんだん正しくなってくるのかなという気がするんですね。そうしたら、国民が栄えていけば国家は減びてもいいということかもしれません。

あるいはまた、ニューズウィークの言うよう

に、日本はもう引退だと、あと残った金でゴルフやって生きていりゃいいじゃないかと、ゴルフやるかどうかは問題ですけども。実はそういう、私はぎりぎりのところまで日本の国家は追いつめられてきている、ここが岐路だと。だから小泉さんの構造改革を私は支持するんですよ。下手くそですけども、言い方もやり方も下手くそですけども、これしかないという思い込みは私は大事だと思っております。

ですから、もう一つ景気の問題もあるし、いろいろ問題があるのは分かっているわけですけども、どうかひとつ、日本の国家がここまでぎりぎりまで来ているということを確認をされて、国庫当局として、やっぱり景気も大事だけれども、あるいはまた選挙も大事だけれども、しかしこの議論だけはしていかなきゃいけないという議論をしてください。それをできるのは私はもう自由奔放なる塩川財務大臣だと思っているわけでありまして、今日はそういう一つのエールを送りたかったわけでありまして。

最後に、私、たばこのまないんですけれども、塩川大臣はたばこ税なんかには熱心ですよ。そうじゃないかもしれない。だから私は、今必要なことは大筋の議論であって、取れるところから取ろうという議論は駄目だと、それは申し上げたいんですよ。全体の税のバランスとか、それもやっぱり考えながら骨太の、これから国としての基本的な収入をどう確保していくか。今年できないんだったら、せめて景気が良くなったらこうするぞという議論は早く始めてほしい。そして、それを選挙のテーマにするんですよ。

私は、是非塩川大臣から小泉総理に言ってもらいたいです。次の税制改革の改革まで含めた全体の構造改革のプラン、国家改造プランみたいなものを骨太に作って、それをテーマにして選挙やったらどうですか。それを勝ち抜かなければならぬという追い詰められたところに日本の国家としてのポジションがあるということを、今日は生意気でですけどもあえて申し上げて、私の質問を終わります。

問を終わります。

○国務大臣(塩川正十郎君) 浜田先生、応援していただきましてどうもありがとうございます。

私も全くそのような感じでありまして、やっぱり基本に戻って物を考えるということだと思っております。そして、先ほどお話しございましたスイスのようになってはいかぬと。私はあれを読みまして、そのような傾向になっておること、ただ、そこで一つ違うことは、スイスは七十歳以上を高齢者にしてあります。日本は六十五歳を高齢者にしてあります。そこが一つ違うということ

と、それから、スイスは高齢者ではあるけれども高齢者の中での所得の再配分をもう一回やっている、日本は六十五歳以上の高齢者は全部平等に扱っている。その違いがあるというのを、私はそこを併せてよく研究してみたいと思っております。

ありがとうございます。

○大門実紀史君 最初、竹中大臣にお願いしたんですけれども、まだ時間が掛かりますかね。そうしたら……

○委員長(山下八洲夫君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山下八洲夫君) 速記を起してください。

○大門実紀史君 改めて、日本共産党の大門で

せつかく浜田さんが今回の税制改革、応援する質問をされましたけれども、水を差すようですけれども、私の方はかなり厳しい税制改革の御批判をさせていただきたいというふうに思います。

最初に竹中大臣に、今のこの日本経済の実態との関係で、今回の税制改革の方向について幾つかそもそも論をお聞きしたいというふうに思っています。

GDPの一―三が出たわけですが、全体として、どういいますか、私から言わせると、しよせん一喜一憂の範囲にすぎないといいますが、根本

的にそのベースは良くなっていないというのがまだ厳しい実態だというふうに思います。

これは、経済主体別というふうに、セクター別にこれは月例経済報告等で見てみますと、大企業の方は製造業を中心に回復の基調にあると、リストラの費用計上が一段落してアジア向け半導体の輸出等が伸びてきているというところで、V字型かU字型かは別としてそういう兆しが見えてくる。日銀短観なんかでも、下げ止まりつつある、先行きについても改善を見込んでいっているというふうになっていると思います。

ところが中小企業の方は、これは日銀短観でも悪化しておりますし、三月倒産件数等々見ても引き続きかなり厳しい状況にある。個人のの方も、家計調査の勤労者世帯を見ますと、一―三の消費支出というのはマイナスになっておりますし、四月の実収入も実質で一・三%減、可処分所得は三・一%減ということで、大企業の方は少し兆しが見えていすけれども、中小企業、個人の方は依然厳しい状況にあるというのが今の経済の実態ではないかというふうに思います。

そこで竹中大臣にお聞きしたいのは、今回の総理の税制改革の指示の中にも、経済社会の、先ほどもありましたけれども、活力を最重視するというふうにありますけれども、率直に言って、今の経済の状況を見ると、最もその活力に欠けているのは、セクターといいますが、経済主体で言うならば中小企業セクターと個人セクターではないかというふうに思いますが、その辺の認識をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、五十分からと承知しておりますので、お待たせして大変申し訳ございませんでした。

今、大門委員御指摘のように、景気は底を打ったという認識を持っておりますし、一―三ヶ月のGDPも、数字そのものはプラスになったということではあります。これはやはり循環的なもので、良くなったり悪くなったりする経済の一環でありますので、そのベースの部分というふうに申

し上げるべきか、正にトレンドとしての日本経済の実力は引き続き大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。同時に、その中でも特に中小企業を取り巻く環境は厳しい、雇用・所得環境などが個人消費等の民間需要を押し下げずるリスクもあるという、そういう厳しい認識を私たちも持っております。

ただ、大変評価が難しいのは、大企業の中でも良いところ悪いところが非常に多いところとして、中小企業の中でも良いところ悪いところとして、それは非常に多いところとして、その意味では、それぞれなかなか、このセクターセクターで今とらえるには、非常に大企業が多様化しているというのが現状ではないかと思ひます。

そうした観点から、総理の指示も含めて税制改革でやはり考えなければいけないのは、付加価値を生み出す法人部門の活力を高めるためのやはり税制である、それを国際的な整合性の中でやっていくということが私はやはり大変重要なのではないかと思ひます。

御承知のように総理からの指示は四つ出ておりますけれども、包括的かつ抜本的にやるといふこと、経済社会の活力を重視するといふこと、すべての人が参画し負担し合う公正な社会を作るといふこと、それとマクロ的には財源なくして減税なしである。そういった枠組みの中で経済の、これは以前から申し上げているように、供給サイドを強化するための法人部門の税負担の引下げというのを活性化の一つの軸にしていくなければならないかというふうに思ひます。

個人消費についても、申し上げましたように所得環境等大変厳しいというふうに認識をしておりますが、これは数字ですら短期でとらえるべきじゃないと思ひますが、一―三ヶ月の個人消費はかなりのプラスに貢献しているという点は、事実としてはございます。

決して楽観しているわけではありませんが、そうした経済の供給サイドを強化する中で活性化というのを図りたいというふうに思っているところ

です。

○大門実紀史君 基本的な認識としては私と一致されるというふうに思ふんです。ここにありますが、けれども、中小企業セクター、個人セクターはやはり厳しい段階にあると。

そうなりますと、もちろんそれにはいろんな手当てが必要になると思ひますが、少なくとも税制改革の総理の方針で出てきた方向といふますが、それが、先ほど言ったような弱い部分に対する対応としては、どうも私、逆さまになっているような気がするんです。

今のところ出されているメニューの段階ですけれども、例えば大企業セクターでいきますと、今日議論の連結納税もそうですし、実効税率の引下げあるいは試験研究費減税などがメニューに挙がっているところ、ところが、厳しいはずの中小企業の方には、課税ベースを広げるんだということ議論になっているのが、消費税の益税解消とかあるいは外形標準課税、もう一つは中小企業投資促進税制も整理するといふようなことが今議論されています。個人の方のセクターは後で取り上げたいと思ひますが、広く薄くということ、これも課税ベースを広げるということですが、先ほどありました課税最低限の引下げあるいは消費税を引き上げていくと、メニューからいきますと、さっきの経済実態とは逆の方向といふますか、厳しいところにはもつと厳しくなるといふふうなメニューが出されているんではないかというふうに思ひます。

このことは自民党の中からも懸念の声が上がっているというふうな新聞報道があります。例えば平沼経済産業大臣は、外形標準課税については中小企業に十分配慮すべきだと。消費税の免税点引下げも、小規模事業者は事務コストが掛かっているんだから、これは益税かどうかと慎重に検討すべきだと。

あるいは自民党の堀内総務会長は、外形標準課税は中小企業が苦しむから反対だと。課税最低限の引下げについては、弱い立場の人を苦しめる、

こんな景気にマイナスになることは反対だと。経済諮問会議の在り方についても、人に温かみがない、非常に観念的な税制論議がされているといふようなことを苦言を呈されております。

私も、この堀内さんの言われるとおりだといふふうに、この間の経済諮問会議での議事録なんかを見ますと、何といふますか、みんな財界の代表みたいな、とにかく政策減税や、これも後で指摘いたしますけれども、本場に政策減税なのかどうかというのがあります、とにかく大きな、輸出を中心とした大きな企業にいろいろ手厚く、中小企業は、あるいは個人は税金納めていないやつがいるからけしからぬといふような話ばかり議論されているというふうに思ひます。

私は、別に財界、大企業が社会的責任を踏まえただで頑張ってもらふことは何も否定しませんけれども、この経済状況の中で、どうしてそこだけ手当てしてほかに厳しくするのか、どうしてそういう議論になるのかというのが分かりません。堀内さん指摘されているように、もう少し経済諮問会議でも、人間味のある議論といふますか、本場に今大変苦しんでいる人たちをどうするかという議論が一向に出てこないのはなぜかというふうな、非常に疑問に思うところです。

そういう点では、中小企業や個人を助けようといふふうな方向での税制議論が一向にないといふのは一体どういふことなのか、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 諮問会議に対する誤解を是非解いていただきたいというふうに思ふわけでありまして、諮問会議での議論というのは、先ほどの峰崎委員に対する答弁でも申し上げましたけれども、基本的には基本方針であります。物事の考え方とか、世界の税制の動きに沿って、例えば広く薄くするとか、具体的なその先の制度設計そのものは、これは我々のような少数人数の組織では行えないということで、基本的な我々が考え方を示して、それを受けて政府税調、党税調等々で今後議論が進んでいくというふうに考え

ているわけでございます。

抽象的な話になりますと、その意味では非常に目に見えない、冷たいといふような議論にもなるのかもしれない、これは決してそういうことではなくて、とりわけ大企業を優遇して中小企業に冷たいといふことは、これは私はそうではないというふうに思ひます。

我々は制度の話を行っております。したがって、外形標準課税をどうするかというような議論は、これは諮問会議として、議員のメンバーそれぞれについてのお考えがあると思ひますが、詳細に議論は特にはしてありませんけれども、例えばですけれども、恐らく大企業で、商社のように世界的に利益分散を行って所得税を払っていないところにはしっかりと外形標準を払っていただくというところは、やっぱり必要なんだと思ふんです。

そういった意味からすると、大企業、中小企業というふうな観点から議論をしますと、これは少し議論がミスリーディングになるのではないかと今思ひます。頑張っている中小企業に対しては、むしろ薄くするというのは大変大きなメリットがあるわけで、そういった点も是非御理解いただきたいと思ひます。

○大門実紀史君 実際に出ている私は議事録を読んで質問をしているわけですが、そこで出てきているメニューでいきますと、今言われたような話のことは、メニューとしては挙がっていない。やはり、さっき言ったような、どう見ても中小企業、今のこの赤字で苦しんでいる中小企業には増税、中低所得者にも増税ということばかり議論されているというの、これは事実だといふふうに思ひます。

竹中大臣、限られた時間だということなので、私はそもそも、竹中大臣とは予算委員会等々で何回も、どこの部分に手当てしなければ日本経済はよくならないかという議論をさせていただいてきまして、平行線でなかなか、大臣は企業利益を上げれば所得・雇用が増えるんだというふうな、

セーの法則ですか、そういう議論を言われますが、私は、この十年で見ると、いわゆる会社が、企業が利益を上げればダムの水があふれるように国民に回っていくというの、これは昔の経済企画庁もそういう時代になつていないというふうに認められているとおり、もうそういう時代、今はそうならない。減収増益が基調になつていますから、利益を上げるためにリストラをやつて、それでまた消費が低迷して、失業が増えて、会社の売上げが落ちて、更にまたリストラやらなきやいけないと、こういう悪循環に陥つていて、この議論をさんざん大臣としてきたわけですが、いずれにせよ、今日はそういう議論、また改めてする時間ありませんのでやめておきますけれども、その方向が、この方向だとやはり景気全体が良くならないではないかという疑問を持つていると、このことだけ今日は申し上げておきたいというふうに思います。

せっかくなので、竹中大臣にはもう一つ、そもそも論でも一つ別の話をお聞きしたいんですけれども、広く薄くというのがございますね。この広く薄く、後で個別の中身は主税当局に質問したいと思うんですが、この基本的な理念といいますか、この広く薄くの税制でいうふうな社会を目指していくのかというふうなところをお聞きしたいんですが。

簡単に言いますと、広く薄くというのは、応能負担の原則とか、あるいは課税の累進を緩和するとかフラットにしていこうと。それは大臣言われるように、一生懸命稼いだ人はたくさん残るということで報われるという意味は確かにあるかも知れませんが、稼いだ人にとっては、所得の高い人にとっては。ところが、それはやっぱり結果の平等を追求するというふうな話になるかと思ひますが、その中で、所得の再分配機能というのが当然累進を緩和すれば落ちてくるわけですね。所得税やなんかはそうですね。これは、その世代にとつては結果の平等の追求でいいと仮になったとしても、その次の世代といひますか、子供の世代

にいけますと、やっぱり高額所得者の子供は高額所得者から出発するというふうな、いわゆる機会の平等が失われていくというふうなことになるにつながつていくと思うんです。ですから、広く薄くというのは、何か耳障りがよくて、何か重いものの負担が軽くなるような印象を国民に与えていませけれども、実際にはそれだけではない、非常にもつと問題のある中身も含まれていてと私なんか思います。

特に、この近代社会というのは、そういうふうな貧富の差が広がつては困るということとでわざわざ累進制を持ち込んだり、そういう貧富の差が拡大しますと社会不安が広がるということとでわざわざ長い時間を掛けて歴史から学び取つて、そういう機能を持つてきたと思うんです。それがこの広く薄く論で今進めていくとどうなつていくのか。

この間調べてみますと、ただでさえ資産格差あるいは所得格差、ジニ係数等が広がつていくわけですから、このままずっと推し進めていくと、何か昔の十九世紀の資本主義といひますか、そういう最初の資本主義みたいところに戻つていくような気がしてならないんですけれども、その広く薄くというのを目指す社会というのは、大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、お考えを開きたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 目指す社会というのを口頭で、二分で申し上げるのは大変難しいかというふうな思ひますが、今の御指摘の中で、やはり所得再分配は重要だというその御指摘にある意味で尽きているのではないかと、いうふうな思ひますが、それは私たちも全く否定するつもりはありません。非常に極端に、全員を人頭税にしろなどとは全く我々は考えないわけですね。累進構造は残る、当然のことながら残ると。それは私はやっぱり当然社会の安定のためにあつてしかるべきだと思ひます。問題は、その意味では、その程度ということなんだと思ひます。それともう一つ、今回、公平を公正と読み替え

ようということをおえて申し上げさせていたたいのは、正に今委員がおっしゃつた機会の平等と、この大にしよう。これは税の面でも大切にしますけれども、実は規制緩和等々を行つてみんなが同じようなチャンスを得るといふのも、これまた大変重要な機会の平等でありますので、これは税の中でもそうでありませうけれども、構造改革全体の中でそういった機会の平等は是非保障していきたいというふうに思ひます。

基本的には、日本のような非常に今一時的に弱くなつて経済は強くなければいけない。強くするためには、フロンティアに立つて走れる人になつていく程度頑張つてもらわなければいけないわけ、その意味で、法人等々の税負担を低くするということは私は重要であらうかと思ひます。しかし、それは決して、非常に極端に貧富の格差をとつてもなく大きくしてしまふということをお認めするわけでもありませんし、一つの世界的潮流及び時代認識として、フロンティアを切り開いていくような強さを日本の経済の中に取り戻したいと、そういうふうな考へていくわけですね。

○大門実紀史君 程度の問題ということですが、方向としてはその機会の、規制緩和はちよつと別な話だと私は思ひますので、税制における話でいひますと、やっぱり機会の平等が低下していく方向に今進みつつある、そういう提案をされているんじゃないかと思ひます。

その点でもう一つ、そういうふうな方向でとんでもない話が出てきたと思つていられるのは、タックスベイヤードモクラシー論ですね。納税者民主主義といふことですかね。これは、牛尾さんが諮問会議でも言われていて、よくこんなことが平気で言われるんだと思ひますけれども、要するに、こういうふうな大胆な改革をやると、大企業優遇とか中小企業切捨てとか、金持ち優遇、弱者切捨てと批判されてしまふ、そこは是非御理解を賜つてタックスベイヤードモクラシーを実現したい。話は急にすり替つていられるという気がす

るんですが、要するに、みんなが税金を払い、この国を支えていく、それで余つた金の中で政策税制を部分的にやつてほしいというのが私の考へだ

と。

竹中大臣も、今週の日経ビジネスですかね、日本の民主主義が試されているんだと、税金は苦しくてもみんなが負担して初めて税金、それが民主主義だと、そういうことを言われていませうね。

簡単に言えば、税金を払わない、さつきも塩川大臣、払わない横着者がいるという言い方をされたけれども、払わない者とか払えない、いわゆる低所得者が何か民主主義に参加する権利がないとか資格がないとき、そういうふうなことをイメージさせるような表現が始まつていふと、私、これ非常に危険だと思つていふます。

大体、国民が一〇〇%税金を納めていふ国なんか世界じゆうないですよ、九割だつてないですよ。ないですよ。昔、税金を払わなければ参政権を与えないと、昭和三年以前ですかね、そういう時代ありましたけれども、何かそんなアナクロの話でね、これは全然別なんです。その税金の問題と政治参加とか民主主義というのは、長い時間掛けて、さつきも言ひましたけれども、近代社会といふのは税金が納められないあるいは社会的弱者をみんな守るシステムを築き上げてきたのに、急に何かアナクロの、何といひますか、税金取りたいから知りませうけれども、何か貧すれば鈍すると、私、本当に指摘したいと思ひますけれども、どうしてこんな議論を、税金少しでも払うことが民主主義なんだと、こんな荒唐無稽な議論が出てくるのか。本当に怒りを感じるぐらいです、このことは。

これはいかがですか、竹中大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) 牛尾会長の議論等々御紹介がありました、決して、税金を払つていない人は民主主義に参加する資格がないなどと、そういうことは牛尾会長も一言も言つておられないはずだし、私ももちろん、塩川大臣もそういうことは言つた覚えはございませう。

申し上げたいのは、この委員会では何度か議論されていると思いますが、就業者のうちの非常に大きな部分が、三〇%とかそういった大きな部分が所得税を現実問題として払わない、払っていない。そういう中で、所得税の空洞化という言葉も使われるようになりましたけれども、これはやはり、基幹税としては余りにやはりちよつと行き過ぎていてはいないだろうか、そういう認識から出発する。

デモクラシーという言葉をあえて用いるかどうかはともかくとして、民主主義の社会というのはみんなが負担し合うということ前提にしているはずだから、そういった観点からも考えて、抜本的な仕組みを再考しようとか、考え直しましようというところで提起しているのであって、決して、委員言われたように、そういう民主主義に参加する資格はないとか、ましてや投票にどうこうというような、そういう議論では全くないというふうに申し上げたいと思いますので、是非その点は御理解いただきたいと思っています。

○大門実紀史君 もうそういうふうには誤解される言葉です、そういうことでないならば、ほかの表現を使われるようにお勧めいたします。かなり誤解されますね、はっきり言って、民主主義なんかと納税とを結び付けるとね、御指摘したいと思います。

大臣、お約束の時間ですので、これで結構です。ありがとうございます。

今、大臣言われた空洞化のことがほんまかいなというのを、次に主税当局に聞いていきたいというふうに思います。

広く薄くで、広くの方、広くというのは、今は狭いということですね。薄くというのは、今は厚い。だから広く薄くしていかなくないけない。これはそういう方向性かも知れませんが、先ほど言われましたけれども、徹底的にやったら大変な世の中になると。だからそういう方向性でやっていくと。

その中で、財務省の方では特に、薄くはやって

きた、これからは広くだというふうな話になってきていると思います。そのためにいろいろ、国民を納得させるためにといいますが説得するために使われているのが、先ほどから竹中大臣言われましたけれども、税金を納めていない人が四分の一もいる、あるいは税率一〇%の人が八割もいると。さらに、今少し申し上げましたが、タックスペイヤーデモクラシー論が出てくると。いろんなことを言って、納めていないやつが多いんだ、けしかたぬのだと、そういうことをどんどん流布して、何か税金を掛けていこうという、昔の大蔵省もそうでしたけれども、割と世論操作的に、世論誘導的にいろんなことが私、言われているんだというふうにはつきり指摘したいと思います。

そういう点でいきますと、最初に、働く人の四分の一が所得税一円も払っていないと。これはもう既に衆議院でも、私もこの委員会一度申し上げましたけれども、はつきり言って、だからどうなんだという数字なんです。

そもそも、この四分の一の根拠の分母です。これは前回指摘しましたけれども、就業者六千四百四十六万人、これを分母に置いて、納税者を上に置いて掛けてみると、七四%しか納めていないという話ですね。この分母そのものが、毎月の最後の二週間に一週間以上仕事した人まで含まれるというふうなアバウトな数字ですから、非常に実態がどうなのかというものはつきりしないということがありますし、それは指摘したとおりです。

例えば、資料をお配りしましたけれども、資料の一番目に、これは財務省の提出資料ですけれども、業種別の所得者と所得納税者人員の推移と。これで手書きで括弧を付けてありますが、要するに、この業種別のデータで合計していくと、非納税者は一千四百六十五万人と。ですから、先ほどの、今までは四分の一と言われていた千六百七十三万ですか、これとは二百万以上数字が違うわけです。この一千四百六十五万ですと、比率でいくと納税者七七%が納めている、納めていないのは

二三%という数字になります。

私は、そもそもこれは二三でも二六でも大した話じゃない、そんなのどちらにしろ問題にする話じゃないというふうな考え方をしています。

といいますのは、資料の二番目に、納税者の割合の推移、これも税調の提出資料ですけれども、グラフにしております。例えば、八五年なんかは三割の人が納税していないわけですね。このデータありませんが、調べてみたら、八〇年当時なんかは三四%が納税していないんです。

何で今、昔は三〇%でも三五%でも納税していても今問題にならなかったのが、今、二六とかあるいは私が申し上げた二三でそんなに騒がなきゃいけないのかというふうに私思うんですが、まずこの点、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ちなみに、広く薄くというのは、もう先生の方が御存じのとおり、消費税の導入のときからというか、その以前から私も主張してきた話で、ある意味では、所得税でも法人税でもある意味では薄くというのをかなりやってきたと思っております。その結果が、先ほど浜田先生の御質疑にあったとおり、所得課税におきましても世界の中での国民所得比では極めて低い水準になっているというのが一つの背景かと思えます。

今御質問のありました、所得税の非納税者が四分の一というのを何で今言うのかという御質問でございますが、その点につきましては、実は、御存じのとおり、我々今議論しておりますのが、あるべき税制ということで、それこそ総理から諮問をいただきました、十年、二十年の先の社会も含めて議論させていただいています。

そうなりますと、先生御存じのとおり、二〇〇六年からいわゆる日本の人口そのものがピークアウトするという事態になる。そうなったときに、先ほど竹中大臣も言われましたが、高齢化が進み人口が増えない、むしろ減るという中で、みんなが支え合えない限りこの国家というのは成り立た

ないのではないかと。もちろん、その一つとして消費税というのを入ってきたわけですが、やはり所得税においてもある意味では、今日、果たして、課税最低限の議論が先にあるんではないんで、みんなが払い合うという意味で、家族構成によつては他の家族よりも優遇されている部分があつて、それが本当にいいのかどうか、そういうものも含めて、それこそ男女共同参画社会というのが一方で言われておりますが、そういう問題も含めてこの際課税ベースを考えていこう、こういう観点から議論しているということでございます。

○大門実紀史君 私、聞いているのは、そのことは後で、課税最低限は私また資料に基づいて申し上げますが、要するに、この四分の一納税していないとかんか、今言われたのは租税負担率の問題ですね、基本的にはね。つまり、それは受益と負担の問題ですから、もつと根本的な、社会保障の負担も含めてもつと根本的な議論をしなきゃいけない話で、私が今聞いているのは、そうじゃないからどうのこうのという話が絶えずまくら言葉で付きますので、皆さんが言われなきゃいいからぬという話までされるわけですから申し上げているわけですね。

そしたら、これは余り意味がないですか、はつきり答えてください。

○政府参考人(大武健一郎君) ただいま御説明したとおり、それこそ人口が増える、そして経済力も伸びていくという状況においては、ある意味では、その四分の一である方が非納税者であるということが、ある意味では国家を営む上で可能であつたんだろうと思います。ただ、今後高齢社会になって、みんなでお年寄りを支え合うということと考えると、やはりその四分の一の方の中にも払っていた方がいいんじゃないかなとお願ひしているんじゃないかなんじやないかと、そういう思いがあるので申し上げているという趣旨で

ございます。

○大門実紀史君　そういうことですね。

それじゃ、もう一つ。それは後で課税最低限の中のこと含まれますので。もう一つ、この間言われている中で、税率一〇％の人が八割もいると。先ほどせっかく浜田先生が質問されたことを覆すように申し上げたいんですけど、資料③にその数字、データ、これも税調の資料ですが、あります。これも非常にトリッキーな、ためにする資料だなと私思うんです。みんな国によって税制違いますよね。例えばイギリスは個人住民税がありません。したがって、日本に個人住民税を加えるというようになりますか。

○政府参考人(大武健一郎君)　一五％になります。

○大門実紀史君　ですから、そうするとアメリカ程度じゃないですかね。いや、いいです。いいです。

要するに私が申し上げたいのは、これだけばつと見れば、日本は一〇％の人が八割だ、こんな低いのかと、こう使われますよと。使ってほしいために出しているのか分かりませんが、こういう何かのために、専門家では分からない資料をばつと分からない人が見たら、けしからぬ、何だ、一〇％、八割かというふうになっちゃうから、そういうふうな資料を出すべきじゃない、もっと正確な議論をされるべきだということを申し上げたいわけです。

さっきの大武さん言われた話に深く入っていきたいと思うんですけども、そうすると、大武さん言われた話、四分の一、事実として納めていない人がいる、こういう人たちに税金を納めていってほしいんだと、それが財務省の希望といえますか、方向だと。

そうしますと、そういう層なんですか、この四分の一、今現在、非納税者になっている人たち。どういう層だというふうに分けられているんですか。どういう層に課税したいんですか。

○政府参考人(大武健一郎君)　お答えさせていただきます。

できます。

先ほども申し上げましたとおり、課税最低限を下げるのを目的にしているわけではありません。

これは、課税最低限というのは、もう先生らが御存じのとおり、いわゆる人的控除と、給与所得者の場合でしたら給与所得控除とか、そういうものの諸控除を積み上げた結果が実は課税最低限になっているわけでございます。

その場合に、やはりこれから人的控除を例えば取ってまいりますと、果たして、総理からの検討指示にもございましたけれども、特定扶養控除、これは十六歳から二十二歳のお子さんについてだけ二十五万円増しがあるとか、あるいはさらに配偶者特別控除、これは配偶者控除に加えて更に配偶者特別控除というのが上乗せされていて、奥様を持つておられると要するに二倍になるとか、こういうところをむしろ見直していく、社会状況の中で見直していくという中から、もちろん課税最低限が結果として下がることもあるかもしれません。

ただ、これもこれからの議論でございまして、その意味では、そこでもし浮いたものがあるとしたら、それを他の控除に使うということだつてあるかもしれません。特に、三控除という、扶養控除、配偶者控除、基礎控除辺りはやはり慎重な御議論の上で検討されるべきだと思っております。

○大門実紀史君　どこを見直すか具体的な話をお聞きしているわけじゃないんです。四分の一の人が税金を納めていないと、この人たちがどういう層なんですかということをお伺いしているわけなんです。

私の方で資料を作ってみました。皆さんの方ではちゃんとした資料ありませんので。これは資料④にまとめたものだけですけども、これは実は、国税庁の民間給与の実態の年収別を、非常に細かいデータありますが、それをまとめただけです。もちろんその全体の四分の一という数字を出すためには自営業者を入れなきゃいけませんので、取りあえず、民間サラリーマンの中でどうい

う方が非納税者なのかというのをデータを作ってみました。

民間サラリーマンでいくと九百九十一・三万人が非納税者です。一年通じて働いている人が六百六・七万人、一年未満の勤務者が三百八十四・六万人。いろいろな年収別に細かく書いていますが、結論からいって、これをまとめますと、この九百九十一・三万人の内訳ですけれども、年収二百万円以下の層が七百八十八万人になります。住宅ローン減税の適用者が約八十八万人、七十八・三ですが、約八十八万人。その他が約百三十万人と。具体的にこれは皆さんのデータをただまとめただけですが、こういう数字になります。

こうしますと、具体的に非納税者をもっと税金を納めてもらうというふうになると、住宅ローン適用者というのは、これは政策減税ですから何年かたてば納税者になっていきますので、この人たちに掛けるというふうにはならないと思うんです。そうすると、一番目に①の二百万円以下の低所得者の人に税金を納めるような税制にしていくな、あるいは、三番目ですね、百三十万人。これは具体的に言いますと、課税最低限、国税庁モデルの、財務省モデルの三百八十四万人、その前後の方が多いいわけですけども、百三十万人。ですから、①か③のどちらかにどういうふうに掛けていくかという問題になるというふうに思います。

この点ではどういうふうにお考えですか。

○政府参考人(大武健一郎君)　いわゆる諸控除を見直す結果、この二百万円以下の方に掛かる可能性もあるかもしれません。ただ、この場合も、例えば世帯構成によって、例えば単身者の方と家族がいっぱいいる方もありますし、さらに、ここに出てくる二百万円というのは世帯主でない場合もかなり多いだろうと思います。そういう意味ではパートの方もこの中には入っているということだろうと思いますし、そういう意味では、果たしてどうい

う方々がこの中に含まれているのか、果たして分かりません。

その結果、例えば配偶者特別控除を見直したと

しても、単身者にはおよそ影響がない話ですから、そういう方には影響が及ばないでしょうし、あるいは逆に、単身者でない家族持ちの方ですと課税最低限が結果として下がることもある。そういう意味では、これに直接どのよう響くということは必ずしもこの表では分からないのではないかと考えています。

○大門実紀史君　ですから、私、申し上げているのは、皆さん個別に今挙げられている配偶者特別控除とかいろいろな税目と、非納税者を減らすということが必ずしもリンクしていないわけですよ。どこそこターゲットがあるわけじゃないわけですよ。

具体的にどこに納税者を増やそうとすると、今の経済実態といえますか、リアルに見れば、二百万円以下の層に税金を納めていただく方向になるとか、あるいは、百三十万人の課税最低限の今議論されているところのいろいろかわる方々に納めていっていただくか、どちらかしかないわけですけども。

例えば、年収二百万円以下の層といえますのは、調べてみますと、これ大体実質的には百五十万前後なんです。年収。だから、今のこの不況の中でいろんな方がいらっしゃるわけですけども、さらに、百万から二百万のレベルでいきますと平均年収百二十八万ですよ。この層に課税をしていこうと、何らかの課税していこうというのは、これは先ほどの議論と逆で、国際的には非常識の範囲に私は入ってると申し上げたいというふうな気がします。ですから、この層に掛けるようなことは、そこまでやるのかと。非常に、日本が非常にきつい、酷な税金の国になるということになります。

三つ目ですけども、例えばここで課税最低限を見直しをやったとして、この百三十万人全員が税金を払うようになったとしても、納税者比率というのには二％しか上がりませんよ、二％しか。そういうことになると思うんですが、だから、非納税者を減らすということとの関係では何もリンク

したのではないということですか。

○政府参考人(大武健一郎君) あくまでも、今申し上げましたとおり、どういう控除の見直しをするかに懸かっているわけで、先生は一方的に掛かっている人に掛かるという部分だけのお話されていますが、実は控除の見直しは高所得者にはより高い税率でその分は響いてくるわけでございまして、あるいは一〇％で掛かっていた人も、あるいは二〇％の方も、その分が限界税率で利いてくるということになります。したがって、それはみんな広く負担するという観点から見直しをするということであるということです。

それからさらに、その意味では、いわゆる四分の一であるか何かでもなくとも、いずれにしてもみんなが負担していかないと成り立たなくなっていることは事実で、何も消費税だけではなくて、稼げる方はやはり少しも払っていないだけないかという思いがあると。その意味では、控除というのをもう少し整理してみんなが払っているようにしたいという思いで見直しをしようと言っているだけで、個別に、じゃどれだけの目標にしようとか、そういうことを言っているわけじゃありません。結果として多くの方が払うようになっていただいた方が、元氣なうちはですね、そういう思いだということでございます。

○大門実紀史君 ですから、何も決め付けているわけじゃなくて、皆さんが非納税者が四分の一もいるということをまぐらに立てて物をおっしゃると、ここをどうするんだという話になりますよという意味で申し上げているわけで、それは、幾つかの控除がすべての所得の人に掛かるのなんか十分分かっていますよ。だから、逆に言えば、今議論されている広く薄く論というのは、中堅所得者なんかは、自分には関係なくて、どこかで税金払っていない人がいて、その人の問題だろうと思わされている。そういうふうなインプットされている人もいるわけだから、正確な議論をするんだったら、この四分の一非納税という話を再三取り上げてまぐら言葉にするのはやめられた方がいい

ということを申し上げたいわけです。

もう一つ、資料の二枚目に戻っていただいて、少し、そもそも課税最低限、あるいはそれによって非納税者、納税しない人が増えてきたと、それ本当なのかどうかというのを質問したいというふうに思います。

資料②のカーブを見ていただきますと、平成十年から十二年まで非常に底を打って上がって下がっている。こういうふうなじくぐぐのカーブを描いています。

理論的には、そもそもこういう課税最低限あるいは納税者の比率というのは、理論的に言えば、所得税制に変更がなければ、名目賃金が上昇して平均年収が上がって非納税者というのは減っていくというのが通常ですよ。時々そこいらいろいろ減税とか各種控除の引上げがあると、そうするとその直後には一遍納税者が減って、また、経済の状況にもよりますが、納税者が減っていく。これが今までのいろんな控除、減税やったときの納税者との関係だったというふうに思うんです。ところが、さっき言いました平成十年・十二年のカーブというのは非常に異常なカーブになっている。さっき言ったような、理論的には名目賃金が伸びていけばこうならないのがこうなっているというふうに思います。

具体的に見ていきますと、平成十年には定額減税がありましたし、平成七年ですかね、以降は、九八年だから平成十年の一回きりの減税を除けば人的控除というのは基本的に据置きだったはずですから、本来ならば、もちろん細かいいろいろな原因ありますけれども、非納税者はもともと少なくなる、納税者が増えていくはずだというふうに私のグラフを見て思います。ところが実際には、平成九年を底にして、定額減税が行われた平成十年を除いても、平成十一年ですとかね、二・三・四、平成十二年が先ほど言われた二六％と、かなり非納税者の方が増えていきます、この何年間、三年ぐらいで見ると。

(委員長退席、理事円より子君着席)

この原因、もちろん住宅ローン減税がこの間ありましたが、これは必ずかだと思っただけです。よね、全体の一割ぐらいの影響だ、非納税者の中の影響だと思っただけで、そんな大きな影響じゃない。そうすると、これは単に課税最低限が高いとか各種控除制度があるからということじゃなく、あるいはそれは一時的な原因にすぎないで、やっぱり根本的には、この間の景気が悪い、失業が増えている、あるいは正社員が減ってパート労働が増えている。正社員が一年間で百万人減ってパート・低賃金労働者が七十万人ぐらい増えているわけですから、この辺の雇用状況あるいは賃金の推移、名目賃金の低下、こういうものがあって、この三年で見れば非納税者が増えているというふうに見た方が科学的だというふうに私は思いますが、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ちなみに、そういう面もあるかもしれませんが、事実関係だけちょっと御説明させていただきます。

先生からも出ましたように、住宅減税の大幅拡充というのがこの十一年に行われておりますので、その影響をないがしろにはできないということと、同じく特定扶養控除がこの時点で、恒久的減税のときに定率減税外で課税最低限の引上げとして引上げが行われているということも響いているのかと存じます。

○大門実紀史君 その影響調べましたけれども、例えば住宅ローン減税は三年間で非納税者全体の増加分の一割程度にすぎません、数からいいますとね。だからそんなに、もちろん影響はないとは言いませんが、大きな原因ではない。

もう一つ、私の資料の一番最後ですけれども、四人世帯給与額に対する課税最低限の累年比較、これも財務省の資料を、それを削るべきところを削っただけです。これ見てもらっても、私先ほど申し上げましたとおり、相対的に言って、給与が伸びていないから相対的に課税最低限が高くなっ

て非納税者が生まれるというふうな相関関係がこのグラフでも分かるのではないかと。ですから、決して、先ほどから、今日議論されているように、課税最低限が今高いから非納税者が生まれているというふうな単純な話ではない。多分にこの間の賃金、名目賃金の状況、雇用状況が反映しているというふうな言えるというふうに思うんです。

課税最低限そのものも、既に衆議院等々で議論ありますけれども、国際的に比べてたって、購買力平価で見たら、ドイツやフランスなんか五百万、六百万ですから、それに比べたら高いわけじゃない。でも、何をもちって高いと言ったのか私分かります。税金払わない人が課税最低限が高いから生まれているんだというふうな単純な話ではない。経済状況の方が多分に影響しているというのが皆さんの提出された資料でも私は言えるというふうに思います。

ですから、今、それにもかかわらず、経済状況が非常に大きな原因を成しているにもかかわらず、更に、税金が納められないレベルの人たちに更に課税していこうとなると、更に景気が悪くなると、景気が悪くなると、結局、さっき言った、マクロ的に言えばまた非納税者が増えていくというふうな悪循環になる可能性が私はあるというふうに思います。

これは最後に、そういう面で、この税制改革の方向というのは何か経済を良くするんじゃないと悪循環に落ち込む。今、所得水準低いときに、所得の低い人に低いの目を向けて課税していくというのは、今の将来不安の問題もありますけれども、更に消費を冷え込ませて悪循環に陥って、マクロ的にも税収が落ち込むというふうになると私は結局思うんですけれども、最後に塩川大臣のお考えを伺って、私の質問を終わりたいと思います。大臣、是非一言お願いします。

○国務大臣(塩川正太郎君) 課税最低限の問題につきましては、これはおっしゃる通りに景気循

環、景気の問題等あるかも知れません。それは私は否定いたしません。

けれども、そもそも外国という比べて議論を展開しておられましたが、外国では、課税最低限の問題と併せて議論する場合には、消費税の導入が行われておるとのこと、これは非常に所得の、例えば英国等、考え方をとおっしゃっていましたが、英国は消費税が相当高いですから、これは所得のカーブをしておるとのこととも言えますし、いろいろな点において総合的に見ていかなきゃならぬと思っておりますが、我々も何も、課税最低限の引上げだけでも、税の空洞化といましようか税の公平化を改正したいと、そういうことだけを思っているんじゃないかと、税全体の構造の中で考えていきたいと思っておりますので、十分に我々も研究してやっていきたいと思ひます。

○平野達男君 平野でございます。

今回の連結納税制度に関連しまして、基本的なことを何点かお伺いしたいと思います。質問の内容につきましては、もう既に何人かの委員が立たれてまして、かなり重複する部分があるかと思ひますが、御容赦願ひたいと思ひます。

まず、一点目なんですけれども、今回の改正では、連結納税制度の創設に伴う財源措置と名を打ちまして、減収分を幾つかの政策によつて補てんするということな中身になっております。連結付加税の導入あるいは退職給付引当金制度の廃止などの課税ベースの見直しによる増税ということになつておるわけですが、ここで貰かれてゐるのはいわゆる税制中立ということだと思ひますが、一方で、今いろんな税制改革が議論されておりますけれども、この税制中立というのは、財務大臣のこれからのいろんな税制、それからあととは財政改革、いろんなことを考えるに当たつての基本方針なのかどうかということとをまず冒頭ちよつとお伺ひしておきたいと思ひますが。

(理事田より子君退席、委員長着席)
○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、一言で言ひま

して、政府対民間の税におけるバランスが中立であるということございまして、要するに、政府に甘く、また民間に甘いということではないと、こういうことございまして。

○平野達男君 もっと端的にお聞きしますと、減税分は常に何らかの形で増税でふさぐということとは基本方針ではないかということをお聞きしたつもりなんです、そこはどうなんでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、増減税は絶えずバランスを取つていくべきだと。

ただし、その増減税のバランスという中で、国富が思い切り豊かになつた場合、その場合は民間との関係がございまして、その場合は減税が先行するということもございまして、財政がきつくなつて国富が衰えてくればそれは増税をやつぱりお願いしなきゃならぬということございまして、国と、つまり官と民との間の所得の分配のことを中立化に、私は中心に置いて考えておると、こういうことです。

○平野達男君 なぜ今のような質問をしたかといふことについては次の質問の中でちよつと触れさせていただきますけれども、今回の連結納税制度、併せて一般の税制改革の中の背後には、やっぱり財政再建と景気回復という問題が横たわつてゐるというふうに出てゐます。

特に、この財政再建と景気回復についてはナローパスということと、両方達成しなくちゃならぬんだというふうに言つておるわけですが、その景気については、先ほど竹中大臣が言ひましたように、どこかでやつぱり底入れした感があるのと、GDPが一、二、三月の通算ではやつとプラスになつたんだということですが、その一方で、とはいつても輸出頼みでまだ日本の景気は本物じゃないと、脆弱だという指摘もあることについて、もう御承知のとおりであります。

問題は、もう本当にこれから上向くかどうかというところで、設備投資は落ち込んだまま、個人消費もまだまだ横にスライドしてゐる状況だといふ

中で、これをどうやって持ち上げていくかということだと思ひます。

それで、もう一つあるのはやつぱり財政再建でありまして、これは午前中の峰崎委員あるいは浜田先生からいろいろ御指摘があつたとおりでありまして、内閣府がいろいろと長期見通しを出しておりますけれども、これを見ますと、基本的には歳出のカットだけでも、まず政策としては歳出を抑えますと。

それからもう一つは、税収は名目成長率に比例しますから、名目成長率を二、何%という数字で、かなり上がるといふ見通しを立てておりました、これはかなり楽観的な見通しではないかと思ひます。だから、名目成長率が上がらなければ税収がそれだけ落ち込みますから、プライマリーバランスはなかなか、対GDP比に対する比率は減らないといふ状況になるわけでありまして、という状況であります。

その一方で、今行われているのは不良債権処理、構造改革と名を打つて不良債権処理あるいは規制改革といふふうに出てゐますが、これだけで本当に、今の現下の経済の状況の中で、私は、今の状況の中は非常にクリティカルな状況、まだ非常事態にあるといふ認識なんです、この認識が共有できないと次の議論がなかなか進まないと思ひますが。

こういった中で、短期的に需要刺激策というのはやつぱり必要なんじゃないかというふうには思つておるんですが、塩川財務大臣は短期的に見た場合の需要刺激策の必要性についてはどのようにならぬのです、どこが違ふかといふことは分か

りませんけれども、そこはどが違ふのかといふことを見ると、ソフトの面がGDPの中にはつきりと計算されておらないではないかなという感じがしてならぬのです。ですから、ソフトに關係しては企業は非常に要するに業績もいいし、非常に成長もしておりますが。

そこで、私は、さしずめの経済効果を上げるのには、ソフトに關係する部門、例えばITであるとかあるいは研究開発、こういうところに思い切つた資金を投入すべきじゃないかと。それと同時に、それをやつぱり実行して製品化して工業化していくのに伴うところの設備投資というものは必要ですけれども、設備投資は、私、ソフトから遅れてもいいんじゃないかと、そう思つております。

○平野達男君 そうすると、その中で税制というのは具体的にどういう役割を果たすべきだといふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私はやはり、雇用とそれから試験研究関係の投資、そこは最優先したいと思つております。

○平野達男君 つまり、投資減税を行うということですね。

そこで、また冒頭の問題に戻りますけれども、そのときの財源をどうするかということ、ほかのところをやつぱり増税をするといういわゆる税収中立、いわゆる収支のバランスを取るといふことをやつぱり貰かなくちゃならないといふふうにお考えなんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私どもが考えておりますのは、できるだけ歳出削減によつて資金を、減税資金を賄つていくということが基本でありま

す。

○平野達男君 私も、できるだけ歳出カットでやるということについては賛成であります。その視点でまたこの連結納税制度の創設に伴う財源措置を見ますと、今回、特にこの連結付加税についてはもう何回も何回も議論されて、恐らく答えは同じになると思ひますが、この七百三十

億なんかにつきましては、まあ歳出カットというのはできるかどうかということなんですけれども、いわゆる節約というのを毎年毎年掛けております。要するに、予算を一回配分しましたけれども、保留を掛けておけばいい。保留を掛けておいて節約をして、それを吸収するという事で、七百三十億ぐらいだったらいつでもこれ吸収できたと思います。

それから、あと、この退職給与引当金の廃止につきましても、これはちょっと話がずれますけれども、四年間、中小企業については十年間なんです、四年間だけ一応増税しますよということなんですけれども、全体のバランスから見ますと、連結納税制度の創設に伴う減収額の措置としては四年間の措置だけだということ、これも何かバランスを取るといふ割には若干、ちょっと中途半端な感じがしています。

ちよつと今話が、退職給与引当金の廃止についてはちよつと話の内容が別なのでこちらにおかせていただきますが、いずれにせよ、連結付加税の導入につきましては、先ほどの節約という観点でこれはやった方がよかったんじゃないかと思うんですが、こういった議論というのはされなかったんじゃないか。

○副大臣(尾辻秀久君) 歳出カットということ、これはもう私もはできる限りのことをやっておるつもりであります。したがって、それをやった上でのまだ足りない分の補てんどうするか、こういう議論であつたと御理解いただきたいと思ひます。

○平野達男君 私、七百三十億ぐらいの財源を、本当に議論したら、生み出せないというのはなかなかちよつと腑に落ちない感じがします。

これは、先ほどの連結付加税の浜田委員のお話にもありましたけれども、これ政策性が何もないんですよ。あくまでも、要するに、片方で連結納税について減税しますから、いろいろ差引きの計算でどうも穴が空くから、じゃ二%ぐらいでやりましょうというぐらゐの話ですね。

だから、その前提の中で、その中でそれを、今回の場合せつかくこれだけの制度をやるんですから、政策性というものを前面に出すんであれば、こはやっぱり歳出カットということ、やるべきだったというふうに思ふんですが、本当に見直したということなのか。どうも私はもう差引勘定で、措置としてはこれは非常に楽なんです、要するに二%ばんと入れてしまふのは。それで、各省にいろんな手間も、要するに協議する必要もない。財務省としてはこちよつと手を抜いたんじゃないかなという感じが非常にするんですが、どうぞ、いいですよ。

○政府参考人(大武健一郎君) 済みません、お答えさせていただきます。

連結付加税は、実はやはり連結納税制度の創設に伴う平年度ベース八千、さらに初年度でも五千四百億円の言わば減税でございますから、その財源措置としたときに、基本的には従来からの法人税の言わば課税ベースの拡大ということ、退職給与引当金の見直しとか従来から言われてきた課題の解消で税源を出させていたんだんですが、ただ、他方でそれらは、はつきり言いますと、連結納税制度を採用できない企業にも適用される措置でございます。

そういう意味では、連結納税制度を選択し、税負担減少のメリットを享受する企業にも相応の負担を求めないとバランスが取れないというような観点もやはりあつて、短期間ではあつても応分の負担をお願いしたいというのがこの措置の背景にあつたということでございます。

○平野達男君 ですから、私、今回の措置の中で、やっぱり今回連結納税制度を出したわけですから、この持つメッセージをどうやって強烈に与えていくかということ、ちよつと今議論したいわけですね。

今、先ほど言いましたように景気が非常にクリティカルな状況にある。それで、需要刺激も何かしなくちゃならない。それから、小泉さんは、小泉内閣は、これからは民力だと言っている。それ

で、国の財政発動よりは民間の資金でもって、民間の活力でもって景気を上げようと言っている。そういうときに片方でこでばこつと出てきたのが、やっぱり税収バランスということで国の事情を出してきちゃつた。これはやはり政策としては非常に中途半端な感じがするということをもう一度こで申し上げておきたいと思ひます。どうぞ、御意見ございますならば。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

先生申されるとおり、連結納税制度というのは、やはり国際化の流れの中で、企業サイドのみならず、やはり税の中立という観点からも、一つの課税単位としてその連結対象をとらえるという意味では税制としての一つの課題であつたと存じます。

ただ、他方で、この制度を取りますと、結果として大きな減税措置になるということも事実でございます。いまして、実は、大きな減税ができることかあるいは自然増収が見込まれることか、そういうときに導入できればよかったんですが、実は、企業分割税制をまず先行し、そして御存じのとおりこれだけの大改正になったものですから今日にわたつた。その一方で、やはり三十兆という非常に財政の中立性を守る中でやるとなると、このような措置をぎりぎり選ばせていただいたということ、選択させていただいたということかと存じます。

○平野達男君 先ほど浜田委員から本当にいい御意見を私も賜つたと思うんですが、ただ問題は、今の時期に本当に増税を仮にやっていたのかどうかということについては、私は時期の問題として異論があるところ、むしろ今は思ひ切つた歳出カットをする、歳出カットをした上でその分で減税をするということ、将来的に見た場合に、やっぱり名目成長率をプラスに持つていかなくちゃならないから、その道筋をしつかり作るといふことが大事じゃないかというふうにおもひますし、自由党はこれをずっと言い

続けてきているわけですね。やはり増税に頼るといふよりは、増税ももちろんいいんですけども、今の段階ではやっぱり名目成長率をプラスに持つていくと、プラスに持つていって自然増収で将来的にはブライマリー・バランスをいい方向に持つていくんだという方向を是非出すべきだというふうにおもひますので、その流れの中でいけば、今回の退職給与引当金の廃止につきましても、もう四年間の措置ですからこれは廃止するならば後でやつてもいい。今、本当に景気が非常にクリティカルな状態でわざわざこれを持つてこなくていいんじゃないかなという感じもしますし、これも最後に併せてもう一言だけ言っておきますが、答弁は結構です、先ほどの答弁で大体分かりますから。

それから次に、これは衆議院で我が方の議員が質問したこと、繰返しになつちやうんですが、いわゆる源泉徴収制度の問題であります。

今回の税制改正の中では、これは本会議でも質問したんですが、取る、取らない、要するにそういう議論をしているんですが、もう一つの議論は、やっぱり国民が今の税制、税にどのように参加するかという、これはやっぱりもう一つの大きな議論にならなければおかしいというふうにおもひます。私は、やっぱりどんな方でも少しでもいいから納税すべきだという考え方の持ち主なんですが、それについては賛否いろいろあると思ひます。

それともう一つは、やっぱりきちつとした自己申告をするということが非常に重要だと思ひます。たとえ課税最低限で税金を払っていないかたとしても、申告をすることによって自分が実は税金を払っていないんだということが分かるというだけでもこれは非常に重要だと思ひます。

あと、そういった政策性からいけば、今の源泉徴収制度ということについては思ひ切つた見直しをするということも是非今回の税制改正の中で議論すべきだと思ひますが、財務大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは非常にいい提案をしてもらっておと思つて、私も、衆議院のときでも確かに、中塚先生だったかな、御質問あつたと思つております。大体自由党というのはそういう理想主義を持っていますね。非常に、それで経済政策でも多分にロマン的ですよ、ロマン主義的なところがあると思つております。

私は、もう当然その方向に行くべきだと。特に、金融資産というものがこれから非常に税の中心になってくるということになってまいりますと、その公平な執行をしようとしたら、そういう納税者番号を付けて、これによって自主申告してもらおうという方法が一番正確ではないかと思ひますが、しかし、今これやり出したらそれはもう選挙ぐちゃぐちゃになってしまう、非常に難しいと思ひますね。

○平野達男君 そこが先ほど塩川大臣が言つた、今、全部の政治家ポビエリズムに陥つてゐるんだというふうにおつちやいましたから、そういうふうには陥らないように、やっぱりあるべき姿というのはきちつと追求するということだと思ひますし、先ほど中塚議員の名前出されましたけれども、あのときの議事録読みますと、塩川大臣、面倒くさいというような言葉をちよつと言つておられたんですよ。面倒くさい、納税者にとつては面倒くさい。確かに面倒くさいんですけれども、政策としてどうあるべきかということについてはやはりきちつと議論していく必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

それからあと、ちよつと最後の質問ですけれども、減税について、アメリカで、レーガン税制が非常に効果があつたという見方と、いやそうでもないんだという見方があるようです。個人所得税の最高税率、七〇%から五〇%に下げたり、あるいは減価償却、急速償却というんですか、それを認めたりして、それが一つのモデルになり得るんだというふうな意見があります。その一方で、やつぱりそうじゃないと。向こうの税制改革というのやつぱり供給不足のときに起きている、日

本はまだまだ需要不足だ、全然状況が違うんだと。それから、そもそも要するに減税自体がそんなに効果があるもんじゃないんだというふうな見方、いろいろあるようですけれども、塩川財務大臣はこはどのようにお考えになつてゐるかというところを最後に聞きまして。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話のとおり、このレーガン減税の評価というのはいろいろございまして。そしてまた二期と二期とございまして、この評価は当然そこで分かれるわけでございます。そこで、一概にお答えできませんけれども、一般にこの評価がどのようになつてゐるかということをお答えを申し上げたいと思ひます。

レーガン政権第一期の税制改正におきましては、経済成長を通じて税収増を期待して減税が行われました。減税を先に行つた後、その後税収増がある、こういうふうに見たわけでございますが、期待されたほどの経済成長は実現せずに税収が伸び悩んだことから、不十分な歳出の抑制等と相まつて、結果的に大幅な財政赤字を招いたと承知しております。失敗だったという見方の方が多い、こういうふうな理解をいたしております。

それに対して、第二期の税制改正は、減税ではありませんで歳入中立となつております。これは所得税の税率構造の簡素化、法人税率の引下げと同時に、租税特別措置や諸控除の縮減を通じて資源の効率的配分を図り、公平、簡素かつ経済成長を促す税制の構築を目指した改正であり、課税ベースの拡大と税率引下げ、広く薄くと言えるわけでありまして、という考え方はその後の主要国の税制改正の方向性に大きく影響を与えた、このように考えております。

○平野達男君 質問は終わりますけれども、時間がありますので、一つだけ要望を申し上げておきたいと思ひます。例のソプリン格付、ムーディーズとS&Pの格付の下がつたということで、財務省と格付機関がいろいろやつてゐるというのはマスコミ等を通じて知つてゐますし、今日もいろいろと財務大臣の

お話にありました。

これ結構、地元に戻りますと、国債の格付というの、中身はよく分からないのだけれども大変なことじゃないかというふうに思つてゐる方がたくさんいます。これはやつぱり格付機関と財務省がやると、いろいろやるというの、もちろんそんなんですけれども、それが一通り、一段落しましたら、何が問題だったんだと、向こうが言つたかと、我が方に対してはこうなんだということをきちつと整理して国民に分かりやすく是非やつていただきたいなというふうな、これはやる予定があるというふうにお聞きしましたけれども、是非やつていただきたいという要望をお願い申し上げます。

○国務大臣(塩川正十郎君) その問題、私も非常に大事だと思つておまして、近く、問答は二回やつておまして、もう一回返事来るはずでございますので、それを来ました段階で、小泉総理のメールやつていますね、あのメールが約二百七十万部出ておるんです。あそこにはまず第一弾としてこの経過を私のところで書いて出したと思つておまして、それと同時に、政府広報に通じて中身を知らせていきたいと思つております。

○大淵綱子君 財務省は、普通、国が行う行政の費用というのを予算化するわけですが、その予算総額をできるだけ税収で補うという責務を負つてゐるというふうな思ふんですよ。ところが、平成十三年度の一般会計税収は四十九兆六千億円で、一般会計予算総額の六割しか確保できていない状況ですね。平成十四年度は更に税収入が減少する状況で、四十六兆八千億円しか見込まれていないという現状です。

こういう現状なのに、あえてこの連結納税制度を導入して減収に拍車を掛ける、税収入を減収させていくというこの意義について聞かせていただきたい。今回あえてこの連結納税制度を導入する意義について、この税の減収というところから聞かせていただきたいと思ひます。

○副大臣(尾辻秀久君) これは再三お答えいたしておりますように、日本企業の国際競争力を増す、そして企業に強くなつていただく、そのことがまた経済活性化につながつて、今おっしゃるような、企業が元気が出れば税収は増えるわけでありまして、そういうことを期待して今回私どもが行うものであります。

ただ、当面、おっしゃる通りに減収になる分がありますから、それは何とか補てんをさせていただきたいということで、いろいろ併せてお願いをしてゐる、こういうことであります。

○大淵綱子君 日本の企業は国際競争力が非常に高かつたんじゃないでしょうか、かつて。そのときは、経済の高度化などということで非常に分社化とか子会社化を進めて、そして企業の経費負担、いわゆる税負担を軽減をする措置を積極的に取つて企業を応援してきた。

今度は、赤字子会社がその企業の経営を圧迫するような状況になつてくれば、この連結納税制度を導入してそして更に企業を救済しようとするような動きです。これを私も、今回の連結納税制度というのはやつぱり大企業を優遇する税改正ではないかというふうな思ふわけですが、でも、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そういう印象を持つて考えられたら我々も非常に困るんですが、そういう断定的な印象ではなくて、実はこれはもう前からずつと、数年前にやらなきゃならなかった言わば税改正なんです。それが遅れてきたということが第一点、これ知つていただきたい。

それはなぜかといつたら、御存じのように、今、会計上は連結決算認めてゐますね、会計上は、ですから、各会社の今決算報告をどの会社もやつてゐますけれども、連結決算の報告、株主に報告してゐるでしよう。つまり、会計上は認めておる。世界各国、会計上も認めておるし納税上も認めておるのに、日本は、会計上は認めてゐるけれども納税上は認めてゐない。これがグローバル化の中のいわゆる国際化に対応してゐない一つの大きい原因だったんです。これを早くや

ろうということが一つの問題だったと。こういうことが一点あるということ。

どうぞまた。

○大淵絹子君 そうですよ。それだったら当然強制制にすべきじゃないんですか。なぜ任意制を今回取ったわけですか。黒字企業の大部分がこの連結納税制度を導入しない方向。ということは、連結納税制度を導入すれば黒字企業は、いわゆる競争力のあつて強い企業は連結納税制度によって減税にはならないですね。かえって増税になつていくということが試算されている。だから、黒字の企業はそれは導入をしない、赤字企業に限って連結納税制度を導入することを認めるといふのは、税の公平とか中立とかということからすると非常に私はここからなところなんですよ。

なぜ任意制なのか。なぜ税制度を改正するとき、例えばグループ企業でやって国際競争力を高めて、そして企業の再編成を図っていくというならば、強制制度にしなきゃならないのじゃないかと、こう思うんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

連結納税制度は、税法の観点で言いますと、やはり経営実態が一体をもって経営されるという場合には一つの企業グループで判断するというような意味でこの制度を作らせていただいたということと、何も大企業だけではありませんで、いわゆるオーナー型の中小・中堅企業などにはこの連結納税制度採用ということが言われているところもあるやに聞いております。

ただ、今、先生の御質問がありました強制制の点ですが、やはりこれを強制をいたしますと、これは企業活動に、特に全部の企業に正に影響することになりますから、企業によってはやはりその事務作業が、特にその冊子にもありますとおり、かなり膨大な追加的業務負担を強制することになります。そういう意味では、やはりその適用について法人の選択にゆだねないとならないと。その代

わり、いったん選択したら、それをほとんどやめられないという形に取っているわけです。したがって、採用した場合には、それは事務負担が対応できるということですから、それは任意には離脱をさせないという形を取ったということでございます。

○大淵絹子君 しかし、一般の国民が税改正を受けるときには、もういや応なしに全部強制的に政府の方針に従って税改正というのは行われてきますよね。こうした企業が、さつき大臣は、連結決算を取るようになって、それがグローバル化だと、だから導入せざるを得なかったと、こう言っているわけですから、それじゃ、そのグローバル化に合わせていくならば、連結決算を導入している企業には強制的に連結納税制度というのを導入をしてしるべきだと私は思うわけですよ。

それから、そのところが任意制になって赤字の企業だけを救済できる仕組みになっていくというのは、この税制度を非常にゆがめているというふうに思うわけでございます。

例えば、企業組織再編成と言うけれども、赤字子会社は、他社から買った、あるいは七〇%とか八〇%の持ち株会社の場合は、採算性が合わないければ当然それは連結のところからはもちろん入れられないわけですから、当然それをじゃどう処理するかということになってくると、ここを切り捨てていってしまつて閉めてしまふか、あるいは他社に売ってしまうかというようなことで、当然、企業のリストラというふうなことは進んでくるだろうというふうに思うんですね。弱者切捨てのことが加速をする。それを企業再編成だと言うならば、それはまたそれで一理あるわけですが、これも、ここ、一〇〇%子会社という規定をしたことについて、どうしてかということをお教えください。

○政府参考人(大武健一郎君) これは連結納税対

象というのは、先ほども申しましたとおり、企業を一体として判断するという、その実質的の一体という判断をやはり一〇〇%に限らせていただいていふということなんです。それは、いわゆる少数株主というのが存在いたしますと、言わばその配当であれ何であれ、少数株主の方の利益というのは言わば無視されることになってしまいますので、やはりそこは一〇〇%に限らせていただいて連結納税制度を発足すると、こういうことにさせていただいたということでございます。

○大淵絹子君 そうしますと、例えば一〇〇%子会社の会社が相当の利益を上げているというような場合に、一〇〇%でなく九九%、一%の株を手放したことにして、九九%の子会社にしてこの連結納税制度から外して、そして納税をすることも可能になるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

正にそこは、各企業集団の株式の保有割合というのは当然各法人の選択にゆだねられておりますから、税制上それを制約するというものではございません。ただ、今申されたような意味で離脱をいったんしますと、五年間は連結グループには再加入できないということになります。これによりまして、子会社の言わばそういう恣意的なことは抑えられるというふうに思っております。

また、株式の取得等で一〇〇%子会社化を逆に図るとか、それらがもし租税回避をねらうとする場合には、包括的な租税回避行為防止規定によりまして、それは連結納税適用を否認するという逆のケースですけれども、そういうことも措置を置いているところでございます。

○大淵絹子君 五年間は再加入できないということですが、黒字企業、経営がばばんとしている企業であれば五年間というのは非常に短いというふうに私は思います。

また、先ほど、やむを得ない事由がない限りにおいて、一度採択をした連結納税制度をやめることはできないということを言われているわけでは

けれども、このやむを得ない事由というのはどういうことなのか、具体的にここで議事録の中に残させておいていただきたいと思います。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

正に先ほど申し上げましたとおり、連結納税制度自体が税制上企業グループを一体として課税することが適当だということですから、ある意味では、取りやめが自由に行える仕組みや恣意的な租税回避行為につながるということでございます。

そこで、連結納税制度を選択した場合には、継続して適用することを原則として、その取りやめはやむを得ない事情があるときと、今先生が言われたその規定を置かせていただいて、国税庁長官の承認を得た場合に限ることとしています。

このやむを得ない事情というのは、例えば連結納税制度を継続することによる事務負担が著しく過重になる、例えば実質的に会社自体が十人とか本当に数少ない人数になつてとても連結をやれないような経済状況になる、そういうような限られた場合を想定しておりまして、いわゆる単体納税の下での税負担がその方が減少するからというふうなことでの取りやめは認めないということを考えているということでございます。

○大淵絹子君 連結主体となる親会社を普通法人と協同組合等に限定をして、その法人税率も親会社に適用される税率を適用することになっていますけれども、軽減税率が適用される協同組合等やあるいは特定の医療法人が親会社である場合は、普通法人である連結子会社の所得について、今は三〇%課税になっていいますけれども、この一律軽減税率を適用することになるわけですね、今度の連結制度では、これは著しく税の公平性というのを阻害するのではないですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今度の制度というのは、あくまでも普通法人と協同組合等につきまして言わば連結納税制度というのを作らせていただきました。いわゆる普通法人なり協同組合とい

うところの下にある会社というのがその連結の対象になるわけですが、それは、全体としてその法人の言わば所得がどのような対象になるかということに応じて判断させていただいてるところでございます。

○大淵絹子君 あれですよね、協同組合等とか医療法人等が適用されている軽減税率をそのまま連結納税制度で使うことになるわけですよね。税の公平性ということを言っているわけですからね。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

例えば、中小法人である連結親法人の場合には軽減税率が二二になる。それから、協同組合等である連結法人の場合には軽減税率が二三。それから、今言われた特定医療法人である連結親法人の軽減税率は二三。それからさらに、特定の協同組合等ですが、規模の大きい協同組合等が連結親法人の場合の税率が二六というような税率になっておるところでございます。

○大淵絹子君 学校法人とかその他の公益法人等が一〇〇%子会社で経営している普通法人に対してはどのような扱いになるんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 公益法人の場合には公益の追求を目的とするものでございますから、収益事業から生じた所得のみが実は課税対象となるわけで、実は連結納税の対象外とされております。加えまして、連結納税制度は継続適用を原則としていますから、こうした収益事業を営むことが自然でない、ある意味では特別に収益事業を生じるというような場合ですので、ある意味でその事業を開始や取りやめが任意にできちゃうという意味では、連結納税制度の適用になじまないということから外させていただいているということです。

○大淵絹子君 税財源が減収をするということの見返りに、退職金引当制度の廃止という問題が非常に大きくなっていますけれども、これは東京税理士政治連盟から、退職金引当金制度の廃止

を中止をしてもらいたいということで要望が来ております。これは、退職給与引当金制度というのは廃止の方向でもう既に段階的に経過措置が取られている状況にあるわけで、ここに来て、四年間、十年間というような形で退職給与引当金を廃止をする方向を今明快到打ち出されてきたのは非常に問題であるので、これはもう中止をしてもらいたいというような要望も来ているわけですね。私が先ほど一番最初に、税減収があつて、その見返りのためにこうしたことが行われることは税制のあるべき姿として本当にいいのかなというふうには思うわけですが、この税理士協会の指摘に対してどうお答えになりますか。

○政府参考人(大武健一郎君) 先ほど来、連結付加税のところでも申し上げたわけでございますが、やはりこの連結納税制度自体が、初年度は五千億強、平年度で八千億強の減税になる。その中で、言わば国際的な調和という中で、長年築いてきたこの連結納税制度を導入するということを決めた以上、今年の言わば財政状況を考えまして、やはり何らかの増収をお願いしなければならぬ。そのときに、法人税の減税である以上やはり法人税の中でということになりまして、その場合、やはり長年課税ベースの拡大ということで、ある意味では小淵総理のときの減税のときに一部残してきた幾つかの租税特別措置の見直し、あるいはこうした退職給与の引当金等の課税ベースの拡大をまずお願いする、そして足りないところを連結付加税でお願いする、こういう実は位置付けで財源措置を考えさせていただいたわけです。

やはり退職給与引当金そのものは、これは内部拠出といえますが、内部積立でないものから、やはり長いこれからの言わば労働者という労働している方々のことを考えれば、徐々に外部拠出へという制度に変わっている過程でもございまして、やはりこの制度自体は見直していくべきだということ、そういう点で、この制度を四年、それも余り短期ですとそれこそ負担が大きくなるということ、大企業であれば四年、中小企業なら

十年間で均等で落としていっていただきたいというお願いをしているのがこの法律でございます。

○大淵絹子君 退職給与引当金については廃止の方向で動いていくところとは、それは私も認めているところでございます。しかし、いったんやめる方向が決まられて、既に経過措置に入っているものをあえてこの財源として持ち出してくるというこのやり方というのは、非常にもうつじつま合わせ、こそこそ手段と言わざるを得ないのではないかと、こういうふう思うわけでございます。

中小企業庁にきていただいておりますけれども、法人事業税に外形標準課税を導入しようという動きが総務省にありますけれども、十五年度税制改正に盛り込みたいとの報道も政府の方からあるわけですが、中小企業からは導入反対の声が高くなっています。

中小企業庁としては、中小企業を育てるという、育成をしていくという立場から、この外形標準課税の導入に対してどのような対処をなされているのか、お聞かせください。

○政府参考人(小脇一朗君) お答えを申し上げます。お尋ねの外形標準課税でございますけれども、外形標準課税につきましては、本年の一月二十五日の閣議決定にありますように、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深めてまいりたい、このように考えております。

その際、外形標準課税導入によりまして法人の所得にかかわる実効税率が表面的に下がるかどうかではなく、法人の税負担全体が実質的に増加するかどうか、あるいは雇用や競争力に与える影響等々、経済や企業活動の実態を十分考慮する必要があるかと考えております。

特に、中小企業に対する影響でございますけれども、厳しい経営状態にあります中小企業の拒絶力の問題、あるいは、特に賃金を課税標準とした場合には、労働集約的であります中小企業の経営やあるいは地域の経済に与える影響、これらを十

分考慮することが必要である、このように考えておるところでございます。

○大淵絹子君 導入をする方向で多分話が進められているんだろうと思いますが、個々の中小企業に対して、じゃ、もし導入をされたらあなたのところは大体こんなことになりましたというふうな、もうちょっときめ細かな相談ができるような対応を取っていただくことが私は必要だろうというふうに思いますので、是非中小企業庁としてはそういう努力をさせていただきたいと思っております。いかがですか。

○政府参考人(小脇一朗君) お答えを申し上げます。

ただいま御答弁を申し上げました今年一月二十五日の閣議決定でございますけれども、「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、」云々と書いてございまして、今後、議論が深まるに従いまして具体的案が出てまいります。そうした過程では今先生御指摘のようなこともいろいろ考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

○大淵絹子君 法人税に応能負担の原則を貫いて累進的な多段階税率にすべきだという、中小企業、今、同じ要望が来ている中に書かれているんですけれども、財務大臣、これからの日本の法人税の在り方について、今の段階で塩川財務大臣はどのように考えておられますか。

この多段階、例えば、所得総額の限度において一五%にしろとかあるいは二〇%にしろとかというのがあるわけなんです。この要望書をもっと具体的に読ませていただきますと、所得の一千五百万円までは一五%、これは資本金一億円未満、あるいは所得五千万円までは二五%、所得五億円までは三四・五%、所得五億円以上は四〇%に変更しと、中小企業ではこういうことを言っているわけですが、今、現状は、中小企業が二二%、そして大企業は三〇%という税率に去年引き下げられているわけですね。しかし、中小企業の人たちから見ると、拒絶能

力があるところにはもう少し負担をしていただいてもいいのではないかと、こういうことが要望書として上がってくるという様な時代になっているんですけれども、法人税率の在り方について、将来的にどうあるべきなのかという様なことを今お答えいただけたらお願いいたします。

○副大臣(尾辻秀久君) お話しのとおりに、個人の所得税には累進課税が行われております。これは、申し上げるまでもないわけですが、所得再分配機能というのを求めて行われておるわけでありまして、果たしてそれを法人税に当てはめることが適当であるかということになりますと、私も適当でないと、こういうふうに考えております。

そして、更に申し上げますと、もしそういうことを認めますと会社が際限なく細分化していく。小さくなる方が税率が下がるんで、小さな会社を一杯にしてしまおうというようなことも当然考えられますし、私どもとしては、今のその考え方は適当でないと、こういうふうに考えております。

○大淵絹子君 だって、その連結納税制度を導入するのは、そうした細分化をして更に活力、国際競争力を上げるんだという様なことをおっしゃっているわけですから、その今の答弁は、全くそれじゃちぐはぐじゃありませんか。私は今言うつもりはなかったんですけれども、余りにもちぐはぐなのでちょっと言わせていただきました。

○副大臣(尾辻秀久君) 同じ細分化と、今私が申し上げたのは細分化というふうに言いましたのでそのように御理解ください。分社化と細分化はやっぱり違うと私は考えております。

○大淵絹子君 終わります。

○椎名素夫君 今日はいくつ長いことやっておりますし、私自身も座っていてくたびれちゃったので二十五分全部使うつもりはありません。ムーデイズのその格付の話と、それから一、二、連結納税のことを伺おうかと思っていたんですが、もう既に随分、午前中以来、峰崎委員とか、あるいは先ほどは浜田委員、大塚雄弁に私の言いたい

ことを相当言っていたきましたので、もう余り言うことはありません。

それで、ちょっと付け加えると、日本の円建て国債の格付の問題ですが、余りそういきり立つこともない話だと私は思うんですね。というのは、何も日本の国力について議論したわけでも何でもない、要するに証券市場に出ている日本の円建て国債という商品をどう思うかということ、将来にわたって、あいつ間違つたといつて失敗しないように言っておくというのがああいふ格付会社の格付の問題でございまして、ちょっと私のこの位置付けというのはそんなものであると思っております。

だからといって、しかし、じゃどうしてそんなに低くしたというのは腹立たしいという先ほどの言葉がありました、確かに腹が立つところもある。ましてや、これは引き合いに出されて気の毒な国だと思ふんですが、ボツワナとどうのこうのという話になる。あれを聞いてみますと、簡単な話で、ボツワナというのは、これも失礼なことを言うようですが、木造の小さな船である、船に例えれば、こっちは何十万吨の鉄でできた物すごい巨船である。穴が空くと、向こうは沈まないんです。こっちは、穴が空いて浸水すると沈みます。そのことを言っているんです。このままだと穴が空いて穴が広がっちゃうよというおそれがあるよと、こういう話なんです。

これはやっぱり我々もう一度よく考えた方がいいと思うんですが、それで思ひ出すんですけれども、私、八〇年代の前半ぐらい特にお手伝いをいたしました。向こうとこちらの政府の間でいろんな話をしたんですが、当時、日本の中でも、事実、七〇年代の最後から八〇年代というのはこの西太平洋辺りで結構当時のソ連が一生懸命やりまして、余り愉快な感じじゃなかったんですね。だから、非常にやる必要があったと私は思ったのでやっただけですが、日本の中の議論でも、日本は相当経済力が伸長して、その経済力に見合ったぐら

いの貢献をしなきゃいけないというようなことを言う人も随分増えておりました。向こうもそう思うんですね、アメリカの政府辺りの人間あるいは議会。そうしましたら、こっちはとてもそういうわけにはいかないよというのが政府の言いぐさでありまして、日本、国全体としては確かに金持ちに見えるかもしれないけれども、政府は言わばおやじなわけですが、一家の中の。おかみさんにすっかり財布のひもをほとんど押さえられちゃって、それから長男、長女その他に小遣いをやり過ぎちゃって、おやじには実は金がないんだと。この財政の中で、おまえ、そんなにやるわけにはいかないというのが一番強い論拠でありまして、できないできないと言っているので、私などはよく、ノーと言え日本とかいう話が出てきました。が、毎日毎日ノーばかり言っていたような感じなんです。ですから、どういふことかという、日本の中にお金があっても政府にお金がなければ貧乏なんですから駄目ですと、こういう話。

ところが、今度のを聞いてみますと、けしからぬと、あんな格下げをしやがってけしからぬという話で、その中に、いろんなことを挙げておられますけれども、相当重要な要素としては、日本には千四百兆の個人金融資産があるし大丈夫だというのが相当重要な要素として挙げておられるように思っています。

これは、昔は、あれは人の金ですから使えませんが、配っちゃったから。言っていたのを、今度のは、あれがあるから大丈夫ですと言っているんだね。そこ辺りがよそから見ると非常に分からない話で、この話が先ほどの浜田委員のお話にもつながるんだらうと思うんですが、都合のいいときには、あれは私は手を付けられない、都合が悪くなると、いや、良くなるか悪くなるかどっちか知りませんが、いや、あれがありますからというその首尾一貫性のなさ、この辺りがもうまたかという話なんです。これは一つ気を付けなきゃいけない。それからもう一つは、今のこの法案に対しても

国際競争力の何のという話が随分出ますが、八〇年代少なくとも中ごろまでは、日本の企業の競争力というのは物すごい、もう世界じゅうを席巻するんじゃないかという様なことを言っていたし、現に経営者の方々も、もうアメリカとかヨーロッパに学ぶところは何もないんだという様なことを言っておられた。それから、おだてると本が売れるものだから、日本のことを褒めた学者なんかアメリカ辺りでたくさん現れて、みんな喜んでもうけさせたという様なこともありました。それから、お付き合いがあった当時金融で証券とか銀行のトップの方々が、本当は向こうはその背後にある金が目当てで呼ぶんですが、何か会議には是非来て御高見を承りたいといつて講演させて、講演一しゃべりするとみんなが寄つてきて、いやもう実に洞察に満ちたお話を伺ったとかいつておだてられていい気になっていたのが、もう本当に昨日の様なことだと思ふんです。

ところが、今やどうなつていっているかという、もうすっかり意気消沈して、何かという政府が何とかしろとか政策が悪いとか何とかかと言っています。ある意味では銀行なんかもその一番の例ですが、企業のガバナンスというのがもう全く廃れちゃっているというのが一つある、いろんな掛け声は別にして。

それから、政府は相変わらず、それこそ税金もきちっと集めることもできない。千四百兆というのがあります。千四百兆というのがある、要するに人の金だと昔言ったもので、現実的にはあれは人の金なんです。よく、この政府の大赤字というのは国民一人にすれば三百何十兆円の借金をみんなしよっているんですよといつて脅かしますが、これは借金じゃなくて債権なんです。国債の持ち主からいえば、それで、もし国と一緒に債務をしよっているというのが本当の解釈ならば、例えば相続税のときに国債を持っていたら、その部分控除してまけてもらわなきゃいけない。ちゃんと取るでしよう、財産として。これは債権なんです。

何かそのところはよく間違えると思うんですが、みんな一緒になって苦労しようというようなことに引きずり込むという、マインドコントロールみたいな要素がどうも入ってきているんじゃないかという気がしまして、これは是非直しておいていただきたいと思ひます。

それで、あとは、そういう意味で政府、それから、いわゆるポピュリズムで政治家もきちっとしたことを言わないし、ちよつとさつきから言われているこぶみみたいな話で、これは取り返そうとかどうしようというような細かいいいましい話しかしていない。

それで、今日もここで一日、丸一日使っているわけですけども、どこを見ても、この穴がちよつとふさがるかどうかという確信が持てないと、そういう債権というのは今すぐにはどうということはないけれども、そうお勧めできるものじゃないよという話なんです、あれ。

だから、そのところは私はよく考えて、何をやればいいか。総理を始めとして改革だと、こう言っておられるでしょう。事実そのとおりだと思うんです。やってみせて、後であなた方が恥ずかしい思いをするよと言言っておいて、やるべき仕事をどんどん進めるか進めないかというところに日本の本当の意味での勝負がある。それが進めばいやでも応でも格付なんというのはほんと上がるんです。だけれども、相矛盾、前後矛盾するような話で、経済の潜在力とか何とか、まあ怪しげな話で余り一生懸命なされると、大國の誇り今やいずこかという話になりますから、そういうような感じでこれは是非やっていただきたいというふうに私思ひます。

それから、この連結制度の話ですが、本当にガバナンスのスピリットが何なくなっちゃったようなものを元気づけようって、だけれどもそれが物すごく効くんだったら、ちよつとやそつとの税収減取り返そうなんという話はもうやめた方がいいという気がいたしますね。何も今年減つたものを今年取り戻さなきゃいかぬという話でもない

し。そうでなかったら、もうちよつと待ってもらつたつてどうってことないというような、これはもう全く感想でありまして、大臣から答弁を求めようという気もいたしません、是非お考えを願ひたいということをお願いして、終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山下八洲夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法人税法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る六月十三日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願(第二六九七号)(第二六九八号)

第二六九七号 平成十四年五月二十九日受理

消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願

請願者 茨城県結城市上成二七ノ四五 仙

石あけみ 外八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二六九八号 平成十四年五月二十九日受理
消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願

請願者 茨城県下妻市下妻丁二七四ノ三

渡辺要 外八十六名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

平成十四年六月二十日印刷

平成十四年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D